

【別表編】

■ 別表目次 ■

総 則

別表第1 適用区域（第3条）

建築基準法に基づく建築物の用途等に関する制限

別表第2 建築物の用途の制限（第5条）

別表第3 建築物の容積率の最高限度（第6条）

別表第4 建築物の容積率の最低限度（第6条の2）

別表第5 建築物の建蔽率の最高限度（第7条）

別表第6 建築物の敷地面積の最低限度（第8条）

別表第7 壁面の位置の制限（第9条）

別表第8 建築物の高さの最高限度（第10条）

別表第8の2 建築物の高さの算定方法の特例（第10条）

別表第9 建築物の建築面積の最低限度（第10条の2）

別表第10 垣又はさくの構造の制限（第10条の3）

都市緑地法に基づく緑地の保全のための制限

別表第11 緑地の保全（第16条）

都市緑地法に基づく建築物の緑化率に関する制限

別表第12 建築物の緑化率の最低限度（第19条）

景観法に基づく建築物等の形態意匠に関する制限

別表第13 建築物等の形態意匠の制限（第24条・第30条）

地区計画一覧

【令和5年1月17日内容現在】

別表第1 適用区域（第3条）

名称	区域
緑台村寺山地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画緑台村寺山地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
泉西田第二地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画泉西田第二地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
瀬谷駅周辺地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画瀬谷駅周辺地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
みなとみらい21中央地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画みなとみらい21中央地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
緑奈良地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画緑奈良地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
泉緑園一・二丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画泉緑園一・二丁目地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
日向山地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画日向山地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
栄長尾台地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画栄長尾台地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
港南日野地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画港南日野地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
緑長津田地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画緑長津田地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
都筑関耕地地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画都筑関耕地地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
泉新橋町地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画泉新橋町地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
いずみ野駅北口地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画いずみ野駅北口地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
金沢東朝比奈地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画金沢東朝比奈地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
都筑池辺町不動原地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画都筑池辺町不動原地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
横浜ベイサイドマリーナ地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画横浜ベイサイドマリーナ地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
泉宮古地区住宅地高度利用地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画泉宮古地区住宅地高度利用地区計画において住宅地高度利用地区整備計画が定められている区域
北仲通南地区再開発地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画北仲通南地区再開発地区計画において再開発地区整備計画が定められている区域
ヨコハマポートサイド地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画ヨコハマポートサイド地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
金沢区堀口地区再開発地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画金沢区堀口地区再開発地区計画において再開発地区整備計画が定められている区域
新子安駅西地区再開発地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画新子安駅西地区再開発地区計画において再開発地区整備計画が定められている区域
緑三保天神前地区住宅地高度利用地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画緑三保天神前地区住宅地高度利用地区計画において住宅地高度利用地区整備計画が定められている区域
瀬谷阿久和宮腰地区住宅地高度利用地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画瀬谷阿久和宮腰地区住宅地高度利用地区計画において住宅地高度利用地区整備計画が定められている区域
大船駅北第一地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画大船駅

	北第一地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
元町仲通り街並み誘導地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画元町仲通り街並み誘導地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
泉領家第二地区住宅地高度利用地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画泉領家第二地区住宅地高度利用地区計画において住宅地高度利用地区整備計画が定められている区域
新羽駅周辺地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画新羽駅周辺地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
港北ニュータウン中央地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画港北ニュータウン中央地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
旭上白根一丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画旭上白根一丁目地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
栄湘南桂台地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画栄湘南桂台地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
新山下第一地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画新山下第一地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
緑三保地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画緑三保地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
保土ヶ谷仏向町地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画保土ヶ谷仏向町地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
山下公園通り地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画山下公園通り地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
いずみ中央駅南地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画いずみ中央駅南地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
立場駅南地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画立場駅南地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
保土ヶ谷神戸町地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画保土ヶ谷神戸町地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
保土ヶ谷星川二丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画保土ヶ谷星川二丁目地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
泉新橋順礼坂地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画泉新橋順礼坂地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
みなとみらい21新港地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画みなとみらい21新港地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
港北ニュータウンタウンセンター北地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画港北ニュータウンタウンセンター北地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
港北ニュータウンタウンセンター南地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画港北ニュータウンタウンセンター南地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
新横浜長島地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画新横浜長島地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
元町地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画元町地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
東戸塚上品濃地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画東戸塚上品濃地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
神奈川片倉地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画神奈川片倉地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
青葉美しが丘中部地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画青葉美しが丘中部地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
港南野村港南台地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画港南野村港南台地区地区計画において地区整備計画が定められている区域

栄小菅ヶ谷地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画栄小菅ヶ谷地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
北仲通北再開発等促進地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画北仲通北再開発等促進地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
港南丸山台地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画港南丸山台地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
たまプラーザ駅周辺地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画たまプラーザ駅周辺地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
鶴見潮田・本町通街並み誘導地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画鶴見潮田・本町通街並み誘導地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
二俣川駅北口駅前地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画二俣川駅北口駅前地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
山手町地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画山手町地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
保土ヶ谷仏向町団地地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画保土ヶ谷仏向町団地地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
日本大通り用途誘導地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画日本大通り用途誘導地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
上大岡C南再開発促進地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画上大岡C南再開発促進地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
青葉荏田北二丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画青葉荏田北二丁目地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
栄桂台地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画栄桂台地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
都筑池辺町上藪根地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画都筑池辺町上藪根地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
伊勢佐木町1・2丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画伊勢佐木町1・2丁目地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
青葉美しが丘4丁目A地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画青葉美しが丘4丁目A地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
戸塚駅西口地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画戸塚駅西口地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
泉西が岡一丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画泉西が岡一丁目地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
東戸塚西地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画東戸塚西地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
栄本郷台地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画栄本郷台地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
山下町本町通り地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画山下町本町通り地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
長津田駅北口地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画長津田駅北口地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
馬車道地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画馬車道地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
戸塚駅前中央地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画戸塚駅前中央地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
青葉つつじが丘北西地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画青葉つつじが丘北西地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
日ノ出町駅前A地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画日ノ出町駅前A地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
栄小山台地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画栄小山台地区地区計画において地区整備計画が定められている区域

戸塚駅西口第3地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画戸塚駅西口第3地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
青葉鴨志田地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画青葉鴨志田地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
磯子三丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画磯子三丁目地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
金沢八景駅東口地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画金沢八景駅東口地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
二俣川駅周辺地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画二俣川駅周辺地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
泉新橋榎橋地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画泉新橋榎橋地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
金沢幸浦二丁目マーチャングセンター地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画金沢幸浦二丁目マーチャングセンター地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
神奈川大口通地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画神奈川大口通地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
港南中央駅周辺地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画港南中央駅周辺地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
新杉田駅南地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画新杉田駅南地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
東神奈川一丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画東神奈川一丁目地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
港北大曾根南台地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画港北大曾根南台地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
大船駅北第二地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画大船駅北第二地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
エキサイトよこはま22横浜駅西口駅前・鶴屋町地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画エキサイトよこはま22横浜駅西口駅前・鶴屋町地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
山手町西部文教地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画山手町西部文教地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
鶴見一丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画鶴見一丁目地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
港南つつじヶ丘地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画港南つつじヶ丘地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
綱島サステイナブル・スマートタウン地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画綱島サステイナブル・スマートタウン地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
たまプラーザ駅北地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画たまプラーザ駅北地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
本郷台駅周辺地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画本郷台駅周辺地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
緑十日市場住宅団地地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画緑十日市場住宅団地地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
神奈川羽沢南二丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画神奈川羽沢南二丁目地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
南部市場駅北地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画南部市場駅北地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
港北箕輪町二丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画港北箕輪町二丁目地区地区計画において地区整備計画が定められている区域

恩田駅南地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画恩田駅南地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
栄上郷町地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画栄上郷町地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
泉ゆめが丘地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画泉ゆめが丘地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
泉領家地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画泉領家地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
中山駅南口地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画中山駅南口地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
川和町駅周辺西地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画川和町駅周辺西地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
綱島東一丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画綱島東一丁目地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
都筑川向町南耕地地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画都筑川向町南耕地地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
青葉鴨志田西地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画青葉鴨志田西地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
関内駅前地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画関内駅前地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
東高島駅北地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画東高島駅北地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
海岸通り地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画海岸通り地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
青葉美しが丘二丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画青葉美しが丘二丁目地区地区計画において地区整備計画が定められている区域

別表第2 建築物の用途の制限（第5条）

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築してはならない建築物
緑台村寺山地区地区整備 計画区域	A地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 診療所 6 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 7 前各号の建築物に附属するもの
	B地区	1 公衆浴場 2 火薬類、石油類、ガスその他これらに類する危険物の貯蔵又は処理施設（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
	C地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 住宅（長屋に限る。） 2 共同住宅 3 図書館その他これに類するもの 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 5 屋外のテニスコート、ゲートボール場その他これらに類する運動施設に附属するもの 6 前各号の建築物に附属するもの
泉西田第二地区地区整備 計画区域	A地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 共同住宅 4 診療所 5 前各号の建築物に附属するもの
	B地区 C地区	1 公衆浴場 2 獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定に基づく届出を必要とする診療施設
	D地区	1 公衆浴場 2 ホテル又は旅館 3 自動車教習所 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 5 カラオケボックスその他これに類するもの 6 獣医療法第3条の規定に基づく届出を必要とする診療施設
瀬谷駅周辺地区地区整備 計画区域	A地区	1 1階を住居の用に供するもの（1階の住居の用に供する部分が廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。） 2 自動車教習所 3 畜舎 4 倉庫業を営む倉庫 5 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの
	B地区	1 自動車教習所 2 畜舎 3 倉庫業を営む倉庫
	C地区	1 ボーリング場又はスケート場（横浜国際港都建設計画道路3・4・3号環状4号線又は横浜国際港都建設計画道路3・4・14号三ツ境下

		<p>草柳線に敷地が接するものを除く。)</p> <p>2 ホテル又は旅館（横浜国際港都建設計画道路3・4・3号環状4号線又は横浜国際港都建設計画道路3・4・14号三ツ境下草柳線に敷地が接するものを除く。)</p> <p>3 自動車教習所</p> <p>4 畜舎</p> <p>5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>
	F地区	<p>1 住宅</p> <p>2 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>3 自動車教習所</p> <p>4 畜舎</p>
	G地区	<p>1 住宅</p> <p>2 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>3 自動車教習所</p> <p>4 畜舎</p> <p>5 倉庫業を営む倉庫</p>
	H地区 I地区	<p>1 1階又は2階を住居の用に供するもの（1階又は2階の住居の用に供する部分が廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。)</p> <p>2 自動車教習所</p> <p>3 畜舎</p> <p>4 倉庫業を営む倉庫</p>
みなとみらい21中央地区 地区整備計画区域	商業ゾーンA 商業ゾーンB ビジネスゾーンA ビジネスゾーンB プロムナードゾーンA	<p>次に掲げる建築物で、港湾法第39条の規定により指定された分区の区域外にあるもの。ただし、この項の規定の施行の際現に存する建築物で第1号から第4号までに掲げる用途に供する部分（以下この項において「当該部分」という。）を有するもの（以下この項において「既存建築物」という。）の敷地において、当該既存建築物を除却し、当該既存建築物の当該部分と同一の用途に供する部分（その床面積の合計が当該既存建築物の当該部分の床面積の合計を超えないものに限る。）を有する建築物を新築する場合を除く。</p> <p>1 住宅</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>3 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>4 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホーム</p> <p>5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場</p> <p>6 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの</p>
	プロムナードゾーンB	<p>次に掲げる建築物で、港湾法第39条の規定により指定された分区の区域外にあるもの</p> <p>1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場</p> <p>2 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの</p>
	インターナショナルゾーンA	<p>次に掲げる建築物で、港湾法第39条の規定により指定された分区の区域外にあるもの。ただし、既存建築物の敷地において、当該既存建築物を除却し、当該既存建築物の当該部分と同一の用途に供する部分（その床面積の合計が当該既存建築物の当該部分の床面積の合計を超えないものに限る。）を有する建築物を新築する場合を除く。</p> <p>1 住宅</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>3 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>4 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム</p>

		<p>5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場</p> <p>6 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの</p>
	インターナショナルゾーンB 1	<p>次に掲げる建築物で、港湾法第39条の規定により指定された分区の区域外にあるもの</p> <p>1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場</p> <p>2 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの</p>
	インターナショナルゾーンB 2 インターナショナルゾーンC インターナショナルゾーンD ウォーターフロントゾーン	<p>次に掲げる建築物で、港湾法第39条の規定により指定された分区の区域外にあるもの。ただし、既存建築物の敷地において、当該既存建築物を除却し、当該既存建築物の当該部分と同一の用途に供する部分（その床面積の合計が当該既存建築物の当該部分の床面積の合計を超えないものに限る。）を有する建築物を新築する場合を除く。</p> <p>1 住宅</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>3 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>4 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム</p> <p>5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場</p> <p>6 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの</p>
緑奈良地区地区整備計画区域	D地区	<p>1 ボーリング場</p> <p>2 自動車教習所</p> <p>3 畜舎</p> <p>4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>
	E地区	<p>1 住宅（長屋を除く。）</p> <p>2 工場（店舗に附属するものを除く。）</p> <p>3 自動車教習所</p> <p>4 畜舎</p> <p>5 倉庫業を営む倉庫</p> <p>6 地階又は1階を住居の用に供するもの（地階又は1階の住居の用に供する部分が廊下又は広間の類、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。）</p>
日向山地区地区整備計画区域	A地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>1 住宅</p> <p>2 住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>3 共同住宅</p> <p>4 学校、図書館その他これらに類するもの</p> <p>5 診療所</p> <p>6 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの</p> <p>7 前各号の建築物に附属するもの</p>
	B地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>1 住宅</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの</p> <p>3 共同住宅</p> <p>4 学校、図書館その他これらに類するもの</p> <p>5 診療所</p> <p>6 事務所</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 7 店舗 8 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 9 前各号の建築物に附属するもの
栄長尾台地区地区整備計画区域	A地区	次に掲げる建築物以外のもの <ul style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの 3 共同住宅 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 6 前各号の建築物に附属するもの
	B地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2 公衆浴場
	C地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2 公衆浴場 3 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。）
港南日野地区地区整備計画区域	A地区	次に掲げる建築物以外のもの <ul style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの 3 共同住宅 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 6 前各号の建築物に附属するもの
	B地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2 公衆浴場
	C地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2 公衆浴場 3 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。）
緑長津田地区地区整備計画区域	B-1地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校（幼稚園を除く。）その他これに類するもの 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3 公衆浴場
	B-2地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校（幼稚園を除く。）その他これに類するもの 2 公衆浴場
	B-3地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校（幼稚園を除く。）その他これに類するもの 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3 公衆浴場
	B-4地区	次に掲げる建築物以外のもの <ul style="list-style-type: none"> 1 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 2 前号の建築物に附属するもの
	C地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設 2 ホテル又は旅館 3 自動車教習所 4 畜舎 5 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの

	D地区	1 ボーリング場 2 自動車教習所 3 畜舎 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 5 倉庫業を営む倉庫 6 工場（店舗に附属するもの及び自動車修理工場を除く。）
	E地区	1 自動車教習所 2 畜舎 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4 倉庫業を営む倉庫 5 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 6 法別表第2（と）項第3号及び(ぬ)項第3号に掲げる工場
都筑開耕地地区地区整備 計画区域	A-1地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 住宅 2 共同住宅 3 学校、図書館その他これらに類するもの 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 5 前各号の建築物に附属するもの
	A-2地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 学校、図書館その他これらに類するもの 4 診療所 5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 6 前各号の建築物に附属するもの
	A-3地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 診療所 6 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 7 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの 8 前各号の建築物に附属するもの
	B-1地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 診療所 6 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 7 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの 8 事務所

		<p>9 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>10 前各号の建築物に附属するもの</p>
	B-2地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>1 住宅</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの</p> <p>3 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>4 学校、図書館その他これらに類するもの</p> <p>5 診療所</p> <p>6 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの</p> <p>7 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの</p> <p>8 事務所</p> <p>9 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>10 前各号の建築物に附属するもの</p>
	B-3地区	<p>1 ホテル又は旅館</p> <p>2 自動車教習所</p> <p>3 畜舎</p> <p>4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場その他これらに類するもの</p> <p>5 地階又は1階の部分を住居の用に供するもの（地階又は1階の住居の用に供する部分が、廊下又は広間の類、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。）</p>
	B-4地区	<p>1 住宅（管理人住宅を除く。）</p> <p>2 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>3 ホテル又は旅館</p> <p>4 自動車教習所</p> <p>5 畜舎</p> <p>6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>
	C地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>1 学校、図書館その他これらに類するもの</p> <p>2 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>3 診療所</p> <p>4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの</p> <p>5 前各号の建築物に附属するもの</p>
泉新橋町地区地区整備計画区域	—	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>1 住宅</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの</p> <p>3 共同住宅</p> <p>4 学校、図書館その他これらに類するもの</p> <p>5 診療所</p> <p>6 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの</p> <p>7 前各号の建築物に附属するもの</p>
いずみ野駅北口地区地区整備計画区域	A地区	<p>1 1階又は2階を住居の用に供するもの（1階又は2階の住居の用に供する部分が廊下又は広間の類、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。）</p> <p>2 学校（各種学校を除く。）</p> <p>3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 4 射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場 5 病院 6 倉庫業を営む倉庫 7 工場（店舗に附属するものを除く。） 8 自動車教習所 9 畜舎 10 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
	B地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 図書館、博物館又は美術館 2 公会堂又は集会場 3 物品販売業を営む店舗、飲食店その他これらに類するもの 4 診療所 5 病院 6 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 7 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設 8 自動車車庫又は自転車駐車場 9 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 10 前各号の建築物に附属するもの
	C地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校（各種学校を除く。） 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4 病院 5 倉庫業を営む倉庫 6 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 7 ホテル又は旅館 8 工場（店舗に附属するものを除く。） 9 自動車教習所 10 畜舎 11 カラオケボックスその他これに類するもの 12 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
金沢東朝比奈地区地区整備計画区域	A地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの 3 共同住宅 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 神社 6 診療所 7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 8 前各号の建築物に附属するもの
都筑池辺町不動原地区地区整備計画区域	A地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 住宅（住戸の数が3以上の長屋を除く。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの 3 診療所 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの

		5 前各号の建築物に附属するもの
	B地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの 3 共同住宅、寄宿舍又は下宿 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 診療所 6 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 7 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の3に規定するもの 8 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 9 前各号の建築物に附属するもの
	C地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舍又は下宿 3 学校、図書館その他これらに類するもの 4 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 5 診療所 6 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 7 病院 8 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 9 店舗、飲食店その他これらに類するもの 10 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 11 公益上必要な建築物で令第130条の5の4に規定するもの 12 事務所 13 前各号の建築物に附属するもの
横浜ベイサイドマリーナ地区地区整備計画区域	マリーナ関連施設地区第1地区	1 住宅（管理人住宅を除く。） 2 共同住宅、寄宿舍又は下宿
	マリーナ関連施設地区第2地区	3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 畜舎 5 工場（店舗に附属するもの及び船舶の修理工場を除く。） 6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場 7 倉庫業を営む倉庫
北仲通南地区再開発地区整備計画区域	—	1 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 2 法別表第2（と）項第3号に掲げる工場 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4 住居の用に供するもの（管理人住宅を除く。）
ヨコハマポートサイド地区地区整備計画区域	A-1	1 法別表第2（ぬ）項に掲げる建築物 2 地階又は1階を住居の用に供するもの（地階又は1階の住居の用に供する部分が廊下又は広間の類、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。）
	A-2 A-3(1)	1 法別表第2（ぬ）項に掲げる建築物 2 住宅 3 共同住宅、寄宿舍又は下宿

	A-3(2)	法別表第2(ぬ)項に掲げる建築物
	B-1(1)	1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿
	B-2(1)	1 法別表第2(ぬ)項に掲げる建築物 2 住宅 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿
	B-2(2) C-3 C-4	1 法別表第2(ぬ)項に掲げる建築物 2 地階又は1階を住居の用に供するもの(地階又は1階の住居の用に供する部分が廊下又は広間の類、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。)
	D-1 D-2 D-3 F-1 F-2	法別表第2(ぬ)項に掲げる建築物
金沢区堀口地区再開発地区整備計画区域	A地区 B地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 住居の用に供するもの 2 学校、図書館その他これらに類するもの 3 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) 4 病院(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) 5 診療所(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) 6 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち令第130条の5の3に規定するもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) 7 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) 8 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) 9 前各号の建築物に附属するもの
	C地区 E地区	住居の用に供するもの(管理人住宅を除く。)
	G地区 H地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 住居の用に供するもの 2 学校、図書館その他これらに類するもの 3 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) 4 病院(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) 5 診療所(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) 6 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち令第130条の5の3に規定するもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) 7 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) 8 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) 9 前各号の建築物に附属するもの
新子安駅西地区再開発地区整備計画区域	駅前拠点地区	1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2 公衆浴場 3 工場(店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。)

		<ul style="list-style-type: none"> 4 自動車教習所 5 畜舎 6 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
緑三保天神前地区住宅地高度利用地区整備計画区域	A地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 住宅（住戸の数が3以上の長屋を除く。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの 3 診療所 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 5 前各号の建築物に附属するもの
	B地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校（幼稚園を除く。） 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3 公衆浴場
	C地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2 ホテル又は旅館 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
瀬谷阿久和宮腰地区住宅地高度利用地区整備計画区域	A地区 B地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの 3 共同住宅 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 診療所 6 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 7 前各号の建築物に附属するもの
	C地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校（幼稚園を除く。） 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3 公衆浴場
大船駅北第一地区地区整備計画区域	—	<ul style="list-style-type: none"> 1 1階を住居の用に供するもの（1階の住居の用に供する部分が管理人住宅、廊下又は広間の類、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。） 2 射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場 3 倉庫業を営む倉庫 4 工場（店舗に附属するものを除く。） 5 自動車教習所 6 令第130条の7に規定する規模の畜舎 7 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
元町仲通り街並み誘導地区地区整備計画区域	元町通り側地区A 元町通り側地区B	<ul style="list-style-type: none"> 1 1階を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供するもの（1階の住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供する部分が廊下又は広間の類、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるもの並びに市道山下町第135号線及び第139号線（以下「元町通り」という。）に接しない敷地にあるものを除く。） 2 自動車教習所 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4 カラオケボックスその他これに類するもの 5 倉庫業を営む倉庫 6 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）

		<p>7 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>8 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの</p>
	<p>山手側地区C</p> <p>山手側地区D</p> <p>山手側地区E</p>	<p>1 自動車教習所</p> <p>2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>3 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>4 倉庫業を営む倉庫</p> <p>5 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）</p>
泉領家第二地区住宅地高度利用地区整備計画区域	<p>A地区</p> <p>B地区</p>	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>1 住宅</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの</p> <p>3 共同住宅</p> <p>4 学校、図書館その他これらに類するもの</p> <p>5 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>6 診療所</p> <p>7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの</p> <p>8 前各号の建築物に附属するもの</p>
	C地区	<p>1 寄宿舎又は下宿</p> <p>2 公衆浴場</p>
	D地区	<p>1 ホテル又は旅館</p> <p>2 自動車教習所</p> <p>3 令第130条の7に規定する規模の畜舎</p> <p>4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>5 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p>
新羽駅周辺地区地区整備計画区域	<p>A地区</p> <p>B地区</p>	<p>1 倉庫業を営む倉庫</p> <p>2 地階又は1階を住居の用に供するもの（地階又は1階の住居の用に供する部分が廊下又は広間の類、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。）</p>
	<p>C地区</p> <p>D地区</p>	<p>1 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>2 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p>
港北ニュータウン中央地区地区整備計画区域	工場地区A	<p>1 住宅（長屋に限る。）</p> <p>2 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>3 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>5 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p>
	工場地区B	<p>1 住宅</p> <p>2 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>3 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>5 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに</p>

		類するもの
	沿道施設地区 商業地区	1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿
栄湘南桂台地区地区整備 計画区域	A地区 B地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち 令第130条の3に規定するもの 3 学校、図書館その他これらに類するもの 4 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類する もので、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以 内のもの 5 診療所 6 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規 定する公益上必要なもの 7 前各号の建築物に附属するもの
	C地区 D地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち 令第130条の3第1号、第3号又は第5号から第7号までに規定する もの 3 学校、図書館その他これらに類するもの 4 診療所 5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規 定する公益上必要なもの 6 前各号の建築物に附属するもの
新山下第一地区地区整備 計画区域	A地区	1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券 売場その他これらに類するもの 5 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに 類するもの
緑三保地区地区整備計画 区域	A地区 B地区 C地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 住宅（住戸の数が3以上の長屋を除く。） 2 共同住宅（住戸の数が3以上のものを除く。） 3 学校、図書館その他これらに類するもの 4 診療所 5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規 定する公益上必要なもの 6 前各号の建築物に附属するもの
	D地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち 令第130条の3に規定するもの 3 共同住宅 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類する もの 6 診療所 7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規 定する公益上必要なもの 8 前各号の建築物に附属するもの
保土ヶ谷仏向町地区地区 整備計画区域	A-1地区	1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿で、その用途に供する部分の床面積の合

	A-2地区	<p>計が3,000平方メートルを超えるもの</p> <p>3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>4 公衆浴場</p> <p>5 店舗、飲食店その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの</p> <p>6 工場</p> <p>7 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>8 ホテル又は旅館</p> <p>9 自動車教習所</p> <p>10 畜舎</p> <p>11 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>12 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>13 法別表第2（へ）項に掲げるもの</p>
	B地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>1 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>2 前号の建築物に附属するもの</p>
	C地区	<p>1 住宅</p> <p>2 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>4 公衆浴場</p> <p>5 工場</p> <p>6 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>7 ホテル又は旅館</p> <p>8 自動車教習所</p> <p>9 畜舎</p> <p>10 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>11 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>12 法別表第2（へ）項に掲げるもの</p>
山下公園通り地区地区整備計画区域	—	<p>1 4階以下の階を住居の用に供するもの（4階以下の階の住居の用に供する部分の全部又は一部が住戸又は住室の部分であるものに限る。）</p> <p>2 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの</p> <p>3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場</p>
いずみ中央駅南地区地区整備計画区域	A地区 B地区	<p>1 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>2 ホテル又は旅館</p> <p>3 自動車教習所</p> <p>4 令第130条の7に規定する規模の畜舎</p> <p>5 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）</p>
	C地区	<p>1 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの</p> <p>2 病院</p> <p>3 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>5 ホテル又は旅館</p> <p>6 自動車教習所</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 7 令第130条の7に規定する規模の畜舎 8 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
	D地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 学校、図書館その他これらに類するもの 3 診療所 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 5 前各号の建築物に附属するもの
立場駅南地区地区整備計画区域	A地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場 4 自動車教習所 5 倉庫業を営む倉庫 6 工場（店舗に附属するものを除く。） 7 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
	B地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 ホテル又は旅館 2 自動車教習所 3 工場（店舗に附属するものを除く。） 4 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
保土ヶ谷神戸町地区地区整備計画区域	業務系A地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 カラオケボックスその他これに類するもの 4 ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場 5 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 6 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 7 公衆浴場 8 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 9 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 10 自動車教習所 11 倉庫業を営む倉庫 12 畜舎 13 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
	業務系B地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 共同住宅 3 カラオケボックスその他これに類するもの 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 5 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 6 公衆浴場 7 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 8 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 9 自動車教習所 10 倉庫業を営む倉庫 11 畜舎

		12 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
	業務系C地区	1 カラオケボックスその他これに類するもの 2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 4 公衆浴場 5 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 6 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 7 自動車教習所 8 倉庫業を営む倉庫 9 畜舎 10 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
保土ヶ谷星川二丁目地区 地区整備計画区域	業務・商業系地区	1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 カラオケボックスその他これに類するもの 4 ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場 5 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 6 公衆浴場 7 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 8 自動車教習所 9 倉庫業を営む倉庫 10 畜舎 11 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
	住宅系地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 共同住宅 2 前号の建築物に附属するもの
泉新橋順礼坂地区地区整備 計画区域	一	次に掲げる建築物以外のもの 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち 令第130条の3に規定するもの 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類する もの 6 診療所 7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規 定する公益上必要なもの 8 前各号の建築物に附属するもの
みなとみらい21新港地区 地区整備計画区域	A地区 B地区 C地区	次に掲げる建築物で、港湾法第39条の規定により指定された分区の区 域外にあるもの 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の 5に規定するもの 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所又は場外車 券売場
港北ニュータウン センター北地区地区整備 計画区域	基幹商業・業務地区 業務・文化地区	1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の 5に規定するもの

	商業・住居A地区	1 階又は2階を住居の用に供するもの（1階又は2階の住居の用に供する部分が廊下又は広間の類、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるもの及び計画図に示す敷地を使用するものを除く。）
	商業・住居B地区	1 1階又は2階を住居の用に供するもの（1階又は2階の住居の用に供する部分が廊下又は広間の類、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるもの及び計画図に示す敷地を使用するものを除く。） 2 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの
港北ニュータウン センター南地区地区整備 計画区域	基幹商業・業務地区 業務・文化地区	1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの
	商業・住居A地区	1 階又は2階を住居の用に供するもの（1階又は2階の住居の用に供する部分が廊下又は広間の類、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるもの及び計画図に示す敷地を使用するものを除く。）
	商業・住居B地区	1 1階又は2階を住居の用に供するもの（1階又は2階の住居の用に供する部分が廊下又は広間の類、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるもの及び計画図に示す敷地を使用するものを除く。） 2 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの
新横浜長島地区地区整備 計画区域	業務商業地区A地区 業務商業地区B地区	1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 工場（店舗に附属するものを除く。） 4 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの
	住宅複合地区	1 住宅 2 工場（店舗に附属するものを除く。） 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
	都市型工業地区A地区 都市型工業地区B地区	1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
元町地区地区整備計画区域	A地区	1 1階を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供するもの（1階の住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供する部分が廊下又は広間の類、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるもの及び元町通りに接しない敷地にあるものを除く。） 2 自動車教習所 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場その他これらに類するもの 4 カラオケボックスその他これに類するもの 5 倉庫業を営む倉庫 6 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。） 7 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 8 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの
	B地区	1 1階を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供するもの（1階の住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供する部分が廊下又は広間の類、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるもの及び元町通りに接しない敷地にあるものを除く。） 2 自動車教習所

		<ul style="list-style-type: none"> 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場その他これらに類するもの 4 カラオケボックスその他これに類するもの 5 倉庫業を営む倉庫 6 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
東戸塚上品濃地区地区整備計画区域	A-1地区	1 住居の用に供するもの
	A-2地区	<ul style="list-style-type: none"> 2 カラオケボックスその他これに類するもの 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場 4 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 5 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 6 原動機を使用する工場（作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えない自動車修理工場を除く。） 7 自動車教習所 8 令第130条の7に規定する規模の畜舎 9 法別表第2（と）項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの
	A-3地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 カラオケボックスその他これに類するもの 2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場 3 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。） 6 倉庫業を営む倉庫 7 自動車教習所 8 令第130条の7に規定する規模の畜舎 9 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
	B-2地区	住居の用に供するもの（管理人住宅を除く。）
	D地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校、図書館その他これらに類するもの 2 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 3 公衆浴場
神奈川片倉地区地区整備計画区域	A地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 住宅（住戸の数が3以上の長屋を除く。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの 3 学校、図書館その他これらに類するもの 4 診療所 5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 6 前各号の建築物に附属するもの
	B地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの 3 共同住宅、寄宿舍又は下宿 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 診療所 6 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規

		定する公益上必要なもの 7 前各号の建築物に附属するもの
青葉美しが丘中部地区地区整備計画区域	A地区 B地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 住宅（住戸の数が4以上の長屋を除く。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの 3 共同住宅（住戸の数が4以上のものを除く。） 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 保育所その他これに類するもの 6 診療所 7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 8 前各号の建築物に附属するもの
港南野村港南台地区地区整備計画区域	—	次に掲げる建築物以外のもの 1 住宅（住戸の数が3以上の長屋を除く。） 2 住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかの用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） (1) 事務所 (2) 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 (3) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (4) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房 3 共同住宅（住戸の数が3以上のものを除く。）、寄宿舎又は下宿 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 6 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 7 公衆浴場 8 診療所 9 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 10 前各号の建築物に附属するもの
栄小菅ヶ谷地区地区整備計画区域	A地区 B地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 6 前各号の建築物に附属するもの
	C地区	工場（店舗又は飲食店に附属するものを除く。）
北仲通北再開発等促進地区地区整備計画区域	A-1・2地区	1 1階又は2階を住居の用に供するもの（1階又は2階の住居の用に供する部分の全部又は一部が住戸又は住室の部分であるものに限る。） 2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所 3 法別表第2（と）項第3号に掲げる工場 4 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。） 5 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの
	A-3地区	1 住宅

		<ul style="list-style-type: none"> 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム 5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所 6 法別表第2（と）項第3号に掲げる工場 7 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。） 8 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの
	A-4地区 B-1地区 B-2地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 1階又は2階を住居の用に供するもの（1階又は2階の住居の用に供する部分の全部又は一部が住戸又は住室の部分であるものに限る。） 2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所 3 法別表第2（と）項第3号に掲げる工場 4 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。） 5 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの
	B-3地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所 2 法別表第2（と）項第3号に掲げる工場 3 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。） 4 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの
	C地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム 5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所 6 法別表第2（と）項第3号に掲げる工場 7 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。） 8 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの
たまプラーザ駅周辺地区 地区整備計画区域	A-1地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 法別表第2（と）項第2号及び第3号に掲げる工場 4 倉庫業を営む倉庫 5 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 6 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの
	A-2地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 法別表第2（と）項第2号及び第3号に掲げる工場 4 倉庫業を営む倉庫
	A-3地区 A-4地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 地階又は1階を住居の用に供するもの（地階又は1階の住居の用に供する部分が廊下又は広間の類、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。） 2 法別表第2（と）項第2号及び第3号に掲げる工場

		3 倉庫業を営む倉庫
	B-1 地区	<p>1 市道新石川第82号線又は第84号線に接する敷地においては、地階又は1階を住居の用に供するもの（地階又は1階の住居の用に供する部分が廊下又は広間の類、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。）</p> <p>2 法別表第2（に）項第2号に掲げる工場</p> <p>3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（市道新石川第82号線又は第84号線に敷地が接するものを除く。）</p> <p>4 倉庫業を営む倉庫</p>
	B-2 地区	<p>1 市道新石川第82号線又は第84号線に接する敷地においては、地階又は1階を住居の用に供するもの（地階又は1階の住居の用に供する部分が廊下又は広間の類、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。）</p> <p>2 法別表第2（に）項第2号に掲げる工場</p> <p>3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（市道新石川第82号線又は第84号線に敷地が接するものを除く。）</p>
	C地区	<p>1 市道新石川第82号線に接する敷地においては、地階又は1階を住居の用に供するもの（地階又は1階の住居の用に供する部分が廊下又は広間の類、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるもの及びこの項の規定の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で路地状部分の幅員が5メートル以下であるもののみを建築物の敷地として使用するものを除く。）</p> <p>2 法別表第2（に）項第2号に掲げる工場</p> <p>3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（市道新石川第82号線に敷地が接するものを除く。）</p>
二俣川駅北口駅前地区地区整備計画区域	—	<p>1 県道横浜厚木に接する敷地においては、地階又は1階を住居の用に供するもの（地階又は1階の住居の用に供する部分が廊下又は広間の類、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。）</p> <p>2 倉庫業を営む倉庫</p> <p>3 法別表第2（と）項第2号及び第3号に掲げる工場</p> <p>4 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）</p> <p>5 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>6 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの</p>
山手町地区地区整備計画区域	A地区 B地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>1 住宅</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの</p> <p>3 共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>4 学校、図書館その他これらに類するもの</p> <p>5 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>6 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>7 公衆浴場</p> <p>8 診療所</p> <p>9 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの</p> <p>10 病院</p> <p>11 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p>

		<p>12 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>13 公益上必要な建築物で令第130条の5の4に規定するもの</p> <p>14 前各号の建築物に附属するもの</p>
保土ヶ谷仏向町団地地区 地区整備計画区域	A地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>1 共同住宅</p> <p>2 学校、図書館その他これらに類するもの</p> <p>3 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>4 診療所</p> <p>5 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>6 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち令第130条の5の3に規定するもの</p> <p>7 公益上必要な建築物で令第130条の4又は令第130条の5の4に規定するもの</p> <p>8 前各号の建築物に附属するもの</p>
	B地区	<p>1 工場（令第130条の6に規定するものを除く。）</p> <p>2 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>3 ホテル又は旅館</p> <p>4 自動車教習所</p> <p>5 令第130条の7に規定する規模の畜舎</p> <p>6 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）</p>
	C地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>1 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの</p> <p>2 前号の建築物に附属するもの</p>
日本大通り用途誘導地区 地区整備計画区域	A地区	<p>1 住宅（計画図に示す敷地を使用するものを除く。）</p> <p>2 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>4 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>5 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの</p> <p>6 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）</p>
	B地区	<p>1 2階以下の階を住居の用に供するもの（2階以下の階の住居の用に供する部分の全部又は一部が住戸又は住室の部分であるものに限る。）</p> <p>2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>3 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>4 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの</p> <p>5 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）</p>
上大岡C南再開発促進地区 地区整備計画区域	—	<p>1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>2 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。）</p> <p>3 自動車教習所</p> <p>4 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの</p> <p>5 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設</p>

		その他これに類するものを除く。)
青葉荏田北二丁目地区地区整備計画区域	A地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 住宅（住戸の数が3以上の長屋を除く。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3第1号、第6号又は第7号に規定するもの 3 共同住宅（住戸の数が3以上のものを除く。） 4 保育所（この項の規定の施行の際現に存する保育所の用途に供する建築物の敷地において建築されるものに限る。） 5 前各号の建築物に附属するもの
	B地区	1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2 公衆浴場 3 自動車車庫（令第130条の7の2第3号に規定するものを除く。） 4 工場（令第130条の6に規定するものを除く。） 5 ホテル又は旅館 6 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
栄桂台地区地区整備計画区域	A地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 住宅（住戸の数が3以上の長屋を除く。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの 3 学校、図書館その他これらに類するもの 4 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 5 診療所 6 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 7 前各号の建築物に附属するもの
	B地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの 3 共同住宅 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 6 診療所 7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 8 前各号の建築物に附属するもの
都筑池辺町上藪根地区地区整備計画区域	商業地区	1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 小学校、中学校又は高等学校 4 マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 5 キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの 6 自動車教習所 7 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（床面積の合計が3,000平方メートル以下の給油所その他これに類するもの及び自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
	住宅地区	1 学校、図書館その他これらに類するもの 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）

		<ul style="list-style-type: none"> 4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設 5 ホテル又は旅館 6 自動車教習所 7 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 8 カラオケボックスその他これに類するもの 9 劇場、映画館、演芸場その他これらに類するもの 10 キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの 11 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
伊勢佐木町1・2丁目地区 地区整備計画区域	ー	<ul style="list-style-type: none"> 1 1階又は2階を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供するもの（1階又は2階の住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供する部分が廊下又は広間の類、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。） 2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3 倉庫業を営む倉庫 4 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。） 5 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 6 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの
青葉美しが丘4丁目A地区 地区整備計画区域	A-1地区 A-2地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 住宅（住戸の数が3以上の長屋を除く。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3第1号、第5号、第6号又は第7号に規定するもの 3 共同住宅（住戸の数が3以上のものを除く。） 4 巡査派出所 5 公衆電話所 6 前各号の建築物に附属するもの
戸塚駅西口地区地区整備 計画区域	ア地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。） 2 工場（店舗に附属するものを除く。） 3 自動車教習所 4 畜舎 5 倉庫業を営む倉庫 6 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 7 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
	イ地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 2階以下の階を住居の用に供するもの（2階以下の階の住居の用に供する部分の全部又は一部が住戸又は住室の部分であるものに限る。） 2 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。） 3 工場（店舗に附属するものを除く。） 4 自動車教習所 5 畜舎 6 倉庫業を営む倉庫 7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 8 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
	ウ地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）

		<ul style="list-style-type: none"> 2 工場（店舗に附属するものを除く。） 3 自動車教習所 4 倉庫業を営む倉庫 5 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 6 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
泉西が岡一丁目地区地区整備計画区域	A地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 共同住宅、寄宿舎又は下宿（この項の規定の施行の際現に泉西が岡一丁目地区地区整備計画区域内に存する病院に勤務する職員及びその家族のためのものに限る。） 2 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 3 病院 4 前号の建築物に附属するもの
	B地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 共同住宅、寄宿舎又は下宿（この項の規定の施行の際現に泉西が岡一丁目地区地区整備計画区域内に存する病院に勤務する職員及びその家族のためのものに限る。） 2 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 3 病院 4 前号の建築物に附属するもの 5 事務所（この項の規定の施行の際現に泉西が岡一丁目地区地区整備計画区域内に存する病院の事務を行うものに限る。）
東戸塚西地区地区整備計画区域	A-1地区 A-2地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 計画図に示す駅前広場又は都市計画道路東戸塚西線に接する敷地においては、2階以下の階を住居の用に供するもの（2階以下の階の住居の用に供する部分の全部又は一部が住戸又は住室の部分であるものに限る。） 2 法別表第2（と）項第3号に掲げる工場 3 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの
	B地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 計画図に示す駅前広場又は都市計画道路東戸塚西線に接する敷地においては、地階又は1階を住居の用に供するもの（地階又は1階の住居の用に供する部分の全部又は一部が住戸又は住室の部分であるものに限る。） 2 法別表第2（と）項第3号に掲げる工場 3 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの
	C地区	<p>マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p>
栄本郷台地区地区整備計画区域	A1地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 住宅（住戸の数が3以上の長屋を除く。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3第1号、第2号又は第6号に規定するもの 3 共同住宅（住戸の数が3以上のものを除く。） 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6 診療所 7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 8 前各号の建築物に附属するもの
	A2地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 1 住宅（住戸の数が3以上の長屋を除く。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3第1号から第3号まで、第5号又は第6号に規定するもの 3 共同住宅（住戸の数が3以上のものを除く。） 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 6 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 7 診療所 8 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 9 前各号の建築物に附属するもの
A 3 地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 住宅（住戸の数が3以上の長屋を除く。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3第1号、第2号又は第6号に規定するもの 3 共同住宅（住戸の数が3以上のものを除く。） 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 6 診療所 7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 8 前各号の建築物に附属するもの
A 4 地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3第1号、第2号又は第6号に規定するもの 3 共同住宅 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6 診療所 7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 8 前各号の建築物に附属するもの
B 1 地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの。ただし、この項の規定の施行の際現に存する物品販売業を営む店舗の敷地において、同種の物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物を建築する場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 住宅（住戸の数が3以上の長屋を除く。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3第1号、第2号又は第6号に規定するもの 3 共同住宅（住戸の数が3以上のものを除く。） 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6 診療所 7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 8 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）

	B 2 地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3第1号、第2号又は第6号に規定するもの 3 共同住宅 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6 診療所 7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 8 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）
	C 地区	次に掲げる建築物以外のもの。ただし、この項の規定の施行の際現に存する物品販売業を営む店舗の敷地において、同種の物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物を建築する場合を除く。 1 住宅（住戸の数が3以上の長屋を除く。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3第1号、第2号又は第6号に規定するもの 3 共同住宅（住戸の数が3以上のものを除く。） 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6 診療所 7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 8 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）
	D 地区	危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
山下町本町通り地区地区整備計画区域	A 地区 B-1 地区 B-2 地区	1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム 5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 6 カラオケボックスその他これに類するもの 7 キャバレー、料理店、ナイトクラブ又はダンスホール 8 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 9 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
	B-3 地区	1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 2 カラオケボックスその他これに類するもの 3 キャバレー、料理店、ナイトクラブ又はダンスホール 4 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 5 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
長津田駅北口地区地区整備計画区域	A 地区	1 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。） 2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

		<p>3 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>4 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの</p> <p>5 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）</p>
	B地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>1 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>2 消防出張所</p> <p>3 前2号の建築物に附属するもの</p>
	C地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>1 公共自転車駐車場</p> <p>2 前号の建築物に附属するもの</p>
馬車道地区地区整備計画区域	—	<p>1 1階又は2階を住居の用に供するもの（1階又は2階の住居の用に供する部分の全部又は一部が住戸又は住室の部分であり、かつ、計画図に示す道路境界線からの水平距離8メートル以内に存する土地（以下この項において「用途制限区域内の土地」という。）を敷地の全部又は一部として使用するものに限る。）</p> <p>2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>3 集会場（業として葬儀を行うことを主たる目的とするものに限る。）</p> <p>4 マージャン屋又は射的場（用途制限区域内の土地を敷地の全部又は一部として使用するものに限る。）</p> <p>5 ぱちんこ屋、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>6 倉庫業を営む倉庫（用途制限区域内の土地を敷地の全部又は一部として使用するものに限る。）</p> <p>7 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの（用途制限区域内の土地を敷地の全部又は一部として使用するものに限る。）</p> <p>8 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの</p> <p>9 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）</p> <p>10 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第6項に規定する納骨堂</p>
戸塚駅前中央地区地区整備計画区域	A-1地区	<p>1 計画図に示す国道1号等の一部（以下この項において「国道1号等の一部」という。）に接する敷地においては、建築物の1階部分のうち住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供する部分（国道1号等の一部に面する部分に限る。）を当該建築物の敷地と国道1号等の一部との境界線を含む鉛直面に垂直に投影したものの水平方向の長さの合計が、当該建築物の1階部分（国道1号等の一部に面する部分に限る。）を同面に垂直に投影したものの水平方向の長さの2分の1以上であるもの</p> <p>2 射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場</p> <p>3 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>4 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの</p> <p>5 危険物の貯蔵又は処理に供するものうち、法別表第2（と）項第4号及び令第130条の9の規定により準住居地域内に建築してはならないもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）</p> <p>6 自動車教習所</p>
	A-2地区	<p>1 射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場</p> <p>2 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p>

		<p>3 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの</p> <p>4 危険物の貯蔵又は処理に供するものうち、法別表第2(と)項第4号及び令第130条の9の規定により準住居地域内に建築してはならないもの(自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。)</p> <p>5 自動車教習所</p>
	A-3地区	<p>1 国道1号等の一部に接する敷地においては、建築物の1階部分のうち住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供する部分(国道1号等の一部に面する部分に限る。)を当該建築物の敷地と国道1号等の一部との境界線を含む鉛直面に垂直に投影したものの水平方向の長さの合計が、当該建築物の1階部分(国道1号等の一部に面する部分に限る。)を同面に垂直に投影したものの水平方向の長さの2分の1以上であるもの</p> <p>2 射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場</p> <p>3 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの</p> <p>4 危険物の貯蔵又は処理に供するものうち、法別表第2(と)項第4号及び令第130条の9の規定により準住居地域内に建築してはならないもの(自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。)</p> <p>5 自動車教習所</p>
	B-1地区 B-2地区	<p>1 事務所、店舗又は飲食店(これらの用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内で、かつ、当該建築物のうち住宅又は共同住宅の用途に供する部分の床面積の合計が当該建築物の床面積の合計の2分の1以上のものを除く。)</p> <p>2 工場</p> <p>3 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>4 ホテル又は旅館</p> <p>5 自動車教習所</p>
青葉つつじが丘北西地区 地区整備計画区域	A地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>1 住宅(住戸の数が2以下のものに限る。)</p> <p>2 住宅(住戸の数が2以下のものに限る。)で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかの用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。)</p> <p>(1) 事務所</p> <p>(2) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>(3) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)</p> <p>3 住宅(住戸の数が2以下のものに限る。)で診療所の用途を兼ねるもの</p> <p>4 共同住宅(住戸の数が2以下のもの又は住戸の数が3以上で、延べ面積が250平方メートル以内であって、かつ、建築物の主要な出入口が2以下のものに限る。)</p> <p>5 前各号の建築物に附属するもの</p>
	B地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>1 住宅(住戸の数が2以下のものに限る。)</p> <p>2 住宅(住戸の数が2以下のものに限る。)で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかの用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。)</p> <p>(1) 事務所</p> <p>(2) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p>

		<p>(3) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>3 住宅（住戸の数が2以下のものに限る。）で診療所の用途を兼ねるもの</p> <p>4 共同住宅（住戸の数が2以下のものに限る。）</p> <p>5 前各号の建築物に附属するもの</p>
	C地区	<p>1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>2 公衆浴場</p> <p>3 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）</p> <p>4 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。）</p> <p>5 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設（自己の使用に供するものを除く。）</p> <p>6 ホテル又は旅館</p> <p>7 自動車教習所</p> <p>8 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>9 マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券その他これらに類するもの</p> <p>10 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>11 倉庫業を営む倉庫</p> <p>12 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）</p>
日ノ出町駅前A地区地区整備計画区域	I地区	<p>1 4階以下の階を住居の用に供するもの（4階以下の階の住居の用に供する部分の全部又は一部が住戸又は住室の部分であるものに限る。）</p> <p>2 共同住宅で各住戸の床面積のうち最小のものが30平方メートル以下のもの</p> <p>3 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。）</p> <p>4 マージャン屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券販売所</p> <p>5 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>6 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの</p> <p>7 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）</p>
	II地区	<p>1 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。）</p> <p>2 マージャン屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券販売所</p> <p>3 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>4 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの</p> <p>5 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）</p>
栄小山台地区地区整備計画区域	A地区	<p>1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>2 公衆浴場</p> <p>3 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>4 ホテル又は旅館</p> <p>5 立体自動車車庫</p> <p>6 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設</p>

		その他これに類するものを除く。)
B地区 C地区 D地区		次に掲げる建築物以外のもの 1 住宅（住戸の数が3以上の長屋を除く。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの 3 共同住宅（住戸の数が3以上のものを除く。） 4 公民館、集会所又は図書館 5 老人ホーム、保育所その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6 診療所 7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 8 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）
E地区		次に掲げる建築物以外のもの 1 住宅（住戸の数が3以上の長屋を除く。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの 3 共同住宅（住戸の数が3以上のものを除く。） 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 老人ホーム、保育所その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6 診療所 7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 8 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）
戸塚駅西口第3地区地区整備計画区域	—	1 1階を住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供するもの（1階の住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供する部分が廊下又は広間の類、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるもの及び計画図に示す旭町通りに接しない敷地にあるものを除く。） 2 自動車教習所 3 勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所 4 倉庫業を営む倉庫 5 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。） 6 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの
青葉鴨志田地区地区整備計画区域	A地区 B地区 C地区	1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 5 公衆浴場 6 店舗で床面積の合計が500平方メートルを超えるもの 7 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 8 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設 9 自動車教習所 10 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券

		売場その他これらに類するもの 11 カラオケボックスその他これに類するもの 12 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。） 13 倉庫業を営む倉庫 14 自動車修理工場 15 法別表第2（る）項第1号に掲げる工場
	D地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 2 前号の建築物に附属するもの
磯子三丁目地区地区整備計画区域	A-1地区	1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4 学校、図書館その他これらに類するもの（この項の規定の施行の際現に存する建築物をこれらの用途に供するものを除く。） 5 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 6 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 7 保育所（この項の規定の施行の際現に存する建築物をこの用途に供するものを除く。） 8 公衆浴場（この項の規定の施行の際現に存する建築物をこの用途に供するものを除く。） 9 診療所（この項の規定の施行の際現に存する建築物をこの用途に供するものを除く。） 10 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの（この項の規定の施行の際現に存する建築物をこれらの用途に供するものを除く。） 11 事務所（この項の規定の施行の際現に存する建築物をこの用途に供するものを除く。） 12 店舗、飲食店その他これらに類するもの（この項の規定の施行の際現に存する建築物をこれらの用途に供するものを除く。） 13 病院 14 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの（この項の規定の施行の際現に存する建築物をこれらの用途に供するものを除く。） 15 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。） 16 公益上必要な建築物で令第130条の5の4に規定するもの（この項の規定の施行の際現に存する建築物をこの用途に供するものを除く。） 17 工場（店舗に附属するもの及び自動車修理工場を除く。） 18 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設 19 ホテル又は旅館（この項の規定の施行の際現に存する建築物をこれらの用途に供するものを除く。） 20 自動車教習所 21 畜舎 22 マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 23 カラオケボックスその他これに類するもの 24 自動車修理工場 25 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
	A-2地区	1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの

	<ul style="list-style-type: none"> 6 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。） 7 工場（店舗に附属するもの及び自動車修理工場を除く。） 8 自動車教習所 9 畜舎 10 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 11 カラオケボックスその他これに類するもの 12 自動車修理工場 13 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
A-3 地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 6 事務所で床面積の合計が500平方メートルを超えるもの 7 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの 8 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。） 9 工場（店舗に附属するもの及び自動車修理工場を除く。） 10 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設 11 自動車教習所 12 畜舎 13 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 14 カラオケボックスその他これに類するもの 15 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 16 倉庫業を営む倉庫 17 自動車修理工場 18 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
B-1 地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 地階又は1階を住居の用に供するもの（地階又は1階の住居の用に供する部分が廊下、広間、階段、エレベーター、機械室その他これらに類するもののみであるものを除く。） 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3 地階又は1階を老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類する用途に供するもの（地階又は1階の老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類する用途に供する部分が廊下、広間、階段、エレベーター、機械室その他これらに類するもののみであるものを除く。） 4 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。） 5 工場（店舗に附属するもの及び自動車修理工場を除く。） 6 自動車教習所 7 畜舎 8 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 9 カラオケボックスその他これに類するもの 10 自動車修理工場 11 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
B-2 地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 共同住宅 2 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 3 2階以下の階を店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの

		<p>のうち令第130条の5の3に規定するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以内のもの</p> <p>4 前3号の建築物に附属するもの</p>
	C-1地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>1 共同住宅</p> <p>2 2階以下の階を店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち令第130条の5の3に規定するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以内のもの</p> <p>3 前2号の建築物に附属するもの</p>
	C-2地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>1 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの</p> <p>2 前号の建築物に附属するもの</p>
金沢八景駅東口地区地区整備計画区域	—	<p>1 1階を住居の用に供するもので、次の各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>(1) 1階の住居の用に供する部分が廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるもの</p> <p>(2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けた土地で、次のア及びイに掲げる条件のいずれにも該当するものを敷地として使用するもの</p> <p>ア 計画図に示す都市計画道路3・4・39号金沢八景六浦線（駅前広場を含む。）に接しないこと。</p> <p>イ 当該土地に対する従前の土地を住居の用のみに供する建築物の敷地として使用していたこと。</p> <p>2 自動車教習所</p> <p>3 勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所</p> <p>4 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）</p> <p>5 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>6 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの</p>
二俣川駅周辺地区地区整備計画区域	A地区 B地区	<p>1 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。）</p> <p>2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所</p> <p>3 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）</p> <p>4 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>5 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの</p>
泉新橋榎橋地区地区整備計画区域	A地区 B地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>1 住宅（住戸の数が3以上の長屋を除く。）</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち令第130条の3に規定するもの</p> <p>3 学校、図書館その他これらに類するもの</p> <p>4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの</p> <p>5 前各号の建築物に附属するもの</p> <p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>1 住宅（住戸の数が3以上の長屋を除く。）</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち令第130条の3に規定するもの</p> <p>3 学校、図書館その他これらに類するもの</p>

		<p>4 診療所</p> <p>5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの</p> <p>6 物品販売業を営む店舗又は飲食店</p> <p>7 前各号の建築物に附属するもの</p>
	C地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>1 学校、図書館その他これらに類するもの</p> <p>2 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの</p> <p>3 前2号の建築物に附属するもの</p>
金沢幸浦二丁目マーチャ ンダイジングセンター地 区地区整備計画区域	—	<p>1 公衆浴場</p> <p>2 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以上のもの</p> <p>3 法別表第2(る)項第1号(13)、(14)、(16)から(22)まで、(24)、(29)及び(30)に掲げる事業を営む工場(この項の規定の施行の際現に存するこれらの事業を営む工場の敷地において、同一の事業を営む工場の用途に供する建築物を建築する場合を除く。)</p> <p>4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>5 畜舎、堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場</p> <p>6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券売場</p> <p>7 集会場</p> <p>8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物(以下「廃棄物」という。)の収集、運搬、処分等の処理の用に供するもの(最終処分の用に供するもの以外のものであり、かつ、当該建築物又はこれと同一の敷地に存する他の建築物から排出される廃棄物のみをその排出者が自ら当該処理の用に供するものを除く。)</p> <p>9 ペット火葬場(犬、猫その他人に飼育されていた動物(家畜を除く。))の死体を火葬する設備を有する施設をいう。)その他これに類するもの</p>
神奈川大口通地区地区整 備計画区域	—	<p>1 自動車教習所</p> <p>2 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>3 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの</p> <p>4 危険物の貯蔵又は処理に供するもの(自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。)</p> <p>5 集会場(業として葬儀を行うことを主たる目的とするものに限る。)</p> <p>6 墓地、埋葬等に関する法律第2条第6項に規定する納骨堂</p> <p>7 計画図に示す都市計画道路3・6・6号大口線の区域の境界線(以下この号において「境界線」という。)からの水平距離5メートル以内に存する土地を敷地の全部又は一部として使用するもので、次のいずれかに掲げるもの</p> <p>(1) 1階を住居の用に供するもの(1階の一部に次に掲げる建築物の用途以外の用途に供する部分を含むものを除く。)</p> <p>ア 自動車車庫</p> <p>イ 工場</p> <p>ウ 自動車教習所</p> <p>エ 畜舎</p> <p>オ マージャン屋、ぱちんこ屋(この項の規定の施行の際現に存するぱちんこ屋の用途に供する建築物の敷地において建築されるものを除く。)、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>カ カラオケボックスその他これに類するもの</p>

		<p>キ 倉庫</p> <p>ク キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>ケ 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの</p> <p>コ 危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>サ 集会場（業として葬儀を行うことを主たる目的とするものに限る。）</p> <p>シ 墓地、埋葬等に関する法律第2条第6項に規定する納骨堂</p> <p>ス コインランドリー</p> <p>(2) 自動車車庫（次のいずれにも該当するものを除く。）</p> <p>ア 1階の自動車車庫の用途に供する部分が境界線からの水平距離5メートルを超える範囲内のみ存するもの</p> <p>イ 自動車車庫の敷地が都市計画道路3・6・6号大口線以外の道路と接する部分のみに自動車用の出入口を設けたもの</p> <p>(3) 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。）</p> <p>(4) 畜舎</p> <p>(5) 1階をマージャン屋、ぱちんこ屋（この項の規定の施行の際現に存するぱちんこ屋の用途に供する建築物の敷地において建築されるものを除く。）、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供するもの（1階のマージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する部分が廊下、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。）</p> <p>(6) 1階をカラオケボックスその他これに類する用途に供するもの（1階のカラオケボックスその他これに類する用途に供する部分が廊下、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。）</p> <p>(7) 1階を倉庫の用途に供するもの（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。）</p> <p>(8) 1階をコインランドリーの用途に供するもの（1階のコインランドリーの用途に供する部分が廊下、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。）</p>
港南中央駅周辺地区地区整備計画区域	A-1地区 A-2地区 A-3地区	<p>1 住宅</p> <p>2 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>3 自動車教習所</p> <p>4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>5 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>6 倉庫業を営む倉庫</p>
	C地区	<p>1 住宅</p> <p>2 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p>
新杉田駅南地区地区整備計画区域	—	<p>1 1階を住居の用に供するもの（1階の住居の用に供する部分が廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。）</p> <p>2 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。）</p> <p>3 自動車教習所</p> <p>4 令第130条の7に規定する規模の畜舎</p> <p>5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>6 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>7 倉庫業を営む倉庫</p> <p>8 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）</p>
東神奈川一丁目地区地区	A地区	<p>1 1階又は2階を住居の用に供するもの（1階又は2階の住居の用に</p>

整備計画区域		<p>供する部分が廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。）</p> <p>2 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。）</p> <p>3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>4 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>5 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの</p> <p>6 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）</p>
	B地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>1 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの</p> <p>2 自転車駐車場</p> <p>3 前2号の建築物に附属するもの</p>
港北大曾根南台地区地区整備計画区域	A地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>1 住宅で、次に掲げる条件に該当するもの</p> <p>(1) 住戸の数が、当該建築物の敷地のうち横浜国際港都建設計画港北大曾根南台地区地区計画の地区整備計画のA地区内にある部分の面積を50平方メートルで除して得た数値と当該地区整備計画のB地区内にある部分の面積を25平方メートルで除して得た数値の合計の数値を超えないこと。ただし、この項の規定の施行の際現に存する建築物の敷地において、当該建築物の住戸の数を超えない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 各住戸の床面積が30平方メートル以上であること。</p> <p>2 住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかの用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）のうち前号に掲げる条件に該当するもの</p> <p>(1) 事務所</p> <p>(2) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>3 共同住宅で、次に掲げる条件に該当するもの</p> <p>(1) 住戸の数が、当該建築物の敷地のうち横浜国際港都建設計画港北大曾根南台地区地区計画の地区整備計画のA地区内にある部分の面積を50平方メートルで除して得た数値と当該地区整備計画のB地区内にある部分の面積を25平方メートルで除して得た数値の合計の数値を超えないこと。ただし、この項の規定の施行の際現に存する建築物の敷地において、当該建築物の住戸の数を超えない場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 各住戸の床面積が30平方メートル以上であること。</p> <p>4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの</p> <p>5 前各号の建築物に附属するもの</p>
	B地区	
大船駅北第二地区地区整備計画区域	A地区	<p>1 1階を住居の用に供するもの（1階の住居の用に供する部分が廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。）</p> <p>2 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。）</p> <p>3 勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所</p> <p>4 倉庫業を営む倉庫</p> <p>5 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>6 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの</p> <p>7 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設</p>

		その他これに類するものを除く。)
	B地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅（2階以下の階に住宅（これに附属する建築物又は建築物の部分を含む。）の用途以外の用途に供する部分を含むもの（当該部分の床面積の合計が3,200平方メートル以上のものに限る。）を除く。） 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿（2階以下の階に共同住宅、寄宿舎又は下宿（これらに附属する建築物又は建築物の部分を含む。）の用途以外の用途に供する部分を含むもの（当該部分の床面積の合計が3,200平方メートル以上のものに限る。）を除く。） 3 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。） 4 勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所 5 倉庫業を営む倉庫 6 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
エキサイトよこはま22横浜駅西口駅前・鶴屋町地区地区整備計画区域	A地区 B地区 C地区 D地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。） 2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 4 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 5 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
山手町西部文教地区地区整備計画区域	—	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校、図書館その他これらに類するもの 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3 保育所 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 5 前各号の建築物に附属するもの
港南つつじヶ丘地区地区整備計画区域	A地区 B地区 C地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅（住戸の数が3以上の長屋を除く。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの 3 共同住宅（住戸の数が3以上のものを除く。） 4 図書館その他これに類するもの 5 保育所でその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき居宅要介護者又は居宅要支援者への通所による日常生活上の世話、機能訓練等を行う施設又は拠点で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 7 診療所 8 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの（老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上のものを除く。） 9 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5に規定するものを除く。）
	D地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの 3 共同住宅 4 図書館その他これに類するもの 5 保育所でその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル

		<p>未満のもの</p> <p>6 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき居宅要介護者又は居宅要支援者への通所による日常生活上の世話、機能訓練等を行う施設又は拠点で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>7 診療所</p> <p>8 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの（老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上のものを除く。）</p> <p>9 前各号の建築物に附属するもの</p>
	E地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>1 住宅（住戸の数が3以上の長屋を除く。）</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの</p> <p>3 共同住宅（住戸の数が3以上のものを除く。）</p> <p>4 学校、図書館その他これらに類するもの</p> <p>5 保育所でその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>6 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき居宅要介護者又は居宅要支援者への通所による日常生活上の世話、機能訓練等を行う施設又は拠点で、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>7 診療所</p> <p>8 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの（老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上のものを除く。）</p> <p>9 前各号の建築物に附属するもの</p>
網島サステイナブル・スマートタウン地区地区整備計画区域	A地区	<p>1 住宅</p> <p>2 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>3 畜舎（店舗に附属するものを除く。）</p> <p>4 マー جان屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>5 倉庫業を営む倉庫</p> <p>6 キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p>
	B地区	<p>1 住宅</p> <p>2 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>3 畜舎（店舗に附属するものを除く。）</p> <p>4 マー جان屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>5 倉庫業を営む倉庫</p> <p>6 キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>7 法別表第2（ぬ）項第3号に掲げる工場</p> <p>8 法別表第2（ぬ）項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p>
	C地区	<p>1 畜舎（店舗に附属するものを除く。）</p> <p>2 マー جان屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>3 倉庫業を営む倉庫</p> <p>4 キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>5 法別表第2（ぬ）項第3号に掲げる工場</p>
	D地区	<p>1 1階を住居の用に供するもの（1階の一部に次に掲げる建築物の用途に供する部分を含むもの（当該部分の床面積の合計が100平方メートル以上のものに限る。）を除く。）</p> <p>(1) 学校、図書館その他これらに類するもの</p>

		<p>(2) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(3) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>2 畜舎（店舗に附属するものを除く。）</p> <p>3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>4 倉庫業を営む倉庫</p> <p>5 キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>6 法別表第2(ぬ)項第3号に掲げる工場</p> <p>7 法別表第2(ぬ)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p>
たまプラーザ駅北地区地区整備計画区域	A地区	<p>1 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。）</p> <p>2 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>3 ホテル又は旅館</p> <p>4 自動車教習所</p> <p>5 令第130条の7に規定する規模の畜舎</p> <p>6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>7 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>8 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3に規定するもの</p> <p>9 倉庫業を営む倉庫</p> <p>10 店舗、飲食店、展示場又は遊技場で、その用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの</p> <p>11 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）</p>
本郷台駅周辺地区地区整備計画区域	C地区	<p>1 1階を住居の用に供するもの（1階の一部に次に掲げる建築物の用途に供する部分を含むもの（当該部分の床面積の合計が900平方メートル以上のものに限る。）を除く。）</p> <p>(1) 学校、図書館その他これらに類するもの</p> <p>(2) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（入院、入所又は入居する者が使用する居室を有するものを除く。）</p> <p>(3) 保育所</p> <p>(4) 診療所</p> <p>(5) 事務所</p> <p>(6) 病院</p> <p>(7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの（入院、入所又は入居する者が使用する居室を有するものを除く。）</p> <p>(8) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの</p> <p>(9) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>(10) 集会場</p> <p>2 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。）</p> <p>3 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）</p>
緑十日市場住宅団地地区地区整備計画区域	G地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>1 住宅</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの</p> <p>3 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>4 学校、図書館その他これらに類するもの</p> <p>5 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>6 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>7 公衆浴場</p> <p>8 診療所</p> <p>9 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定</p>

		<p>する公益上必要なもの</p> <p>10 事務所で床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>11 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち令第130条の5の3に規定するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>12 病院</p> <p>13 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>14 公益上必要な建築物で令第130条の5の4に規定するもの</p> <p>15 ホテル又は旅館で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>16 前各号の建築物に附属するもの</p>
神奈川羽沢南二丁目地区 地区整備計画区域	A地区	<p>1 1階又は2階を住居の用に供するもの（1階又は2階を住居の用に供する部分が廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。）</p> <p>2 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。）</p> <p>3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外馬券売り場その他これらに類するもの</p> <p>4 キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>5 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）</p>
	B地区	<p>1 1階を住居の用に供するもの（1階を住居の用に供する部分が廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。）</p> <p>2 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。）</p> <p>3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外馬券売り場その他これらに類するもの</p> <p>4 キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>5 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）</p>
	C地区	<p>1 住宅</p> <p>2 共同住宅</p> <p>3 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>4 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。）</p> <p>5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外馬券売り場その他これらに類するもの</p> <p>6 倉庫業を営む倉庫</p> <p>7 キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>8 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）</p>
南部市場駅北地区地区整備計画区域	—	<p>1 住宅</p> <p>2 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>4 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>5 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>6 自動車教習所</p> <p>7 畜舎（店舗に附属するものを除く。）</p> <p>8 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売り場その他これらに類するもの</p> <p>9 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>10 倉庫業を営む倉庫</p>

		<p>11 法別表第2(ぬ)項第3号及び(る)項第1号に掲げる工場</p> <p>12 危険物の貯蔵又は処理に供するもの(自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。)</p>
港北箕輪町二丁目地区地区整備計画区域	A地区	<p>1 畜舎(店舗に附属するものを除く。)</p> <p>2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>3 倉庫業を営む倉庫</p> <p>4 キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>5 法別表第2(ぬ)項第3号に掲げる工場</p> <p>6 法別表第2(ぬ)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p>
	B地区	<p>1 住宅</p> <p>2 共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>3 畜舎(店舗に附属するものを除く。)</p> <p>4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>5 倉庫業を営む倉庫</p> <p>6 キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>7 法別表第2(ぬ)項第3号に掲げる工場</p> <p>8 法別表第2(ぬ)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p>
恩田駅南地区地区整備計画区域	A地区	<p>1 住宅</p> <p>2 共同住宅、寄宿舍又は下宿で、その用途に供する部分の床面積の合計が4,000平方メートルを超えるもの</p> <p>3 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの</p> <p>4 自動車車庫(建築物に附属するものを除く。)</p> <p>5 法別表第2(と)項第3号(1の2)、(2の2)から(4)まで、(4の3)から(8)まで、(10)、(12)、(13)、(15)及び(16)並びに(ぬ)項第3号(1)、(4)、(5)及び(7)から(20)までに掲げる工場</p> <p>6 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>7 ホテル又は旅館</p> <p>8 自動車教習所</p> <p>9 令第130条の7に規定する規模の畜舎</p> <p>10 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>11 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>12 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3に規定するもの</p> <p>13 倉庫業を営む倉庫</p> <p>14 キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>15 危険物の貯蔵又は処理に供するもの(自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。)</p>
	B地区	<p>1 住宅</p> <p>2 共同住宅、寄宿舍又は下宿で、その用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの</p> <p>3 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの</p> <p>4 自動車車庫(建築物に附属するものを除く。)</p> <p>5 法別表第2(と)項第3号(1の2)、(2の2)から(4)まで、(4の3)から(8)まで、(10)、(12)、(13)、(15)及び(16)並びに(ぬ)項第3号(1)、(4)、(5)及び(7)から(20)までに掲げる工場</p> <p>6 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>7 ホテル又は旅館</p>

		8 自動車教習所 9 令第130条の7に規定する規模の畜舎 10 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 11 カラオケボックスその他これに類するもの 12 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3に規定するもの 13 倉庫業を営む倉庫 14 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 15 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
栄上郷町地区地区整備計画区域	A 1 地区 A 2 地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 学校、図書館その他これらに類するもの 2 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 3 公衆浴場 4 診療所 5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 6 事務所 7 店舗、飲食店その他これらに類するもの 8 自動車車庫又は自転車駐車場 9 病院 10 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 11 公益上必要な建築物で令第130条の5の4に規定するもの 12 工場（店舗に附属するものに限る。） 13 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設 14 畜舎（店舗に附属するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が15平方メートル以内のものに限る。） 15 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房 16 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5第4号及び第5号に規定するものを除く。）
	A 3 地区	1 都市計画道路3・3・14号舞岡上郷線（以下「舞岡上郷線」という。）に面する部分の1階を住居の用に供するもの（1階の住居の用に供する部分が廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。） 2 住宅（住戸の数が敷地面積を20平方メートルで除して得た数以下の長屋を除く。）

	<p>3 共同住宅(住戸の数が敷地面積を20平方メートルで除して得た数以下のものを除く。)</p> <p>4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>5 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの</p> <p>6 自動車車庫(建築物に附属するものを除く。)</p> <p>7 工場(令第130条の6に規定するものを除く。)</p> <p>8 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>9 ホテル又は旅館</p> <p>10 自動車教習所</p> <p>11 畜舎(店舗に附属するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が15平方メートル以内のものを除く。)</p> <p>12 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>13 展示場又は遊技場</p> <p>14 勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所</p> <p>15 倉庫業を営む倉庫</p> <p>16 危険物の貯蔵又は処理に供するもの(自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。)</p>
A 4 地区	<p>1 住宅(住戸の数が敷地面積を20平方メートルで除して得た数以下の長屋を除く。)</p> <p>2 共同住宅(住戸の数が敷地面積を20平方メートルで除して得た数以下のものを除く。)</p> <p>3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>4 3階以上の階を店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの</p> <p>5 自動車車庫(建築物に附属するものを除く。)</p> <p>6 工場(令第130条の6に規定するものを除く。)</p> <p>7 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設</p> <p>8 ホテル又は旅館</p> <p>9 自動車教習所</p> <p>10 畜舎(店舗に附属するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が15平方メートル以内のものを除く。)</p> <p>11 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>12 展示場又は遊技場</p> <p>13 勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所</p> <p>14 倉庫業を営む倉庫</p> <p>15 危険物の貯蔵又は処理に供するもの(自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。)</p>
B 地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>1 住宅(住戸の数が敷地面積を50平方メートルで除して得た数以上の長屋を除く。)</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの</p> <p>3 共同住宅(住戸の数が敷地面積を50平方メートルで除して得た数以上のものを除く。)、寄宿舎又は下宿</p> <p>4 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの</p> <p>5 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>6 診療所</p> <p>7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの</p> <p>8 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5に規定するものを除く。)</p>

	C 1 地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 図書館その他これに類するもの 2 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 3 事務所 4 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの 5 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房 6 展示場の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの 7 前各号の建築物に附属するもの
	C 2 地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 2 前号の建築物に附属するもの
泉ゆめが丘地区地区整備計画区域	A-1 地区	1 1階又は2階を住居の用に供するもの（1階又は2階の住居の用に供する部分が廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。） 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3 自動車教習所 4 畜舎（店舗に附属するものを除く。） 5 射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場 6 倉庫業を営む倉庫
	A-2 地区	1 1階を住居の用に供するもの（1階の住居の用に供する部分が廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。） 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3 自動車教習所 4 畜舎（店舗に附属するものを除く。） 5 マー جان屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 6 倉庫業を営む倉庫
	B 地区	1 住宅（長屋を除く。） 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3 畜舎（店舗に附属するものを除く。） 4 マー جان屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 5 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 6 法別表第2(ぬ)項第3号に掲げる工場 7 法別表第2(ぬ)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
	C-1-1 地区	1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2 自動車教習所 3 畜舎（店舗に附属するものを除く。） 4 マー جان屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
	C-1-2 地区	1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2 自動車教習所 3 畜舎（店舗に附属するものを除く。）
	C-2 地区	1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2 公衆浴場 3 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設 4 ホテル又は旅館 5 自動車教習所

		6 畜舎
	C-3地区 D-1地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの 3 共同住宅、寄宿舍又は下宿 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 6 診療所 7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 8 事務所、店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの 9 工場のうち令第130条の6に規定するもの 10 前各号の建築物に附属するもの
	D-2地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの 3 共同住宅、寄宿舍又は下宿 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 6 診療所 7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 8 事務所、店舗又は飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもの 9 前各号の建築物に附属するもの
泉領家地区地区整備計画区域	低層住宅A地区 低層住宅B地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの 3 共同住宅 4 学校、図書館その他これらに類するもの 5 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 6 診療所 7 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 8 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5に規定するものを除く。)
	中層住宅地区	1 公衆浴場 2 畜舎
	住宅・商業地区	1 公衆浴場 2 工場(店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するもの及び自動車修理工場を除く。) 3 ホテル又は旅館 4 自動車教習所 5 畜舎 6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

中山駅南口地区地区整備計画区域	A地区 B地区 C地区	1 1階又は2階を住居の用に供するもの（1階及び2階の住居の用に供する部分が廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもの又は居住者の集会の用に供する室のみであるものを除く。） 2 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。） 3 自動車教習所 4 勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所 5 倉庫業を営む倉庫 6 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの
川和町駅周辺西地区地区整備計画区域	A-1地区 A-2地区 A-3地区 B-1地区 B-2地区 C地区	1 1階を住居の用に供するもの（1階の住居の用に供する部分が廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。） 2 自動車教習所 3 畜舎（店舗に附属するものを除く。） 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 5 倉庫業を営む倉庫 6 法別表第2（と）項第3号に掲げる工場 1 計画図に示す道路境界線アからの水平距離10メートル以内に存する土地を敷地の全部又は一部として使用するもので、1階を住居の用に供するもの（1階の住居の用に供する部分が廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。） 2 前号に掲げるもののほか、1階を住居の用に供するもの（次に掲げるものを除く。） (1) 長屋 (2) 1階の一部に事務所、店舗その他これらに類する用途に供する部分を含むもの (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 自動車教習所 4 畜舎（店舗に附属するものを除く。） 5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 6 倉庫業を営む倉庫 7 法別表第2（と）項第3号に掲げる工場 1 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設 2 ホテル又は旅館 3 自動車教習所 4 畜舎 5 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。） 1 自動車教習所 2 畜舎 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4 倉庫業を営む倉庫
網島東一丁目地区地区整備計画区域	A地区	1 1階を住居の用に供するもの（1階の住居の用に供する部分が廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。） 2 自動車教習所 3 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 4 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）

	B 地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 1階を住居の用に供するもの（1階の住居の用に供する部分が廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。） 2 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。） 3 自動車教習所 4 令第130条の7に規定する規模の畜舎 5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 6 倉庫業を営む倉庫 7 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 8 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 9 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
	D-1地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 1階を住居の用に供するもの（1階の住居の用に供する部分が廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。） 2 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。） 3 自動車教習所 4 令第130条の7に規定する規模の畜舎 5 マージャン屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場及び場外勝舟投票券発売所 6 倉庫業を営む倉庫 7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 8 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
	F 地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 計画図に示す道路境界線アに接する敷地で、1階を住居の用に供するもの（1階の住居の用に供する部分が廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。） 2 自動車教習所 3 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
都筑川向町南耕地地区地区整備計画区域	物流・工業A地区 物流・工業B地区	次に掲げる建築物以外のもの <ol style="list-style-type: none"> 1 保育所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業、同条第12項に規定する事業所内保育事業その他これらに類する事業に使用する施設 2 診療所 3 事務所 4 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの 5 自動車車庫 6 工場（法別表第2（ぬ）項第3号（1）から（8の2）まで及び（8の4）から（20）まで並びに（る）項第1号（13）、（14）、（16）から（22）まで、（24）、（29）及び（30）に掲げるものを除く。） 7 倉庫 8 法別表第2（る）項第2号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの 9 前各号の建築物に附属するもの
	沿道利用地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

		5 法別表第2(ぬ)項第1号から第3号までに掲げるもの
	周辺環境調整地区	1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 4 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの 5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 6 法別表第2(ぬ)項に掲げるもの
青葉鴨志田西地区地区整備計画区域	A地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 寄宿舎 2 診療所 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 4 大学 5 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の3に規定するもの 6 前各号の建築物に附属するもの
	B地区	1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 5 公衆浴場
関内駅前地区地区整備計画区域	A地区	1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム 5 自動車教習所 6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場 7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 8 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
東高島駅北地区地区整備計画区域	A地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 横浜都心機能誘導地区建築条例（平成17年12月横浜市条例第116号）別表第2第2項（同項第12号を除く。）に掲げる用途（以下この項及び別表第3東高島駅北地区地区整備計画区域の項において「学校等の用途」という。）に供するもの 2 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（入院、入所又は入居する者が使用する居室を有するものを除く。） 3 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの 4 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 5 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの 6 集会場

B地区	<p>1 1階又は2階を次に掲げる建築物の用途（以下この項、別表第3東高島駅北地区地区整備計画区域の項及び別表第13東高島駅北地区地区整備計画区域の項において「住宅等の用途」という。）に供するもの（1階及び2階の住宅等の用途に供する部分が廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。）</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>(3) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（入院、入所又は入居する者が使用する居室を有するものに限る。）</p> <p>2 工場（法別表第2（ぬ）項第2号若しくは第3号又は同表（る）項第1号に掲げるもの以外のもので、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。）</p> <p>3 自動車教習所</p> <p>4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（ゲームセンター（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第5号に規定する営業に使用する施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）</p> <p>5 キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>6 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの</p> <p>7 法別表第2（ぬ）項第1号から第3号までに掲げるもの</p> <p>8 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（法別表第2（ぬ）項第4号に掲げるもの以外のもので、自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）</p>
C地区	<p>1 1階又は2階を住宅等の用途に供するもの（1階及び2階の住宅等の用途に供する部分が廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもの又は居住者の集会の用に供する室のみであるものを除く。）</p> <p>2 工場（法別表第2（ぬ）項第2号若しくは第3号又は同表（る）項第1号に掲げるもの以外のもので、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。）</p> <p>3 自動車教習所</p> <p>4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。）</p> <p>5 キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>6 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの</p> <p>7 法別表第2（ぬ）項第1号から第3号までに掲げるもの</p> <p>8 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（法別表第2（ぬ）項第4号に掲げるもの以外のもので、自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）</p>
D-1地区	<p>1 住宅等の用途に供するもの</p> <p>2 自動車教習所</p> <p>3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。）</p> <p>4 キャバレー、料理店その他これらに類するもの</p> <p>5 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの</p> <p>6 法別表第2（ぬ）項に掲げるもの（鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第9条第3号に規定するものを除く。）</p>
D-2地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <p>1 学校等の用途に供するもの</p> <p>2 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの</p> <p>3 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定するもの</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 4 展示場 5 集会場
	E-1 地区 E-2 地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 自動車教習所 2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（ゲームセンターを除く。） 3 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 4 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 5 法別表第2（ぬ）項第1号から第3号までに掲げるもの（同項第2号、第3号（2）から（6）まで、（13）、（15）及び（17）から（19）まで並びに（る）項第1号（25）から（28）までに掲げるものを除く。） 6 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
	F 地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 店舗 2 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの 3 展示場 4 集会場
海岸通り地区地区整備計画区域	—	<ul style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 5 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 6 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。） 7 自動車教習所 8 畜舎 9 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 10 カラオケボックスその他これに類するもの 11 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 12 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 13 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）
青葉美しが丘二丁目地区地区整備計画区域	A 地区 B 地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの 2 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。） 3 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設 4 自動車教習所 5 畜舎（店舗に附属するものを除く。） 6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 7 カラオケボックスその他これに類するもの 8 倉庫業を営まない倉庫（建築物に附属するものを除く。） 9 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）

（備考）

この表において「計画図」とは、都市計画法第14条第1項に規定する計画図をいう。

別表第3 建築物の容積率の最高限度（第6条）

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築物の容積率の最高限度
緑台村寺山地区地区整備計画区域	C地区	10分の12
緑奈良地区地区整備計画区域	A地区	10分の8
金沢区堀口地区再開発地区整備計画区域	A地区	10分の18
	B地区	10分の15
新子安駅西地区再開発地区整備計画区域	駅前拠点地区	10分の40
新羽駅周辺地区地区整備計画区域	A地区	住居の用に供する建築物又は住居の用に供する部分を含む建築物の当該住居の用に供する部分の容積率の最高限度は、10分の20とする。
	B地区	
栄湘南桂台地区地区整備計画区域	A地区	10分の8
	B地区	
	C地区	10分の6
	D地区	
保土ヶ谷仏向町地区地区整備計画区域	A-1地区	10分の7
	A-2地区	
	B地区	10分の5
	C地区	10分の8
保土ヶ谷神戸町地区地区整備計画区域	業務系A地区	10分の36
	業務系B地区	10分の30
保土ヶ谷星川二丁目地区地区整備計画区域	業務・商業系地区	10分の30
	住宅系地区	10分の20
東戸塚上品濃地区地区整備計画区域	A-3地区	住居の用に供する建築物又は住居の用に供する部分を含む建築物の当該住居の用に供する部分の容積率の最高限度は、10分の12とする。
	B-1地区	住居の用に供する建築物又は住居の用に供する部分を含む建築物の当該住居の用に供する部分の容積率の最高限度は、10分の8とする。
	C地区	
栄小菅ヶ谷地区地区整備計画区域	B地区	10分の15
たまプラーザ駅周辺地区地区整備計画区域	A-3地区	住居の用に供する建築物又は住居の用に供する部分を含む建築物の当該住居の用に供する部分の容積率の最高限度は、10分の15とする。
	A-4地区	
	B-1地区 B-2地区	住居の用に供する建築物又は住居の用に供する部分を含む建築物の当該住居の用に供する部分の容積率の最高限度は、10分の10とする。
ヨコハマポートサイド地区地区整備計画区域	C地区	住居の用に供する建築物又は住居の用に供する部分を含む建築物の当該住居の用に供する部分の容積率の最高限度は、10分の15とする。
	A-1	住居の用に供する建築物又は住居の用に供する部分を含む建築物の当該住居の用に供する部分の容積率の最高限度は、10分の20とする。
	B-1(2)	住居の用に供する建築物又は住居の用に供する部分を含む建築物の当該住居の用に供する部分の容積率の最高限度は、10分の33とする。
	B-2(2)	住居の用に供する建築物又は住居の用に供する部分を含む建築物の当該住居の用に供する部分の容積率の最高限度は、10分の58とする。
	C-4	住居の用に供する建築物又は住居の用に供する部分を含む建築物の当該住居の用に供する部分の容積率の最高限度は、10分の10とする。
	E-1	住居の用に供する建築物又は住居の用に供する部分を含む建築物の当該住居の用に供する部分の容積率の最高限度は、10分の11とする。
E-4	住居の用に供する建築物又は住居の用に供する部分を含む建築物の当該住居の用に供する部分の容積率の最高限度は、10分の10とする。	
青葉荏田北二丁目地区地	A地区	10分の8

区整備計画区域	B 地区	10分の20
泉西が岡一丁目地区地区整備計画区域	A 地区	10分の15
	B 地区	10分の5
東戸塚西地区地区整備計画区域	A-1 地区 A-2 地区	住居の用に供する建築物又は住居の用に供する部分を含む建築物の当該住居の用に供する部分の容積率の最高限度は、10分の20とする。
	B 地区	1 住居の用に供する建築物又は住居の用に供する部分を含む建築物の当該住居の用に供する部分の容積率の最高限度は、10分の20とする。 2 面積が200平方メートル未満の敷地内に建築する建築物の容積率の最高限度は、10分の30とする。
栄本郷台地区地区整備計画区域	A 1 地区 A 2 地区 A 3 地区 A 4 地区	10分の8
	B 1 地区 B 2 地区	10分の12
	C 地区	10分の20
山下町本町通り地区地区整備計画区域	A 地区	10分の80
	B-1 地区	10分の35
	B-2 地区	10分の80
	B-3 地区	10分の60
北仲通北再開発等促進地区地区整備計画区域	A-3 地区	10分の20
青葉つつじが丘北西地区地区整備計画区域	A 地区	10分の6
	B 地区	10分の8
	C 地区	10分の25
栄小山台地区地区整備計画区域	C 地区 D 地区 E 地区	10分の8
青葉鴨志田地区地区整備計画区域	A 地区 B 地区 C 地区	10分の13
	D 地区	10分の5
新杉田駅南地区地区整備計画区域	—	住居の用に供する建築物又は住居の用に供する部分を含む建築物の当該住居の用に供する部分の容積率の最高限度は、10分の23とする。
港南つつじヶ丘地区地区整備計画区域	B 地区	10分の8
たまプラーザ駅北地区地区整備計画区域	A 地区	10分の25
神奈川羽沢南二丁目地区地区整備計画区域	A 地区	10分の43
	B 地区 C 地区	10分の20
	A 地区 B 地区	10分の25 10分の20
港北箕輪町二丁目地区地区整備計画区域	A 地区	10分の25
	B 地区	10分の20
栄上郷町地区地区整備計画区域	A 1 地区 A 2 地区 A 3 地区 A 4 地区	10分の20
	B 地区	10分の8

	C 1 地区 C 2 地区	10分の6
東高島駅北地区地区整備 計画区域	A 地区	10分の30
	B 地区	1 10分の40 2 住宅等の用途に供する建築物又は当該用途に供する部分を含む建築物の当該用途に供する部分の容積率の最高限度は、100分の315とする。 3 住宅若しくは共同住宅の用途に供する建築物又は当該用途に供する部分を含む建築物の当該用途に供する部分の容積率の最高限度は、100分の44とする。 4 第2号の規定にかかわらず、次に掲げる用途（以下この項及び別表第4東高島駅北地区地区整備計画区域の項において「病院等の用途」という。）に供する部分を含む建築物で当該用途に供する部分の容積率が100分の15を超えるものに対する同号の規定の適用については、同号の規定中「100分の315」とあるのは、「当該建築物の病院等の用途に供する部分の容積率から100分の15を除いた数値に100分の315を加えたもの」とする。 (1) 病院 (2) 学校等の用途に供するもの (3) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（入院、入所又は入居する者が使用する居室を有するものを除く。） (4) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (5) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの (6) 集会場
	C 地区	1 10分の60 2 住宅等の用途に供する建築物又は当該用途に供する部分を含む建築物の当該用途に供する部分の容積率の最高限度は、100分の568とする。
	D—1 地区	10分の20
	D—2 地区	10分の44
	E—1 地区 E—2 地区	10分の20
	青葉美しが丘二丁目地区 地区整備計画区域	A 地区

		<p>(9) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>(10) 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房</p> <p>3 誘導用途に供さない建築物又は誘導用途に供さない部分を含む建築物の当該誘導用途に供さない当該建築物の部分にあつては、10分の15</p>
	B 地 区	<p>10分の20（誘導用途に供さない建築物又は誘導用途に供さない部分を含む建築物の当該誘導用途に供さない当該建築物の部分にあつては、10分の15）</p>

別表第4 建築物の容積率の最低限度（第6条の2）

(あ)	(い)	(う)	(え)
区域	地区	建築物の容積率の最低限度	適用の除外
みなとみらい21中央地区地区整備計画区域	商業ゾーンA 商業ゾーンB ビジネスゾーンA ビジネスゾーンB プロムナードゾーンA プロムナードゾーンB インターナショナルゾーンA インターナショナルゾーンB1 インターナショナルゾーンB2 インターナショナルゾーンC インターナショナルゾーンD	10分の10	次のいずれかに該当する建築物 1 暫定的な土地利用を図るもの 2 公園、広場その他これらに類する土地に建築するもの 3 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要なもの
金沢区堀口地区再開発地区整備計画区域	A地区 B地区 C地区 D地区 E地区 F地区 G地区 H地区	10分の6	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物
新子安駅西地区再開発地区整備計画区域	駅前拠点地区	10分の15	
日本大通り用途誘導地区地区整備計画区域	A地区 B地区	10分の5	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物
上大岡C南再開発促進地区地区整備計画区域	—	10分の30	—
泉西が岡一丁目地区地区整備計画区域	A地区	10分の10	—
山下町本町通り地区地区整備計画区域	A地区 B-1地区 B-2地区 B-3地区	10分の20	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物
北仲通北再開発等促進地区地区整備計画区域	A-1・2地区	横浜都心機能誘導地区建築条例別表第2第2項に掲げる用途（以下この項において「学校等の用途」という。）に供する建築物又は学校等の用途に供する部分を含む建築物の当該学校等の用途に供する部分の容積率の最低限度は、10分の30とする。	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物
	A-3地区	学校等の用途に供する建築物又は学校等の用途に供する部分を含む建築物の当該学校等の用途に供する部分の容積率の最低限度は、10分の16.5とする。	
	A-4地区	学校等の用途に供する建築物又は	

		学校等の用途に供する部分を含む建築物の当該学校等の用途に供する部分の容積率の最低限度は、10分の20とする。	
	B-1地区 B-2地区	学校等の用途に供する建築物又は学校等の用途に供する部分を含む建築物の当該学校等の用途に供する部分の容積率の最低限度は、10分の15とする。	
	B-3地区	学校等の用途に供する建築物又は学校等の用途に供する部分を含む建築物の当該学校等の用途に供する部分の容積率の最低限度は、10分の4とする。	
新杉田駅南地区地区整備計画区域	—	次に掲げる用途（以下この項において「学校等の用途」という。）に供する建築物又は学校等の用途に供する部分を含む建築物の当該学校等の用途に供する部分の容積率の最低限度は、10分の7とする。 1 学校 2 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの（入院、入所又は入居する者が使用する居室を有するものを除く。） 3 保育所 4 公衆浴場 5 診療所 6 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの（入院、入所又は入居する者が使用する居室を有するものを除く。） 7 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 8 ホテル又は旅館 9 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 10 展示場 11 物品販売業若しくはサービス業を営む店舗又は飲食店 12 図書館、博物館その他これらに類するもの 13 事務所 14 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 15 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房 16 集会場 17 前各号の建築物に附属するもの（自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設を除く。）	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物
たまプラーザ駅北地区地区整備計画区域	A地区	住居の用に供する建築物以外の用途に供する建築物又は住居の用に供する建築物以外の用途に供する部分を含む建築物の当該住居の用に供す	—

		る建築物以外の用途に供する部分の容積率の最低限度は、10分の2とする。	
神奈川県羽沢南二丁目地区地区整備計画区域	A地区	次に掲げる用途（以下この項において「学校等の用途」という。）に供する建築物又は学校等の用途に供する部分を含む建築物の当該学校等の用途に供する部分の容積率の最低限度は、10分の11.5とする。 1 展示場、集会場その他これらに類するもの 2 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 3 横浜都心機能誘導地区建築条例別表第2第2項に掲げるもの	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物
東高島駅北地区地区整備計画区域	A地区	10分の10	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物
	B地区 C地区	病院等の用途に供する部分の容積率の最低限度は、100分の15とする。	
	D-1地区	病院等の用途に供する部分の容積率の最低限度は、10分の10とする。	次のいずれかに該当する建築物 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要なもの 2 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設が存する敷地に建築するもの
青葉美しが丘二丁目地区地区整備計画区域	A地区	10分の5	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物
	B地区		

別表第5 建築物の建蔽率の最高限度（第7条）

(あ) 区域	(い) 地区	(う) 建築物の建蔽率の最高限度
緑台村寺山地区地区整備計画区域	C地区	10分の4
緑奈良地区地区整備計画区域	A地区	10分の4（法第53条第3項第2号に該当するものにあつては、10分の5）
	C-1地区	10分の4
	C-2地区	10分の5
	D地区	
北仲通南地区再開発地区整備計画区域	—	10分の8
新子安駅西地区再開発地区整備計画区域	駅前拠点地区	10分の6（法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当するものにあつては10分の7、同項第1号及び第2号に該当するもの又は同条第6項第1号に該当するものにあつては10分の8）
栄湘南桂台地区地区整備計画区域	A地区	10分の4（法第53条第3項第2号に該当するものにあつては、10分の5）
	B地区	10分の5（法第53条第3項第2号に該当するものにあつては、10分の6）
	C地区	
	D地区	10分の3
緑三保地区地区整備計画区域	A地区	10分の4
	B地区	
	D地区	
保土ヶ谷仏向町地区地区整備計画区域	A-1地区	10分の4
	A-2地区	
	B地区	
	C地区	
保土ヶ谷神戸町地区地区	業務系A地区	10分の4

整備計画区域	業務系B地区	10分の6
保土ヶ谷星川二丁目地区 地区整備計画区域	業務・商業系地区	10分の6
	住宅系地区	10分の4
栄小菅ヶ谷地区地区整備 計画区域	B地区	10分の5（法第53条第3項第2号に該当するものにあつては、10分の6）
保土ヶ谷仏向町団地地区 地区整備計画区域	A地区	10分の4
	B地区	
日本大通り用途誘導地区 地区整備計画区域	A地区	10分の8（法第53条第3項第2号に該当するものにあつては10分の9、 同条第6項第1号に該当するものにあつては10分の10）
	B地区	
上大岡C南再開発促進地 区地区整備計画区域	—	10分の8
青葉荏田北二丁目地区地 区整備計画区域	A地区	10分の4
	B地区	10分の6
栄本郷台地区地区整備計 画区域	A1地区	10分の4（法第53条第3項第2号に該当するものにあつては、10分の5）
	A2地区	
	A3地区	
	A4地区	
山下町本町通り地区地区 整備計画区域	B1地区	10分の6（法第53条第3項第2号に該当するものにあつては、10分の7）
	B2地区	10分の5（法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当するもの にあつては10分の6、同項第1号及び第2号に該当するもの又は同条第 6項第1号に該当するものにあつては10分の7）
	C地区	
B-1地区	10分の6（法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当するもの にあつては10分の7、同項第1号及び第2号に該当するもの又は同条第 6項第1号に該当するものにあつては10分の8）	
青葉つつじが丘北西地区 地区整備計画区域	B-2地区	10分の5（法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当するもの にあつては10分の6、同項第1号及び第2号に該当するもの又は同条第 6項第1号に該当するものにあつては10分の7）
	B-3地区	
	A地区	
栄小山台地区地区整備計 画区域	B地区	10分の5
	C地区	10分の4（法第53条第3項第2号に該当するものにあつては、10分の5）
	D地区	
E地区		
青葉鴨志田地区地区整備 計画区域	A地区	10分の5
	B地区	10分の3
	C地区	
	D地区	
C-1地区		
磯子三丁目地区地区整備 計画区域	C-2地区	10分の3
	A-1地区	
	A-2地区	
	A-3地区	
	B-1地区	
	B-2地区	
新杉田駅南地区地区整備 計画区域	—	10分の5
大船駅北第二地区地区整 備計画区域	B地区	10分の6
鶴見一丁目地区地区整備	A地区	10分の4

計画区域	B地区 C地区	10分の6
港南つつじヶ丘地区地区整備計画区域	B地区	10分の4（法第53条第3項第2号に該当するものにあつては、10分の5）
綱島サステイナブル・スマートタウン地区地区整備計画区域	C地区 D地区	10分の5
たまプラーザ駅北地区地区整備計画区域	A地区	10分の5
本郷台駅周辺地区地区整備計画区域	C地区	10分の6
港北箕輪町二丁目地区地区整備計画区域	A地区 B地区	10分の5
青葉美しが丘二丁目地区地区整備計画区域	A地区 B地区	10分の6（法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当するものにあつては10分の7、同項第1号及び第2号に該当するものにあつては10分の8）

別表第6 建築物の敷地面積の最低限度（第8条）

(あ)	(い)	(う)	(え)
区域	地区	建築物の敷地面積の最低限度	適用の除外
緑台村寺山地区地区整備計画区域	A地区	150平方メートル（建築物の住戸の数に45平方メートルを乗じて得た面積が150平方メートルを超える場合においては、住戸の数に45平方メートルを乗じて得た面積）	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの 3 土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けたもので、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの
	B地区	250平方メートル（建築物の住戸の数に45平方メートルを乗じて得た面積が250平方メートルを超える場合においては、住戸の数に45平方メートルを乗じて得た面積）	
	C地区	1,000平方メートル（建築物の住戸の数に65平方メートルを乗じて得た面積が1,000平方メートルを超える場合においては、住戸の数に65平方メートルを乗じて得た面積）	
泉西田第二地区地区整備計画区域	A地区	150平方メートル（建築物の住戸の数に45平方メートルを乗じて得た面積が150平方メートルを超える場合においては、住戸の数に45平方メートルを乗じて得た面積）	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けたもので、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの
	B地区	150平方メートル（建築物の住戸の数に30平方メートルを乗じて得た面積が150平方メートルを超える場合においては、住戸の数に30平方メートルを乗じて得た面積）	
	C地区	200平方メートル（建築物の住戸の数に30平方メートルを乗じて得た面積が200平方メートルを超える場合においては、住戸の数に30平方メートルを乗じて得た面積）	
	D地区	150平方メートル	
瀬谷駅周辺地区地区整備計画区域	A地区	500平方メートル	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの 3 土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分を受けたもので、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの
	B地区	150平方メートル	
	C地区 D地区	130平方メートル	
	H地区	150平方メートル	
みなとみらい21中央地区地区整備計画区域	商業ゾーンB	1,500平方メートル	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けたもので、所有
	ビジネスゾーンA	5,000平方メートル	
	ビジネスゾーンB プロムナードゾーンA	1,500平方メートル	
	プロムナードゾ	2,500平方メートル（住居の用に	

	ーンB インターナショナルゾーンB1	供する建築物以外の建築物の敷地の場合は、1,500平方メートル)	権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの
	インターナショナルゾーンB2 インターナショナルゾーンC インターナショナルゾーンD ウォーターフロントゾーン	1,500平方メートル	
緑奈良地区地区整備計画区域	A地区 B地区	150平方メートル	
	C-1地区 C-2地区 D地区	1,000平方メートル	
	E地区	200平方メートル	
泉緑園一・二丁目地区地区整備計画区域	—	165平方メートル	—
日向山地区地区整備計画区域	A地区	165平方メートル（建築物の住戸の数に65平方メートルを乗じて得た面積が165平方メートルを超える場合においては、住戸の数に65平方メートルを乗じて得た面積）	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの 3 土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けたもので、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの
	B地区	165平方メートル	
栄長尾台地区地区整備計画区域	A地区	150平方メートル（建築物の住戸の数に75平方メートルを乗じて得た面積が150平方メートルを超える場合においては、住戸の数に75平方メートルを乗じて得た面積）	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの 3 土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けたもので、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの
	B地区 C地区	150平方メートル（建築物の住戸の数に50平方メートルを乗じて得た面積が150平方メートルを超える場合においては、住戸の数に50平方メートルを乗じて得た面積）	
港南日野地区地区整備計画区域	A地区	150平方メートル（建築物の住戸の数に75平方メートルを乗じて得た面積が150平方メートルを超える場合においては、住戸の数に75平方メートルを乗じて得た面積）	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの 3 土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けたもので、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの
	B地区	250平方メートル（建築物の住戸の数に50平方メートルを乗じて得た面積が250平方メートルを超える場合においては、住戸の数に50平方メートルを乗じて得た面積）	
	C地区	150平方メートル（建築物の住戸	

		の数に50平方メートルを乗じて得た面積が150平方メートルを超える場合においては、住戸の数に50平方メートルを乗じて得た面積)	
緑長津田地区地区 整備計画区域	A地区	150平方メートル（建築物の住戸の数に40平方メートルを乗じて得た面積が150平方メートルを超える場合においては、住戸の数に40平方メートルを乗じて得た面積)	
	B-1地区	1,000平方メートル（建築物の住戸の数に50平方メートルを乗じて得た面積が1,000平方メートルを超える場合においては、住戸の数に50平方メートルを乗じて得た面積)	
	B-2地区	300平方メートル（建築物の住戸の数に50平方メートルを乗じて得た面積が300平方メートルを超える場合においては、住戸の数に50平方メートルを乗じて得た面積)	
	B-3地区	165平方メートル（建築物の住戸の数に80平方メートルを乗じて得た面積が165平方メートルを超える場合においては、住戸の数に80平方メートルを乗じて得た面積)	
	C地区	150平方メートル（建築物の住戸の数に40平方メートルを乗じて得た面積が150平方メートルを超える場合においては、住戸の数に40平方メートルを乗じて得た面積)	
	D地区	200平方メートル	
	E地区	1,000平方メートル	
都筑関耕地地区地区 整備計画区域	A-1地区	150平方メートル（建築物の住戸の数に65平方メートルを乗じて得た面積が150平方メートルを超える場合においては、住戸の数に65平方メートルを乗じて得た面積)	
	A-2地区 A-3地区	150平方メートル（建築物の住戸の数に45平方メートルを乗じて得た面積が150平方メートルを超える場合においては、住戸の数に45平方メートルを乗じて得た面積)	
	B-1地区 B-2地区 B-3地区	250平方メートル（建築物の住戸の数に60平方メートルを乗じて得た面積が250平方メートルを超える場合においては、住戸の数に60平方メートルを乗じて得た面積)	
	B-4地区	250平方メートル	
	C地区	6,000平方メートル	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの
泉新橋町地区地区	—	155平方メートル（建築物の住戸	—

整備計画区域		の数に65平方メートルを乗じて得た面積が155平方メートルを超える場合においては、住戸の数に65平方メートルを乗じて得た面積)	
いずみ野駅北口地区地区整備計画区域	A地区	500平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
	B地区	200平方メートル	
	C地区		
金沢東朝比奈地区地区整備計画区域	A地区	165平方メートル（建築物の住戸の数に65平方メートルを乗じて得た面積が165平方メートルを超える場合においては、住戸の数に65平方メートルを乗じて得た面積)	—
都筑池辺町不動原地区地区整備計画区域	A地区	145平方メートル	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの 3 土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けたもので、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの
	B地区	250平方メートル	
	C地区		
横浜ベイサイドマリーナ地区地区整備計画区域	マリーナ施設地区	2,500平方メートル	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 マリーナの管理上必要な建築物の敷地として使用するもの
	マリーナ関連施設地区第1地区		
	マリーナ関連施設地区第2地区		
泉宮古地区住宅地高度利用地区整備計画区域	A地区	150平方メートル（建築物の住戸の数に45平方メートルを乗じて得た面積が150平方メートルを超える場合においては、住戸の数に45平方メートルを乗じて得た面積)	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けたもので、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの
	B地区	300平方メートル（建築物の住戸の数に40平方メートルを乗じて得た面積が300平方メートルを超える場合においては、住戸の数に40平方メートルを乗じて得た面積)	
ヨコハマポートサイド地区地区整備計画区域	A-1 A-2 A-3(1) A-3(2) B-1(1) B-1(2) B-2(1) B-2(2) C-3 C-4 D-1	1,000平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地

	D-2 D-3 E-1 E-2 E-3 E-4 F-1 F-2		
金沢区堀口地区再開発地区整備計画区域	A地区 B地区 C地区 F地区 G地区 H地区	500平方メートル	
新子安駅西地区再開発地区整備計画区域	駅前拠点地区	1,000平方メートル	
緑三保天神前地区住宅地高度利用地区整備計画区域	A地区	150平方メートル	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの 3 土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けたもので、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの
	B地区 C地区	300平方メートル（建築物の住戸の数に40平方メートルを乗じて得た面積が300平方メートルを超える場合においては、住戸の数に40平方メートルを乗じて得た面積）	
瀬谷阿久和宮腰地区住宅地高度利用地区整備計画区域	A地区	150平方メートル（建築物の住戸の数に75平方メートルを乗じて得た面積が150平方メートルを超える場合においては、住戸の数に75平方メートルを乗じて得た面積）	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの 3 土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けたもので、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの
	B地区	150平方メートル（建築物の住戸の数に50平方メートルを乗じて得た面積が150平方メートルを超える場合においては、住戸の数に50平方メートルを乗じて得た面積）	
	C地区	200平方メートル（建築物の住戸の数に40平方メートルを乗じて得た面積が200平方メートルを超える場合においては、住戸の数に40平方メートルを乗じて得た面積）	
大船駅北第一地区地区整備計画区域	—	500平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの
元町仲通り街並み誘導地区地区整備計画区域	元町通り側地区A 元町通り側地区B 山手側地区C	30平方メートル	次のいずれかに該当する土地 1 市道山下町第141号線及び第203号線（以下「仲通り」という。）に接しないもの 2 公衆便所、巡査派出所その他こ

	山手側地区D		これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの
泉領家第二地区住宅地高度利用地区整備計画区域	A地区	150平方メートル（建築物の住戸の数に50平方メートルを乗じて得た面積が150平方メートルを超える場合においては、住戸の数に50平方メートルを乗じて得た面積）	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの 3 土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分を受けたもので、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの
	B地区	300平方メートル（建築物の住戸の数に40平方メートルを乗じて得た面積が300平方メートルを超える場合においては、住戸の数に40平方メートルを乗じて得た面積）	
	C地区	150平方メートル（建築物の住戸の数に50平方メートルを乗じて得た面積が150平方メートルを超える場合においては、住戸の数に50平方メートルを乗じて得た面積）	
	D地区	300平方メートル（建築物の住戸の数に40平方メートルを乗じて得た面積が300平方メートルを超える場合においては、住戸の数に40平方メートルを乗じて得た面積）	
新羽駅周辺地区地区整備計画区域	A地区 B地区	700平方メートル	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの 3 計画図に示す拡幅予定線と道路境界線に挟まれた敷地の一部又は都市計画道路（都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設である道路をいう。）の区域内である敷地の一部の所有権の移転により、敷地面積の最低限度に満たないこととなる土地で、その全部を一の敷地として使用するもの
	C地区	500平方メートル	
	D地区	200平方メートル	
港北ニュータウン中央地区地区整備計画区域	住宅地区	165平方メートル（建築物の住戸の数に110平方メートルを乗じて得た面積が165平方メートルを超える場合においては、住戸の数に110平方メートルを乗じて得た面積）	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けたもので、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの
	工場地区A 工場地区B	165平方メートル	
	沿道施設地区	700平方メートル	
旭上白根一丁目地区地区整備計画区域	A地区 B地区	100平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
	C地区	125平方メートル	
栄湘南桂台地区地区整備計画区域	A地区 B地区	165平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物

	C地区 D地区		の敷地として使用する土地
緑三保地区地区整備計画区域	A地区	150平方メートル	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの 3 土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けたもので、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの
	B地区 C地区 D地区	130平方メートル	
保土ヶ谷仏向町地区地区整備計画区域	A-1地区	30,000平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
	A-2地区	20,000平方メートル	
	B地区	10,000平方メートル	
	C地区	1,000平方メートル	
山下公園通り地区地区整備計画区域	—	1,000平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
いずみ中央駅南地区地区整備計画区域	A地区	500平方メートル	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの 3 土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けたもので、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの
	B地区 C地区	125平方メートル	
	D地区 E地区	150平方メートル	
立場駅南地区地区整備計画区域	A地区	2,500平方メートル	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの 3 土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けたもので、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの
	B地区	150平方メートル	
泉新橋順礼坂地区地区整備計画区域	—	150平方メートル（建築物の住戸の敷に75平方メートルを乗じて得	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他こ

		た面積が150平方メートルを超える場合においては、住戸の数に75平方メートルを乗じて得た面積)	れらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの 3 土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けたもので、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの
みなとみらい21新港地区地区整備計画区域	A地区 B地区 C地区	2,500平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
新横浜長島地区地区整備計画区域	業務商業地区A地区 業務商業地区B地区	700平方メートル	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの 3 土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けたもので、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの
	住宅複合地区	500平方メートル	
	都市型工業地区A地区 都市型工業地区B地区	300平方メートル	
東戸塚上品濃地区地区整備計画区域	A-1地区 A-2地区 A-3地区	1,000平方メートル	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けたもので、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの
	B-1地区 B-2地区 C地区	200平方メートル	
	D地区	200平方メートル（建築物の住戸の数に100平方メートルを乗じて得た面積が200平方メートルを超える場合においては、住戸の数に100平方メートルを乗じて得た面積)	
神奈川片倉地区地区整備計画区域	A地区	150平方メートル	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの 3 土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けたもので、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの
	B地区	150平方メートル（建築物の住戸の数に55平方メートルを乗じて得た面積が150平方メートルを超える場合においては、住戸の数に55平方メートルを乗じて得た面積)	

			の
青葉美しが丘中部地区地区整備計画区域	A地区 B地区	180平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
港南野村港南台地区地区整備計画区域	—	165平方メートル	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの
栄小菅ヶ谷地区地区整備計画区域	A地区	150平方メートル（建築物の住戸の数の70平方メートルを乗じて得た面積が150平方メートルを超える場合においては、住戸の数の70平方メートルを乗じて得た面積）	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの 3 土地地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けたもので、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの
	B地区	150平方メートル（建築物の住戸の数の35平方メートルを乗じて得た面積が150平方メートルを超える場合においては、住戸の数の35平方メートルを乗じて得た面積）	
	C地区	150平方メートル	
港南丸山台地区地区整備計画区域	A地区 B地区	125平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
たまブラザー駅周辺地区地区整備計画区域	A-1地区 A-2地区 A-3地区 A-4地区	1,000平方メートル	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの
	B-1地区 B-2地区	300平方メートル	
	C地区	200平方メートル	
鶴見潮田・本町通街並み誘導地区地区整備計画区域	A地区 B地区 C地区	50平方メートル	—
二俣川駅北口駅前地区地区整備計画区域	—	300平方メートル	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの
山手町地区地区整備計画区域	A地区 B地区	165平方メートル	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの

			用するもの
保土ヶ谷仏向町団地地区地区整備計画区域	A地区 B地区	500平方メートル（建築物の住戸の数に50平方メートルを乗じて得た面積が500平方メートルを超える場合においては、住戸の数に50平方メートルを乗じて得た面積）	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの
日本大通り用途誘導地区地区整備計画区域	A地区 B地区	500平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
青葉荏田北二丁目地区地区整備計画区域	A地区	200平方メートル	－
	B地区	200平方メートル	巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
栄桂台地区地区整備計画区域	A地区 B地区 C地区	165平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
都筑池辺町上藪根地区地区整備計画区域	商業地区 住宅地区	1,000平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
青葉美しが丘4丁目A地区地区整備計画区域	A-1地区	165平方メートル	巡査派出所又は公衆電話所の敷地として使用する土地
	A-2地区	125平方メートル	
戸塚駅西口地区地区整備計画区域	ア地区	250平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
	イ地区	175平方メートル	
	ウ地区	250平方メートル	
泉西が岡一丁目地区地区整備計画区域	A地区 B地区	1,000平方メートル	巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
東戸塚西地区地区整備計画区域	A-1地区 A-2地区 B地区	300平方メートル（計画図に示す駅前広場又は都市計画道路東戸塚西線に接する敷地においては、500平方メートル）	－
	C地区	200平方メートル	－
栄本郷台地区地区整備計画区域	A1地区 A2地区 A3地区	165平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
	A4地区	165平方メートル（建築物の住戸の数に45平方メートルを乗じて得た面積が165平方メートルを超える場合においては、住戸の数に45平方メートルを乗じて得た面積）	
	B1地区	165平方メートル	
	B2地区	165平方メートル（建築物の住戸の数に30平方メートルを乗じて得た面積が165平方メートルを超える場合においては、住戸の数に30平方メートルを乗じて得た面積）	
	C地区	165平方メートル	

山下町本町通り地区地区整備計画区域	A地区 B-1地区 B-2地区 B-3地区	500平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
北仲通北再開発等促進地区地区整備計画区域	A-1・2地区 A-3地区 A-4地区 B-1地区 B-2地区 B-3地区 C地区	1,000平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
青葉つつじが丘北西地区地区整備計画区域	A地区 B地区	165平方メートル	—
	C地区	3,000平方メートル（建築物の住戸の数に30平方メートルを乗じて得た面積が3,000平方メートルを超える場合においては、住戸の数に30平方メートルを乗じて得た面積）	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
栄小山台地区地区整備計画区域	A地区	90平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
	B地区 C地区	165平方メートル	
	D地区	125平方メートル	
	E地区	165平方メートル	
磯子三丁目地区地区整備計画区域	A-1地区	2,000平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
	A-2地区	5,000平方メートル	
	A-3地区	600平方メートル	
	B-1地区	3,000平方メートル	
	B-2地区	2,000平方メートル	
	C-1地区	2,000平方メートル	—
泉新橋榎橋地区地区整備計画区域	A地区 B地区	130平方メートル	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの 3 土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けたもので、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの
港南中央駅周辺地区地区整備計画区域	A-1地区	2,000平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
	A-3地区	3,000平方メートル	
	C地区	1,000平方メートル	
新杉田駅南地区地区整備計画区域	—	3,000平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
港北大曾根南台地区地区整備計画区域	A地区 B地区	125平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物

域			の敷地として使用する土地
大船駅北第二地区 地区整備計画区域	B地区	4,500平方メートル	—
鶴見一丁目地区 地区整備計画区域	A地区	7,000平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
	B地区	2,500平方メートル	
	C地区	100平方メートル	
港南つつじヶ丘地区 地区整備計画区域	A地区	165平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
	B地区	125平方メートル	
	C地区 D地区		
E地区	165平方メートル		
網島サスティナブル・スマートタウン 地区整備計画区域	A地区 B地区 C地区 D地区	300平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
たまプラーザ駅北 地区整備計画区域	A地区	2,000平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
本郷台駅周辺地区 地区整備計画区域	C地区	7,000平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
緑十日市場住宅団 地地区整備計画区域	E地区 F地区 G地区	150平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
神奈川羽沢南二丁目 地区整備計画区域	A地区	5,000平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
	B地区	500平方メートル	
港北箕輪町二丁目 地区整備計画区域	A地区	2,000平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
	B地区	5,000平方メートル	
恩田駅南地区 地区整備計画区域	A地区 B地区	500平方メートル	—
栄上郷町地区 地区整備計画区域	A 1地区	10,000平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
	A 2地区 A 3地区 A 4地区	500平方メートル	
	B地区	150平方メートル	
	C 1地区 C 2地区	500平方メートル	
泉ゆめが丘地区 地区整備計画区域	A-1地区	3,000平方メートル	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの 3 鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設が存する建築物の敷地として使用するもの
	A-2地区	400平方メートル	
	B地区	200平方メートル	次のいずれかに該当する土地

	C-1-1地区 C-1-2地区	400平方メートル	1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの 3 土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けたもので、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの
	C-2地区 C-3地区 D-1地区 D-2地区	125平方メートル	
泉領家地区地区整備計画区域	低層住宅A地区 低層住宅B地区 中層住宅地区 住宅・商業地区	132平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
川和町駅周辺西地区地区整備計画区域	A-1地区	5,000平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
	A-2地区	2,000平方メートル	
	A-3地区	150平方メートル	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けたもので、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの
	B-1地区	3,000平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
	B-2地区	150平方メートル	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 土地区画整理法第103条第1項の規定による換地処分又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定を受けたもので、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの
都筑川向町南耕地地区地区整備計画区域	物流・工業A地区	25,000平方メートル	—
	物流・工業B地区	15,000平方メートル	
	沿道利用地区	200平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
	周辺環境調整地区	125平方メートル	—

東高島駅北地区地区整備計画区域	A地区	2,000平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
	B地区	800平方メートル	
	C地区	8,000平方メートル	
	D-1地区	1,000平方メートル	次のいずれかに該当する土地 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの 2 鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設の存する敷地で、建築物の敷地として使用するもの
	D-2地区	1,000平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
	E-1地区	800平方メートル	
	E-2地区	300平方メートル	
	F地区	3,000平方メートル	
青葉美しが丘二丁目地区地区整備計画区域	A地区 B地区	3,500平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地

(備考)

この表において「計画図」とは、都市計画法第14条第1項に規定する計画図をいう。

別表第7 壁面の位置の制限(第9条)

(あ)	(い)	(う)	(え)
区域	地区	壁面の位置の制限	適用の除外
緑台村寺山地区地区整備計画区域	A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.6メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
	B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から当該建築物の敷地と計画図に示す区画道路Aとの境界線までの距離は2メートル以上とし、その他の前面道路の境界線又は隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。	
	C地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線又は隣地境界線までの距離は、3メートル以上とする。	
泉西田第二地区地区整備計画区域	A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.6メートル以上とする。	
	B地区		
	C地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から当該建築物の敷地と横浜国際港都建設計画道路3・4・40号岡津線又は市道岡津第242号線との境界線までの距離は2メートル以上とし、その他の前面道路の境界線又は隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。	
	D地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.6メートル以上とする。	
瀬谷駅周辺地区地区整備計画区域	A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	歩廊の柱その他これに類する建築物の部分
みなとみらい21中央地区地区整備計画区域	商業ゾーンA 商業ゾーンB ビジネスゾーンA ビジネスゾーンB プロムナードゾーンA プロムナードゾーンB インターナショナルゾーンA インターナショナルゾーンB1 インターナショナルゾーンB2 インターナショナルゾーンC インターナショナル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から横浜市道西戸部第184号線の境界線までの距離は4メートル以上とし、横浜市道西戸部第65号線の境界線までの距離は2メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 公共用歩廊 2 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープ

	ルゾーンD ウォーターフロントゾーン		
緑奈良地区地区整備計画区域	A地区 B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1.2メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.6メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
	C-1地区 C-2地区 D地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は3メートル(地盤面からの高さが20メートルを超える建築物にあっては、5メートル)以上とし、隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。	—
	E地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	次のいずれかに該当する建築物の部分 1 前面道路の路面の中心からの高さが3メートルを超えるもの 2 公共用歩廊に昇降するもの
泉緑園一・二丁目地区地区整備計画区域	—	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は、1.5メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分(計画図に示すセミパブリックゾーン内のものを除く。) 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
日向山地区地区整備計画区域	A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
	B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、0.6メートル以上とする。	
栄長尾台地区地区整備計画区域	A地区 B地区 C地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.6メートル以上とする。	3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
港南日野地区地区整備計画区域	A地区		
	B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は2メートル以上とし、隣地境界線	

		までの距離は0.6メートル以上とする。	
	C地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.6メートル以上とする。	
緑長津田地区地区整備 計画区域	A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1.2メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.6メートル以上とする。	
	B-1地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は3メートル(地盤面からの高さが20メートルを超える建築物の部分にあっては、5メートル)以上とし、隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。	—
	B-2地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は2メートル以上とし、隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
	B-3地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1.2メートル以上とし、隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。	
	C地区 D地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1.2メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.6メートル以上とする。	
	E地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は3メートル以上とし、隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。	—
	都筑関耕地地区地区整備 計画区域	A-1地区 A-2地区 A-3地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.6メートル以上とする。
B-1地区 B-2地区 B-3地区 B-4地区		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は2メートル以上とし、隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。	
C地区		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は3メートル以上とし、隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。	—
—		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1.2メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.6メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下
泉新橋町地区地区整備 計画区域	—	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1.2メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.6メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下

		る。	であるもの 2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
いずみ野駅北口地区地区整備計画区域	A地区 B地区 C地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	—
金沢東朝比奈地区地区整備計画区域	A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
都筑池辺町不動原地区地区整備計画区域	A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
	B地区 C地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。	
横浜ベイサイドマリナーナ地区地区整備計画区域	マリナーナ施設地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、2メートル（計画図に示すプロムナードに面し、地盤面からの高さが15メートルを超える建築物の部分にあっては、10メートル）以上とする。	公共用歩廊その他これに類する建築物の部分
	マリナーナ関連施設地区第1地区		
	マリナーナ関連施設地区第2地区		
泉宮古地区住宅地高度利用地区整備計画区域	A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.6メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分（計画図に示す緑化ゾーン内のものを除く。） 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長の合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
	B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	
北仲通南地区再開発地区整備計画区域	—		次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要なもの 2 公共用歩廊その他これに類する安全上、防災上及び衛生上支障がないもの
ヨコハマポートサイド地区地区整備計画区域	A-1 A-2 A-3(1) A-3(2) B-1(1) B-1(2)	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 公共用歩廊 2 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、階段又はスロープ

	B-2 (1) B-2 (2) C-3 C-4 D-1 D-2 D-3 E-1 E-2 E-3 E-4 F-1 F-2		
金沢区堀口地区再開発地区整備計画区域	A地区 B地区 C地区 D地区 E地区 F地区 G地区 H地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 ごみ集積場で、軒の高さが3.0メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途（自転車駐車を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自転車駐車で、軒の高さが3.0メートル以下であるもの 4 公共用歩廊 5 計画図に示す都市計画道路1・3・1号高速湾岸線より36.5メートルの壁面の位置の制限を超える住宅以外の用途に供するもの
新子安駅西地区再開発地区整備計画区域	駅前拠点地区		次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 公共用歩廊 2 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、階段又はスロープ 3 自転車駐車場
緑三保天神前地区住宅地高度利用地区整備計画区域	A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.6メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの
	B地区 C地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は2メートル以上とし、隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。	2 物置その他これに類する用途（自動車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
瀬谷阿久和宮腰地区住宅地高度利用地区整備計画区域	A地区 B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.6メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの
	C地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路又は地区施設の公共空地（公園を除く。）の境界線までの距離は2メートル以上とし、隣地境	2 物置その他これに類する用途（自動車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内

		界線までの距離は1メートル以上とする。	であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
大船駅北第一地区地区整備計画区域	—	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 公共用歩廊 2 ごみ集積場で、軒の高さが3メートル以下であるもの（地区施設の広場に面するものに限る。） 3 物置その他これに類する用途（自転車駐車場を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの（地区施設の広場に面するものに限る。） 4 自転車駐車場で、軒の高さが3メートル以下であるもの（地区施設の広場に面するものに限る。）
元町仲通り街並み誘導地区地区整備計画区域	元町通り側地区A 元町通り側地区B 山手側地区C 山手側地区D	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から仲通りの境界線（幅員4メートル未満の仲通りの部分にあっては、その中心線から水平距離2メートル）までの距離は、0.5メートル以上とする。	—
泉領家第二地区住宅地高度利用地区整備計画区域	A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.6メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
	B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は2メートル以上とし、隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。	
	C地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.6メートル以上とする。	
	D地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は2メートル以上とし、隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。	
新羽駅周辺地区地区整備計画区域	A地区 B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	—
	C地区 D地区	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、壁面の位置の制限が計画図に示されている場合を除き、0.6メートル以上とする。	
港北ニュータウン中央地区地区整備計画区域	住宅地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分

		までの距離は0.6メートル以上とする。	<ul style="list-style-type: none"> 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
	工場地区A 工場地区B 沿道施設地区 商業地区	建築物は外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはならない。	
旭上白根一丁目地区地区整備計画区域	A地区 B地区 C地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。	<p>次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
栄湘南桂台地区地区整備計画区域	A地区 B地区 C地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	<p>次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
新山下第一地区地区整備計画区域	A地区 B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	—
緑三保地区地区整備計画区域	A地区 B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は2メートル以上とし、隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。	<p>次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離が1メートル以上であり、かつ、隣地境界線までの距離が0.5メートル以上であるもので、当該部分の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫(外壁に代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離が1メートル以上であるものに限る。)の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、壁を有しないもの
	C地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱	次のいずれかに該当する建築物又

		の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
	D地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は2メートル以上とし、隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離が1メートル以上であり、かつ、隣地境界線までの距離が0.5メートル以上であるもので、当該部分の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫(外壁に代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離が1メートル以上であるものに限る。)の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以上で、かつ、壁を有しないもの
保土ヶ谷仏向町地区地区整備計画区域	A-1地区 A-2地区 B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、5メートル以上とする。	-
	C地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、3メートル以上とする。	
山下公園通り地区地区整備計画区域	-	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要なもの 2 公共用歩廊 3 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープ
いずみ中央駅南地区地区整備計画区域	A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は2メートル以上とし、隣地境界線までの距離は5メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分(計画図に示す歩道状空地内のものを除く。) 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの

			3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
	B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの
	C地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.5メートル以上とする。	2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
	D地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.6メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分(計画図に示す緑化ゾーン内のものを除く。) 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
	E地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.6メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
立場駅南地区地区整備計画区域	A地区 B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分(計画図に示す歩道状空地内のものを除く。) 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
保土ヶ谷神戸町地区地区整備計画区域	業務系A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が20メートル以下であるもの(計画図に示す歩道状空地内のものを除く。)

			地内のものを除く。) 2 公共用歩廊その他これに類するもの
	業務系B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	公共用歩廊その他これに類する建築物又は建築物の部分
	業務系C地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は、2メートル以上とする。	
保土ヶ谷星川二丁目地区地区整備計画区域	業務・商業系地区 住宅系地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	公共用歩廊その他これに類する建築物又は建築物の部分
泉新橋順礼坂地区地区整備計画区域	—	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から計画図に示す道路境界線までの距離は0.6メートル以上とし、その他の道路境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.6メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
みなとみらい21新港地区地区整備計画区域	A地区 B地区 C地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 公共用歩廊 2 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、階段又はスロープ
港北ニュータウンセンター北地区地区整備計画区域	基幹商業・業務地区	1 建築物の外壁(安全上必要な手すり壁を除く。)は、計画図に示す壁面の位置Aの制限を超えて建築してはならない。 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置B及び壁面の位置Cの制限を超えて建築してはならない。	計画図に示す壁面の位置Cの制限による距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で、次のいずれかに該当するもの 1 外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離が1メートル以上であるもので、当該部分の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離が1メートル以上であるもので、物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの
	業務・文化地区 商業・住居A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置Cの制限を超えて建築してはならない。	
	商業・住居B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置B及び壁面の位置Cの制限を超えて建築してはならない。	
港北ニュータウンセンター南地区地区整備計画区域	基幹商業・業務地区	1 建築物の外壁は、計画図に示す壁面の位置Aの制限を超えて建築してはならない。 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置Cの制限を超えて建築してはならない。	計画図に示す壁面の位置Cの制限による距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で、次のいずれかに該当するもの 1 外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離が1メートル以上であるもので、当該部分の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離が
	業務・文化地区 商業・住居A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置Cの制限を超えて建築しなければならない。	

	商業・住居B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置B及び壁面の位置Cの制限を超えて建築してはならない。	1メートル以上であるもので、物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの
新横浜長島地区地区整備計画区域	業務商業地区A地区 業務商業地区B地区 住宅複合地区 都市型工業地区A地区 都市型工業地区B地区 公共公益地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	—
東戸塚上品濃地区地区整備計画区域	A-1地区 A-2地区 A-3地区 B-1地区 B-2地区 C地区 D地区	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
神奈川片倉地区地区整備計画区域	A地区 B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.6メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
青葉美しが丘中部地区地区整備計画区域	A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離が0.7メートル以上であるもので、当該部分の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
	B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.5メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下

		る。	であるもの 2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
港南野村港南台地区地区整備計画区域	—	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの 4 この項の規定の施行の際現に建築物の敷地として使用されている面積が165平方メートル未満の敷地内のもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば面積が165平方メートル未満となる土地を敷地とするもの
栄小菅ケ谷地区地区整備計画区域	A地区 B地区 C地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路（都市計画道路桂町戸塚遠藤線を除く。）の境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.6メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
北仲通北再開発等促進地区地区整備計画区域	A-1・2地区 A-3地区 A-4地区 B-1地区 B-2地区 B-3地区 C地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 計画図に示す1号壁面、2号壁面又は3号壁面の制限による距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で、次のいずれかに該当するもの (1) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要なもの (2) 公共用歩廊又は公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段若しくはスロープ 2 計画図に示す4号壁面の制限による距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要なもの
- (2) 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第5項第1号又は第2号に規定する教養施設その他これに類するもの
- (3) 建築物に附属する屋根を有しないバルコニーにおける開放性のある手すり及び当該バルコニーを支持するための柱のうち、計画図に示す水際線プロムナード3（以下この項において「水際線プロムナード3」という。）の直上及び水際線プロムナード3に設けられるもので、当該バルコニーの形態及び構造が次のアからエまでに掲げる条件のいずれにも該当するもの
- ア 水際線プロムナード3の直上にある部分が一敷地につき1箇所で、かつ、当該部分の面積が100平方メートル以下であること。
- イ 水際線プロムナード3の地表面からはり下までの高さが4.7メートル以上であること。
- ウ 高さ（手すりの高さを含む。）が水際線プロムナード3の地表面から8メートル未満であること。
- エ 水際線プロムナード3の幅員が6メートル以上確保される位置に柱が配置されていること。
- (4) 水際線プロムナード3に設けられる建築物（計画図に示す水際線プロムナード1又は水際線プロムナード2にわたって設けられるものを除く。以下この項において「水際に面して設けられる建築物」という。）で、次のア及びイに掲げる条件のいずれにも該当するもの
- ア 階数が1とし、軒の高さが5メートル以下で、かつ、床面積の合計が25平方メートル以下であること。
- イ 当該水際に面して設けられる建築物以外の建築物が当該水際に面して設けられる建築物に面する部分において、当該水際に面して設けられる建築物以外の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から埋立法線までの距離が、水際線プロムナード3の幅員6メートルに当該水際に面して設けられる建築物の設置に必要な長さを加算した距離以上確保さ

			れていること。
港南丸山台地区地区整備計画区域	A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの
	B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.6メートル以上とする。	2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
たまプラーザ駅周辺地区地区整備計画区域	A-1地区 A-2地区 A-3地区 A-4地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 公共用歩廊 2 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、階段又はスロープ
	B-1地区 B-2地区 C地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの(市道新石川第35号線、第126号線、第134号線又は第135号線に敷地が接するものに限る。) 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの(市道新石川第35号線、第126号線、第134号線又は第135号線に敷地が接するものに限る。) 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの(市道新石川第35号線、第126号線、第134号線又は第135号線に敷地が接するものに限る。) 4 公共用歩廊 5 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、階段又はスロープ
鶴見潮田・本町通街並み誘導地区地区整備計画区域	A地区	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から計画図に示す道路境界線までの距離は0.5メートル以上とし、その他の道路(幅員が4メートルを超えるものを除く。以下この項において同じ。)の境界線までの距離は0.25メートル以上とする。 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.4メートル(敷地面積が40平方メートル未満の敷地で、隣地境界線から0.4メートル以上、計画図に示す道路境界線から0.5メートル(その他の道路にあつては、その境界線から0.25メートル)以上の距離がある部分の面積の敷地面積全体に対する割合が0.75以下となる敷	—

		地に建築される建築物及び法第53条第3項第2号の敷地に建築される建築物にあつては、0.25メートル)以上とする。	
	B地区 C地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から計画図に示す道路境界線までの距離は0.5メートル以上とし、その他の道路の境界線までの距離は0.25メートル以上とする。	
保土ヶ谷仏向町団地地区地区整備計画区域	A地区 B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は、2メートル以上とする。	—
日本大通り用途誘導地区地区整備計画区域	A地区 B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要なもの 2 法第44条第1項第4号の許可を得た建築物と一体となって当該建築物の目的のために使用するもの
上大岡C南再開発促進地区地区整備計画区域	—	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要なもの 2 公共用歩廊その他これに類する安全上、防災上及び衛生上支障がないもの
青葉荏田北二丁目地区地区整備計画区域	A地区	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、かつ、次の各号のいずれにも該当するもの (1) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの (2) 外壁又はこれに代わる柱の面が、計画図に示す壁面の位置の制限を超えないもの (3) 外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離が、1メートル以上のもの 3 自動車車庫(外壁又はこれに代わる柱の面が、計画図に示す壁面の位置の制限を超えないものに限る。)の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 4 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、壁を有しないもの
	B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下

			<p>であるもの</p> <p>2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの(外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離が、1メートル以上のものに限る。)</p> <p>3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>4 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、壁を有しないもの</p>
栄桂台地区地区整備計画区域	A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル(敷地面積(幅員が4メートル未満の路地状部分によって当該前面道路に接する敷地にあつては、当該部分を除いた面積)が165平方メートル未満の敷地にあつては、0.5メートル)以上とする。	<p>次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分</p> <p>1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p>
	B地区 C地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル(敷地面積が165平方メートル未満の敷地にあつては、0.5メートル)以上とする。	<p>3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p>
都筑池辺町上藪根地区地区整備計画区域	商業地区 住宅地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	<p>次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分</p> <p>1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p>
青葉美しが丘4丁目A地区地区整備計画区域	A-1地区 A-2地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.6メートル以上とする。	<p>次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分</p> <p>1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、前面道路の境界線までの距離の限度に満たない距離にある床面積の合計が5平方メートル以内であるもの(自動車車庫を除く用途に供するものにあつては、前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離の限度に満たない距離にある床面積の合計が5平方メートル以内であるものに限る。)</p>

戸塚駅西口地区地区整備計画区域	ア地区 イ地区 ウ地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	法第44条第1項第4号の許可を得た建築物と一体となって当該建築物の目的のために使用する建築物又は建築物の部分
泉西が岡一丁目地区地区整備計画区域	A地区 B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
東戸塚西地区地区整備計画区域	A-1地区 A-2地区 B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 公共用歩廊 2 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープ
	C地区		—
栄本郷台地区地区整備計画区域	A1地区 A2地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル(この項の規定の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で、その面積が135平方メートル未満であるもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば面積が135平方メートル未満となる土地で、その全部を一の敷地として使用するもの(この項の規定の施行の日以後においてそれらの面積が135平方メートル以上となったものを除く。以下この項において「既存の面積135平方メートル未満の土地」という。)における隣地境界線までの距離にあつては、0.5メートル)以上とする。この場合において、幅員が4メートル未満の路地状部分によっては、当該部分を除いた面積を当該土地の面積とみなす。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
	A3地区 A4地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	
	B1地区 B2地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル(既存の面積135平方メートル未満の土地にあつては、0.5メートル)以上とする。	
	C地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地	

		境界線までの距離は、1メートル以上とする。	
山下町本町通り地区地区整備計画区域	A地区 B-1地区 B-2地区 B-3地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物又は建築物の部分
長津田駅北口地区地区整備計画区域	A地区 B地区 C地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 公共用歩廊 2 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープ
戸塚駅前中央地区地区整備計画区域	B-1地区 B-2地区 B-3地区 C地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、0.6メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
青葉つつじが丘北西地区地区整備計画区域	A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は、1メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの
	B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は、2メートル以上とする。	自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、外壁に代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離が1メートル以上あり、かつ、壁を有しない建築物又は建築物の部分
		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。	自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、壁を有しない建築物又は建築物の部分
	C地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	路線バスの停留所の上家である建築物又は建築物の部分
日ノ出町駅前A地区地区整備計画区域	I地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要なもの 2 公共用歩廊 3 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープ
栄小山台地区地区整備計画区域	B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル(この項の規定の施行の際現に建築物の	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心

		敷地として使用されている土地で、その面積が165平方メートル未満であるもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば面積が165平方メートル未満となる土地で、その全部を一の敷地として使用するもの（この項の規定の施行の日以後においてそれらの面積が165平方メートル以上となったものを除く。）における隣地境界線までの距離にあつては、0.5メートル以上とする。	線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
	C地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	
	D地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.5メートル以上とする。	
	E地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	
青葉鳴志田地区地区整備計画区域	C地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は、10メートル以上とする。	—
磯子三丁目地区地区整備計画区域	A-2地区 B-1地区 B-2地区 C-2地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物又は建築物の部分
二俣川駅周辺地区地区整備計画区域	A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要なもの 2 公共用歩廊 3 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又は スロープ
泉新橋榎橋地区地区整備計画区域	A地区 B地区 C地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.6メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
金沢幸浦二丁目マーチャングセンター地区地区整備計画区域	—	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	計画図に示す壁面の位置の制限による距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で、次のいずれかに該当するもの 1 外壁又はこれに代わる柱の中心

			<p>線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p>
港南中央駅周辺地区 地区整備計画区域	A-1 地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、2メートル以上とする。	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物又は建築物の部分
	A-3 地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から市道笹下第94号線の境界線までの距離は3メートル以上とし、その他の前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は2メートル以上とする。	
新杉田駅南地区 地区整備計画区域	—	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	—
東神奈川一丁目地区 地区整備計画区域	A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	公共用歩廊である建築物又は建築物の部分
港北大曽根南台地区 地区整備計画区域	A地区 B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線(線路敷の境界線を除く。)までの距離は0.6メートル以上とする。	<p>次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分</p> <p>1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p>
大船駅北第二地区 地区整備計画区域	A地区 B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	<p>次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分</p> <p>1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要なもの</p> <p>2 公共用歩廊</p> <p>3 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープ</p>
エキサイトよこはま 22 横浜駅西口駅前・鶴屋町地区 地区整備計画区域	B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	<p>次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分</p> <p>1 公共用歩廊</p> <p>2 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープ</p>
山手町西部文教地区 地区整備計画区域	—	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物又は建築物の部分

鶴見一丁目地区地区整備計画区域	A地区 B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物又は建築物の部分
港南つつじヶ丘地区地区整備計画区域	A地区 B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの 4 この項の規定の施行の際現に建築物の敷地として使用されている面積が165平方メートル未満の敷地内のもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば面積が165平方メートル未満となる土地を敷地とするもの（この項の規定の施行の日以後においてそれらの面積が165平方メートル以上となったものを除く。）
	E地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
綱島サスティナブル・スマートタウン地区地区整備計画区域	A地区 B地区 C地区 D地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は、5メートル以上とする。	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物又は建築物の部分
たまプラーザ駅北地区地区整備計画区域	A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は、3メートル以上とする。	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物又は建築物の部分
本郷台駅周辺地区地区整備計画区域	C地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	—
緑十日市場住宅団地区地区整備計画区域	E地区 F地区 G地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は、3メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 ごみ集積場で、軒の高さが4メートル以下であるもの 3 物置その他これに類する用途に

			供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
神奈川県羽沢南二丁目地区地区整備計画区域	A地区 B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	—
南部市場駅北地区地区整備計画区域	—	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は、10メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 公共用歩廊 2 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープ
港北箕輪町二丁目地区地区整備計画区域	A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す1号壁面、2号壁面及び3号壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物又は建築物の部分
	B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、2メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要なもの 2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの
恩田駅南地区地区整備計画区域	A地区 B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、1.5メートル以上とする。	—
栄上郷町地区地区整備計画区域	A1地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は、2メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要なもの
	A2地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から舞岡上郷線の境界線までの距離は2メートル以上とし、その他の道路境界線及び隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。	2 公共用歩廊 3 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、階段又はスロープ
	A3地区 A4地区		公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物又は建築物の部分
	B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの
	C1地区 C2地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から舞岡上郷線の境界線までの距離は2メートル以上とし、その他の道路境界線及び隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。	2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
泉ゆめが丘地区地区整備計画区域	A-1地区 A-2地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 公共用歩廊

			2 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、階段又はスロープ
	B地区 C-1-1地区 C-1-2地区 C-2地区		—
	C-3地区 D-1地区 D-2地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
泉領家地区地区整備計画区域	低層住宅A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
	低層住宅B地区 中層住宅地区 住宅・商業地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とする。	3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
中山駅南口地区地区整備計画区域	A地区 B地区 C地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要なもの 2 公共用歩廊その他これに類する安全上、防火上及び衛生上支障がないもの
川和町駅周辺西地区地区整備計画区域	A-1地区 A-2地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 公共用歩廊 2 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープ 3 路線バスの停留所等の上家
	A-3地区	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。 2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途(自動車車庫を除く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの

			<ul style="list-style-type: none"> 4 公共用歩廊 5 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープ 6 路線バスの停留所等の上家
	B-1地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 <ul style="list-style-type: none"> 1 公共用歩廊 2 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープ 3 路線バスの停留所等の上家
	B-2地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 <ul style="list-style-type: none"> 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの
網島東一丁目地区地区整備計画区域	A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 <ul style="list-style-type: none"> 1 公共用歩廊 2 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープ
	B地区		
	D-1地区		
	F地区		
都筑川向町南耕地地区地区整備計画区域	物流・工業A地区 物流・工業B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、5メートル以上とする。	—
	沿道利用地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.5メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 <ul style="list-style-type: none"> 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの
	周辺環境調整地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び横浜国際港都建設計画都筑川向町南耕地地区地区計画の区域の境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.5メートル以上とする。	
青葉鴨志田西地区地区整備計画区域	A地区 B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、2メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 <ul style="list-style-type: none"> 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要なもの 3 物置その他これに類する用途（自転車駐車場を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以

			内であるもの 4 自転車駐車場で、軒の高さが3メートル以下であるもの
関内駅前地区地区整備計画区域	A地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 公衆便所、巡査派出所 その他これらに類する公益上必要なもの 2 公共用歩廊 3 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープ
東高島駅北地区地区整備計画区域	A地区 B地区 C地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物
	D-1地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要なもの 2 鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設であって、その階数が2以下のもの
	D-2地区 E-1地区 E-2地区 F地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物
青葉美しが丘二丁目地区地区整備計画区域	A地区 B地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物

(備考)

この表において「計画図」とは、都市計画法第14条第1項に規定する計画図をいう。

別表第8 建築物の高さの最高限度（第10条）

(あ)	(い)	(う)	(え)
区域	地区	建築物の高さの最高限度	適用の除外
緑台村寺山地区地区整備計画区域	B地区	1 12メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.5を乗じて得たものに7メートルを加えた数値	小学校又は消防出張所の用途に供する建築物
	C地区	1 45メートル 2 建築物の各部分から真北方向にある横浜国際港都建設計画緑台村寺山地区地区計画の地区整備計画のC地区の境界線の北側が第一種低層住居専用地域である場合にあっては、当該建築物の各部分から当該境界線までの真北方向の水平距離に0.5を乗じて得たものに4メートルを加えた数値（当該数値が7メートルに満たない場合は、7メートル） 3 建築物の各部分から真北方向にある横浜国際港都建設計画緑台村寺山地区地区計画の地区整備計画のC地区の境界線の北側が第二種中高層住居専用地域である場合にあっては、当該建築物の各部分から当該境界線までの真北方向の水平距離に0.5を乗じて得たものに7メートルを加えた数値	—
泉西田第二地区地区整備計画区域	B地区	1 15メートル	
	C地区	2 軒の高さが7メートル以下の建築物にあっては、当該建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値（当該数値が7メートルに満たない場合は、7メートル） 3 軒の高さが7メートルを超える建築物にあっては、当該建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.5を乗じて得たものに4メートルを加えた数値	
瀬谷駅周辺地区地区整備計画区域	I地区	40メートル	—
みなとみらい21中央地区地区整備計画区域	商業ゾーンA	300メートル	次のいずれかに該当する建築物 1 特定街区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度が定められている街区に存するもの 2 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第36条第1項の規定による都市再生特別地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度が定められている街区に存するもの
	商業ゾーンB	180メートル	
	ビジネスゾーンA	300メートル	
	ビジネスゾーンB	180メートル（計画図に示すグランモール又はグランモール公園の境界線からの距離が10メートル以内の区域内においては、20メートル）	
	プロムナードゾーンA プロムナードゾー	120メートル（計画図に示すグランモール又はグランモール公園の境界線からの距離が10メートル以内の区	

	ンB	域内においては、20メートル)	
	インターナショナルゾーンA	180メートル	
	インターナショナルゾーンB 1 インターナショナルゾーンB 2	100メートル	
	インターナショナルゾーンC	180メートル	
	インターナショナルゾーンD ウォーターフロントゾーン	60メートル	
緑奈良地区地区整備計画区域	A地区	1 10メートル 2 軒の高さが7メートル以下の建築物にあつては、当該建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値(当該数値が7メートルに満たない場合は、7メートル) 3 軒の高さが7メートルを超える建築物にあつては、当該建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.5を乗じて得たものに4メートルを加えた数値	小学校又は消防出張所の用途に供する建築物
	B地区	1 15メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.5を乗じて得たものに7メートルを加えた数値	—
	C-1地区 C-2地区	1 45メートル 2 建築物の各部分から真北方向にある前面道路の中心線又は隣地境界線の北側が横浜国際港都建設計画緑奈良地区地区計画の地区整備計画のA地区である場合にあつては、当該建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.5を乗じて得たものに4メートルを加えた数値(当該数値が7メートルに満たない場合は、7メートル) 3 前号に該当しない場合にあつては、当該建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.5を乗じて得たものに7メートルを加えた数値	
	D地区	1 20メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.5を乗じて得たものに7メートルを加えた数値	

	E地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 20メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.55を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値 	
日向山地区地区整備計画区域	A地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 9メートル 2 軒の高さが7メートル以下の建築物にあつては、当該建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値 3 軒の高さが7メートルを超える建築物にあつては、当該建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.5を乗じて得たものに4メートルを加えた数値 	学校その他これに類する用途に供する建築物
緑長津田地区地区整備計画区域	B-1地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 45メートル 2 建築物の各部分から真北方向にある前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線の北側が横浜国際港都建設計画緑長津田地区地区計画の地区整備計画のA地区である場合にあつては、当該建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値 3 前号に該当しない場合にあつては、当該建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7メートルを加えた数値 	—
	C地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 15メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7メートルを加えた数値 	
	D地区 E地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 20メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7メートルを加えた数値 	
金沢東朝比奈地区地区整備計画区域	A地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 10メートル 2 軒の高さが7メートル以下の建築物にあつては、当該建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値 3 軒の高さが7メートルを超える建築物にあつては、当該建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.5を乗じて得たものに4メー 	

		トルを加えた数値	
都筑池辺町不動原地区 地区整備計画区域	A地区	1 12メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値	
横浜ベイサイドマリーナ地区 地区整備計画区域	マリーナ施設地区 マリーナ関連施設地区第1地区	1 20メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えた数値	
泉宮古地区住宅地高度 利用地区整備計画区域	B地区	1 18メートル 2 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画泉宮古地区住宅地高度利用地区計画の住宅地高度利用地区整備計画のB地区の境界線までの真北方向の水平距離に0.5を乗じて得たものに4メートルを加えた数値(当該数値が7メートルに満たない場合は、7メートル)	
北仲通南地区再開発 地区整備計画区域	ー	計画図に示す区域Aにおいては20メートル、区域Bにおいては190メートル、区域Cにおいては120メートル、区域Dにおいては20メートル	
ヨコハマポートサイド 地区整備計画区域	A-1	50メートル	
	A-2	80メートル	
	A-3(1) A-3(2)	150メートル	
	B-1(1)	55メートル	
	B-1(2)	120メートル	
	B-2(1)	50メートル	
	B-2(2)	120メートル	
	C-3	100メートル	
	C-4	20メートル	
	D-1 D-2 D-3	120メートル	
	E-1 E-2 E-3	110メートル	
	E-4	120メートル	
	F-1	140メートル	
	F-2	45メートル	
金沢区堀口地区再開発 地区整備計画区域	A地区	1 75メートル 2 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画金沢区堀口地区再開発地区計画の区域の境界線までの真北方向の水平距離に0.5を乗じて得たものに4メートルを加えた数値(当該数値が7メートルに満たない場合は、7メートル)	
	B地区	1 45メートル	
	C地区	2 建築物の各部分から横浜国際港	

	D地区 E地区 F地区	都建設計画金沢区堀口地区再開発地区計画の区域の境界線までの真北方向の水平距離に0.5を乗じて得たものに4メートルを加えた数値（当該数値が7メートルに満たない場合は、7メートル）	
	G地区	1 75メートル 2 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画金沢区堀口地区再開発地区計画の区域の境界線までの真北方向の水平距離に0.5を乗じて得たものに4メートルを加えた数値	
	H地区	1 45メートル 2 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画金沢区堀口地区再開発地区計画の区域の境界線までの真北方向の水平距離に0.5を乗じて得たものに4メートルを加えた数値	
新子安駅西地区再開発地区整備計画区域	駅前拠点地区	計画図に示す区域Aにおいては120メートル、区域Bにおいては70メートル、区域Cにおいては40メートル、区域Dにおいては20メートル	
緑三保天神前地区住宅地高度利用地区整備計画区域	B地区	1 15メートル 2 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画緑三保天神前地区住宅地高度利用地区計画の住宅地高度利用地区整備計画のB地区の境界線（C地区との境界線となるものを除く。）までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値。ただし、B地区の境界線の北側に道路又は道路及び水面がある場合は、B地区の境界線は当該道路又は当該道路及び水面の全幅員を2分の1に分ける線上にあるものとみなす。 3 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画緑三保天神前地区住宅地高度利用地区計画の住宅地高度利用地区整備計画のB地区とC地区との境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離のうちいずれか長いものに0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値 4 建築物の各部分から計画図に示す公園までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値	—
瀬谷阿久和宮腰地区住宅地高度利用地区整備計画区域	C地区	1 15メートル 2 建築物の各部分から前面道路又は横浜国際港都建設計画瀬谷阿久和宮腰地区住宅地高度利用地区計画の住宅地高度利用地区整備計画の地区施設の公共空地（公園を除く。）の中心線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値	—

大船駅北第一地区地区整備計画区域	—	<ol style="list-style-type: none"> 40メートル 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画大船駅北第一地区地区計画の区域の境界線で計画図に示すものまでの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えた数値 	—
元町仲通り街並み誘導地区地区整備計画区域	元町通り側地区A 元町通り側地区B	25メートル（仲通りの境界線（幅員4メートル未満の仲通りの部分にあつては、その中心線から水平距離2メートル）からの距離が2メートル以内の区域においては、10.5メートル）	—
	山手側地区C 山手側地区D	20メートル（仲通りの境界線（幅員4メートル未満の仲通りの部分にあつては、その中心線から水平距離2メートル）からの距離が2メートル以内の区域においては、10.5メートル）	
泉領家第二地区住宅地高度利用地区整備計画区域	B地区	<ol style="list-style-type: none"> 20メートル 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画泉領家第二地区住宅地高度利用地区計画の住宅地高度利用地区整備計画のB地区の境界線（D地区との境界線となるものを除く。）までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画泉領家第二地区住宅地高度利用地区計画の住宅地高度利用地区整備計画のB地区とD地区との境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値 	—
新羽駅周辺地区地区整備計画区域	A地区	31メートル	—
	B地区	<ol style="list-style-type: none"> 20メートル 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画新羽駅周辺地区地区計画の区域の境界線及び同地区計画の地区整備計画のB地区とD地区との境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えた数値 	
栄湘南桂台地区地区整備計画区域	A地区 B地区 C地区	<ol style="list-style-type: none"> 9メートル 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値 	—
	D地区	<ol style="list-style-type: none"> 8メートル 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値 	
新山下第一地区地区整備計画区域	A地区 B地区	<ol style="list-style-type: none"> 次号に該当しない場合にあつては、20メートル 次に掲げる条件に該当する場合にあつては、31メートル 	—

		<p>(1) 建築物の敷地面積が5,000平方メートル以上であること。</p> <p>(2) 建築物の高さ20メートルを超える部分が、市道山下町第96号線及び第160号線並びに市道新山下第8号線及び第18号線の道路境界線からの水平距離がそれぞれ20メートルを超える区域内にあること。</p> <p>(3) 建築物の高さ20メートルを超える部分を計画図に示すa-a'軸を含む鉛直面に垂直に投影したものの水平方向の長さの合計が、当該建築物の敷地を同面に垂直に投影したものの水平方向の長さの4分の1以下であること。</p>	
緑三保地区地区整備計画区域	A地区 B地区 C地区	<p>1 10メートル（建築物の軒の高さは、7メートル）</p> <p>2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値</p>	—
保土ヶ谷仏向町地区地区整備計画区域	A-1地区 A-2地区	<p>1 20メートル</p> <p>2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値</p> <p>3 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画保土ヶ谷仏向町地区地区計画の区域の境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値</p>	—
	B地区 C地区	<p>1 15メートル</p> <p>2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7メートルを加えた数値</p> <p>3 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画保土ヶ谷仏向町地区地区計画の区域の境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値</p>	
山下公園通り地区地区整備計画区域	—	<p>1 次号に該当しない場合にあつては、31メートル</p> <p>2 次に掲げる条件に該当する場合にあつては、45メートル</p> <p>(1) 建築物の建蔽率が10分の8以下であること。</p> <p>(2) 次のアからエまでのいずれかに該当する日常一般に開放された空地（当該空地の直上に建築物又は建築物の部分（ひさしその他これに類するものみの部分を除く。）がないものに限る。以下この項において同じ。）又はオに該当する日常一般に開放された建築物の部分（ひさしその他これに類するものみの部分を除く。）を有し、当該空地の水平投影面積及び当該建築物の</p>	<p>次に掲げる条件に該当する建築物</p> <p>1 山下公園通り地区地区整備計画区域の項（う）欄第2号(1)及び(3)の条件に該当すること。</p> <p>2 山下公園通り地区地区整備計画区域の項（う）欄第2号(2)アからエまでのいずれかに該当する日常一般に開放された空地又は同号(2)オに該当する日常一般に開放された建築物の部分（ひさしその他これに類するものみの部分を除く。）を有し、公開空地率が、10分の1.5以上であること。</p> <p>3 建築物の高さ45メートルを超える部分を住居の用に供しないこと。</p>

部分の床面の水平投影面積を合計した面積（自動車の通行の用に供する部分又は自動車若しくは自転車の駐車の用に供する部分を有する場合にあっては、当該部分の面積を除く。また、次のアからエまでに重複して該当する部分を有する場合にあっては、当該重複する部分の面積は重複して算入しない。）の敷地面積に対する割合（以下この項において「公開空地率」という。）が、10分の1以上であること。

ア 市道山下本牧磯子線又は市道山下町第132号線に接し、かつ、計画図に示す歴史的建造物の部分を除き当該道路に沿って連続して設けられる幅員が3メートルの歩行者の通行の用に供する空地で、当該道路の歩道の部分との段差がないもの

イ 市道山下本牧磯子線又は市道山下町第132号線以外の道路の道路境界線からの水平距離が3メートル以内の区域において、当該道路に接し、かつ、計画図に示す歴史的建造物の部分を除き当該道路に沿って連続して設けられる幅員が0.5メートル以上の歩行者の通行の用に供する空地で、当該道路の歩道の部分との段差がないもの

ウ 市道山下本牧磯子線の道路境界線からの水平距離が15メートル以内の区域において、アに掲げる空地に接して設けられる空地（当該道路の歩道の部分との高低差が1.5メートル以内のものに限る。）で、一箇所50平方メートル以上の水平投影面積を有するもの

エ 道路に一箇所6メートル以上接し、又は幅員4メートル以上の通路で道路に接続し、かつ、最小幅員が6メートル以上の空地（当該道路の歩道の部分との高低差が6メートル以内のものに限る。）で、一箇所500平方メートル以上の水平投影面積を有するもの

オ 道路に一箇所6メートル以上接し、又は幅員4メートル以上の通路で道路に接続する建築物の部分（当該部分の床面の最小幅員が6メートル以上で、当該床面から天井ま

		<p>での高さが12メートル以上であり、かつ、当該床面と当該道路の歩道の部分との高低差が6メートル以内のものに限る。)で、当該部分の床面の水平投影面積が一箇所500平方メートル以上であるもの</p> <p>(3) 建築物の高さ20メートルを超える部分の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの水平距離が、3メートル以上であること。</p>	
いずみ中央駅南地区地区整備計画区域	A地区	<p>1 31メートル</p> <p>2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値</p>	—
	B地区	<p>1 15メートル</p> <p>2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7メートルを加えた数値</p> <p>3 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画いずみ中央駅南地区地区計画の区域の境界線(当該境界線の北側が第一種低層住居専用地域である部分に限る。)までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値</p>	
	C地区	<p>1 12メートル</p> <p>2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに計画図に示す区域イにおいては10メートルを、その他の区域においては5メートルを加えた数値</p>	
	D地区	<p>1 9メートル</p> <p>2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値</p>	
	E地区	<p>1 20メートル</p> <p>2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値</p> <p>3 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画いずみ中央駅南地区地区計画の地区整備計画のC地区とE地区との境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値</p>	
保土ヶ谷神戸町地区地区整備計画区域	業務系A地区 業務系B地区	<p>1 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.5を乗じて得た数値。ただし、建築物の敷地が2以上の道路に接し、又は公園、広場、線路敷、川その他</p>	—

		<p>これらに類するものに接する場合は、令第132条及び第134条の規定を準用して算定した数値とする。</p> <p>2 建築物の各部分から前面道路の中心線までの真北方向の水平距離に0.55を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値。ただし、前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するものがある場合は、当該前面道路の中心線は、当該水面、線路敷その他これらに類するものの幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。</p>	
保土ヶ谷星川二丁目地区地区整備計画区域	業務・商業系地区	<p>1 45メートル</p> <p>2 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.5を乗じて得た数値。ただし、建築物の敷地が2以上の道路に接し、又は公園、広場、線路敷、川その他これらに類するものに接する場合は、令第132条及び第134条の規定を準用して算定した数値とする。</p> <p>3 建築物の各部分から前面道路の中心線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えた数値。ただし、前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するものがある場合は、当該前面道路の中心線は、当該水面、線路敷その他これらに類するものの幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。</p>	—
	住居系地区	<p>1 45メートル</p> <p>2 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じて得た数値。ただし、建築物の敷地が2以上の道路に接し、又は公園、広場、線路敷、川その他これらに類するものに接する場合は、令第132条及び第134条の規定を準用して算定した数値とする。</p> <p>3 建築物の各部分から前面道路の中心線又は横浜国際港都建設計画保土ヶ谷星川二丁目地区地区計画の公共・公益地区と同地区計画の地区整備計画の住居系地区との境界線までの真北方向の水平距離に0.55を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値。ただし、前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するものがある場合は、当該前面道路の中心線は、当該水面、線路敷その他これらに類するものの幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。</p>	
みなとみらい21新港地区地区整備計画区域	A地区	<p>1 次号に該当しない場合にあっては、31メートル</p> <p>2 次に掲げる条件に該当する場合</p>	—

		<p>にあつては、45メートル</p> <p>(1) 建築物の高さ31メートルを超える部分が、計画図に示す新港3号線の道路境界線からの水平距離が20メートルを超える区域内にあること。</p> <p>(2) 建築物の高さ31メートルを超える部分を計画図に示すa-a'軸を含む鉛直面に垂直に投影したものの水平方向の長さの合計が、当該建築物の敷地を同面に垂直に投影した部分の水平方向の長さの4分の1以下であること。</p>	
	B地区	31メートル	
	C地区	20メートル	
新横浜長島地区地区整備計画区域	業務商業地区A地区	<p>1 31メートル</p> <p>2 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画新横浜長島地区地区計画の区域の境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えた数値</p>	—
	都市型工業地区B地区	20メートル	
	公共公益地区	40メートル	
東戸塚上品濃地区地区整備計画区域	A-1地区	<p>1 45メートル</p> <p>2 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画東戸塚上品濃地区地区計画の区域の境界線までの真北方向の水平距離に0.5を乗じて得たものに4メートルを加えた数値</p>	—
	A-2地区	<p>1 31メートル</p> <p>2 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画東戸塚上品濃地区地区計画の区域の境界線までの真北方向の水平距離に0.5を乗じて得たものに4メートルを加えた数値</p>	
	A-3地区	<p>1 45メートル</p> <p>2 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画東戸塚上品濃地区地区計画の区域の境界線までの真北方向の水平距離に0.5を乗じて得たものに4メートルを加えた数値</p>	
	B-1地区 B-2地区	<p>1 20メートル</p> <p>2 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画東戸塚上品濃地区地区計画の区域の境界線までの真北方向の水平距離に0.5を乗じて得たものに4メートルを加えた数値</p>	
青葉美しが丘中部地区地区整備計画区域	A地区	1 9メートル	—
	B地区	<p>2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値</p>	
栄小菅ケ谷地区地区整備計画区域	B地区	<p>1 12メートル</p> <p>2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北</p>	—

		<p>方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7メートルを加えた数値</p> <p>3 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画栄小菅ヶ谷地区地区計画の地区整備計画のB地区とA地区との境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値</p>	
北仲通北再開発等促進地区地区整備計画区域	A-1・2地区	<p>1 次号に該当しない場合にあつては、31メートル</p> <p>2 次に掲げる条件に該当する場合にあつては、計画図に示す区域アにおいては150メートル、区域イにおいては45メートル</p> <p>(1) 建築物の建蔽率が10分の8以下であること。</p> <p>(2) 敷地内に、200平方メートル以上の水平投影面積を有する日常一般に開放された空地（計画図に示す水際線プロムナード1を含む。）を有すること。</p>	—
	A-3地区	31メートル	
	A-4地区	<p>1 次号に該当しない場合にあつては、31メートル</p> <p>2 次に掲げる条件に該当する場合にあつては、200メートル</p> <p>(1) 建築物の建蔽率が10分の8以下であること。</p> <p>(2) 建築物の高さ31メートルを超える部分の外壁又はこれに代わる柱の面からの水平距離が、都市計画道路3・1・7号栄本町線の道路境界線までにあつては15メートル以上、区画道路の道路境界線までにあつては10メートル以上であること。</p>	
	B-1地区	<p>1 次号に該当しない場合にあつては、31メートル</p> <p>2 次に掲げる条件に該当する場合にあつては、150メートル</p> <p>(1) 建築物の建蔽率が10分の8以下であること。</p> <p>(2) 建築物の高さ31メートルを超える部分の外壁又はこれに代わる柱の面から区画道路の道路境界線までの水平距離が、10メートル以上であること。</p> <p>(3) 建築物の高さ31メートルを超える部分の外壁又はこれに代わる柱の面から埋立法線までの水平距離が、20メートル以上であること。</p>	
	B-2地区	<p>1 次号に該当しない場合にあつては、31メートル</p> <p>2 次に掲げる条件に該当する場合にあつては、150メートル</p> <p>(1) 建築物の建蔽率が10分の8以</p>	

		<p>下であること。</p> <p>(2) 建築物の高さ31メートルを超える部分の外壁又はこれに代わる柱の面から市道万国橋通の道路境界線までの水平距離が、15メートル以上であること。</p> <p>(3) 建築物の高さ31メートルを超える部分の外壁又はこれに代わる柱の面から埋立法線までの水平距離が、20メートル以上であること。</p>	
	B-3地区	<p>1 次号に該当しない場合にあつては、31メートル</p> <p>2 敷地内に、次のいずれかに該当する日常一般に開放された空地（当該空地の直上に建築物又は建築物の部分（ひさしその他これに類するもののみの部分を除く。）がないものに限る。以下この項において同じ。）を有し、当該空地の水平投影面積を合計した面積（自動車の通行の用に供する部分又は自動車若しくは自転車の駐車のために供する部分を有する場合にあつては、当該部分の面積を除く。）の敷地面積に対する割合が、10分の1以上である場合にあつては、45メートル</p> <p>(1) 道路に接し、かつ、当該道路に沿って連続して設けられる幅員1.5メートル以上4メートル以下の歩行者の通行の用に供する空地（以下この項において「歩行者用の空地」という。）で、当該道路の歩道の部分との段差がないもの</p> <p>(2) 道路又は歩行者用の空地に全周長の4分の1以上接して設けられる空地（当該道路の歩道の部分との高低差が1.5メートル以内のものに限る。）で、一箇所50平方メートル以上の水平投影面積を有するもの</p>	
	C地区	100メートル	
港南丸山台地区地区整備計画区域	A地区 B地区	<p>1 9メートル</p> <p>2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値</p>	—
鶴見潮田・本町通街並み誘導地区地区整備計画区域	A地区	<p>1 20メートル</p> <p>2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値</p>	—
	B地区	20メートル	
	C地区	31メートル	
二俣川駅北口駅前地区地区整備計画区域	—	<p>1 31メートル</p> <p>2 県道横浜厚木の道路境界線から</p>	—

		の水平距離が25メートルを超える区域においては、建築物の各部分から真北方向にある横浜国際港都建設計画二俣川駅北口駅前地区地区計画の地区整備計画区域の境界線の北側が第一種低層住居専用地域である場合にあっては、当該建築物の各部分から当該境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値	
山手町地区地区整備計画区域	A地区	1 10メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7メートルを加えた数値	次に掲げる用途に供する建築物で、その敷地面積が1,000平方メートル以上であるもの 1 学校、図書館その他これらに類するもの 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3 児童養護施設
	B地区	1 15メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7メートルを加えた数値	—
保土ヶ谷仏向町団地地区地区整備計画区域	A地区	1 45メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7メートルを加えた数値 3 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たものに15メートルを加えた数値	—
	B地区		
日本大通り用途誘導地区地区整備計画区域	A地区	75メートル	—
	B地区		
上大岡C南再開発促進地区地区整備計画区域	—	計画図に示すAゾーンにおいては120メートル、Bゾーンにおいては31メートル、Cゾーンにおいては37メートル	—
青葉荏田北二丁目地区地区整備計画区域	A地区	1 8.5メートル（この項の規定の施行の際現に存する保育所の用途に供する建築物の敷地において保育所の用途に供する建築物を建築する場合は、10メートル） 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値	—
	B地区	1 20メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値	—
栄桂台地区地区整備計画区域	A地区	1 9メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得た	—
	B地区		

		ものに5メートルを加えた数値	
都筑池辺町上藪根地区 地区整備計画区域	商業地区	1 31メートル(計画図に示すアの区域内においては20メートル、イの区域内においては22メートル) 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線(計画図に示す境界線1を除く。)までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7メートルを加えた数値 3 建築物の各部分から隣地境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たものに15メートルを加えた数値	—
	住宅地区	1 36メートル(計画図に示すウの区域内においては15メートル、エの区域内においては31メートル、オの区域内においては33メートル) 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7メートルを加えた数値 3 建築物の各部分から隣地境界線までの水平距離に1.25(計画図に示す境界線1までの水平距離にあつては、2.5)を乗じて得たものに20メートルを加えた数値	
青葉美しが丘4丁目A 地区地区整備計画区域	A-1地区	1 9メートル	—
	A-2地区	2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値	
戸塚駅西口地区地区整備 計画区域	ア地区	31メートル	—
	イ地区		
	ウ地区	50メートル	
東戸塚西地区地区整備 計画区域	A-1地区	計画図に示す高層部の区域においては100メートル、中層部の区域においては31メートル、低層部の区域においては15メートル	—
栄本郷台地区地区整備 計画区域	A1地区	1 10メートル	—
	A2地区	2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値	
	A4地区		
	B1地区		
	B2地区		
	C地区		
山下町本町通り地区地区 整備計画区域	A地区	75メートル	—
	B-1地区	55メートル	
	B-2地区	75メートル	
長津田駅北口地区地区 整備計画区域	A地区	1 計画図に示す区域アにおいては100メートル、区域イにおいては31メートル	—
	B地区	2 計画図に示す区域イにおいては、建築物の各部分の真北方向に計画図に示す境界線1(以下この項において「境界線1」という。)がある場合にあっては、当該建築物の各部分から境界線1までの真北方向の	
	C地区		

		<p>水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値</p> <p>3 計画図に示す区域イにおいては、建築物の各部分の真北方向に計画図に示す境界線2（以下この項において「境界線2」という。）がある場合にあっては、当該建築物の各部分から境界線2までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7メートルを加えた数値</p> <p>4 計画図に示す区域イにおいては、建築物の各部分から計画図に示す境界線3までの水平距離のうち最小のものに1.0を乗じて得たものに15メートルを加えた数値</p>	
戸塚駅前中央地区地区整備計画区域	B-1地区	<p>1 10メートル</p> <p>2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値</p>	—
	B-2地区	<p>1 15メートル</p> <p>2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値</p>	
	B-3地区 B-4地区	<p>1 10メートル</p> <p>2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値</p>	
青葉つつじが丘北西地区地区整備計画区域	A地区 B地区	<p>1 10メートル</p> <p>2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値</p>	—
	C地区	35メートル（計画図に示す区域イにおいては、38メートル）	
日ノ出町駅前A地区地区整備計画区域	I地区	75メートル	—
栄小山台地区地区整備計画区域	B地区	<p>1 10メートル</p> <p>2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに6.5メートルを加えた数値</p>	—
	C地区 D地区	<p>1 9メートル</p> <p>2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値</p>	
青葉鳴志田地区地区整備計画区域	A地区	31メートル	—
	B地区	20メートル	
	C地区 D地区	10メートル	
磯子三丁目地区地区整備計画区域	A-1地区	<p>1 20メートル</p> <p>2 90メートル</p>	—

	A-2地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 20メートル 2 76メートル 3 建築物の各部分から計画図に示す基準線1までの水平距離のうち最小のものに0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値 	
	A-3地区	10メートル	
	B-1地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 31メートル 2 86メートル 3 建築物の各部分から計画図に示す基準線1までの水平距離のうち最小のものに0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値 4 建築物の各部分から計画図に示す基準線2までの水平距離のうち最小のものに0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値 	
	B-2地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 計画図に示す区域ア及びイにおいては31メートル、区域ウにおいては25メートル、区域エにおいては15メートル 2 計画図に示す区域アにおいては74メートル、区域イにおいては104メートル、区域ウにおいては90メートル、区域エにおいては83メートル 3 建築物の各部分から計画図に示す基準線1までの水平距離のうち最小のものに0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値 4 建築物の各部分から計画図に示す基準線2までの水平距離のうち最小のものに0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値 	
	C-1地区	10メートル	
	C-2地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 10メートル 2 建築物の各部分から計画図に示す基準線1までの水平距離のうち最小のものに0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値 3 建築物の各部分から計画図に示す基準線2までの水平距離のうち最小のものに0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値 	
金沢八景駅東口地区 地区整備計画区域	—	計画図に示す北側斜線の制限を受ける区域においては、建築物の各部分から計画図に示す基準線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値	—
二俣川駅周辺地区地区 整備計画区域	A地区	計画図に示す区域アにおいては100メートル、区域イにおいては75メートル、区域ウにおいては31メートル	—
泉新橋榎橋地区地区 整備計画区域	A地区	<ul style="list-style-type: none"> 1 10メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値 	

港南中央駅周辺地区地区整備計画区域	A-1地区	25メートル	—
	A-3地区	31メートル	—
新杉田駅南地区地区整備計画区域	—	計画図に示す区域アにおいては20メートル、区域イにおいては45メートル	—
東神奈川一丁目地区地区整備計画区域	A地区	70メートル	—
	B地区	10メートル	—
港北大曽根南台地区地区整備計画区域	A地区	1 9メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値	—
	B地区	1 14メートル 2 建築物の各部分から真北方向にある敷地境界線が横浜国際港都建設計画港北大曽根南台地区地区計画の地区整備計画のA地区に属する建築物の部分にあつては、当該建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値 3 前号に該当しない場合にあつては、当該建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値	—
大船駅北第二地区地区整備計画区域	A地区	計画図に示す区域アにおいては31メートル、区域イにおいては75メートル	—
	B地区	1 31メートル 2 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画大船駅北第二地区地区計画の区域の境界線で計画図に示すものまでの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7メートルを加えた数値	—
山手町西部文教地区地区整備計画区域	—	1 15メートル 2 建築物の各部分から真北方向にある前面道路の中心線又は隣地境界線の北側が第一種低層住居専用地域である場合にあつては、当該建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値 3 前号に該当しない場合にあつては、当該建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7メートルを加えた数値	—
鶴見一丁目地区地区整備計画区域	A地区	1 計画図に示す区域アにおいては45メートル、区域イにおいては31メートル、区域ウにおいては20メートル、区域エにおいては15メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得た	—

		ものに計画図に示す区域ウにおいては7.5メートルを、区域エにおいては7メートルを加えた数値	
	B地区 C地区	1 15メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7メートルを加えた数値	—
港南つつじヶ丘地区 地区整備計画区域	A地区 B地区 C地区	1 9メートル（建築物の軒の高さは、6.5メートル） 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値	—
網島サスティナブル ・スマートタウン地区 地区整備計画区域	C地区	1 31メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えた数値	—
	D地区	31メートル	
たまプラーザ駅北地区 地区整備計画区域	A地区	1 31メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えた数値	—
本郷台駅周辺地区 地区整備計画区域	C地区	1 45メートル 2 建築物の各部分から計画図に示す基準線1までの水平距離のうち最小のものに1.0を乗じて得たものに15メートルを加えた数値 3 建築物の各部分から計画図に示す基準線2までの水平距離のうち最小のものに1.0を乗じて得たものに20メートルを加えた数値	—
緑十日市場住宅団地 地区整備計画区域	E地区	1 15メートル（敷地面積が2,000平方メートル以上の建築物にあつては、45メートル） 2 建築物の各部分から真北方向にある横浜国際港都建設計画緑十日市場住宅団地地区地区計画の区域の境界線の北側が第一種中高層住居専用地域である場合にあつては、当該建築物の各部分から当該境界線までの真北方向の水平距離に0.5を乗じて得たものに7メートルを加えた数値 3 前号に該当しない場合にあつては、当該建築物の各部分から横浜国際港都建設計画緑十日市場住宅団地地区地区計画の区域の境界線までの真北方向の水平距離に0.55を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値	—
	F地区 G地区	1 15メートル（敷地面積が2,000平方メートル以上の建築物にあつては、31メートル） 2 建築物の各部分から真北方向に	

		<p>ある横浜国際港都建設計画緑十日市場住宅団地地区地区計画の区域の境界線の北側が第一種中高層住居専用地域である場合にあっては、当該建築物の各部分から当該境界線までの真北方向の水平距離に0.5を乗じて得たものに7メートルを加えた数値</p> <p>3 前号に該当しない場合にあっては、当該建築物の各部分から横浜国際港都建設計画緑十日市場住宅団地地区地区計画の区域の境界線までの真北方向の水平距離に0.55を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値</p>	
神奈川羽沢南二丁目地区地区整備計画区域	A地区	100メートル	—
	B地区	31メートル	
港北箕輪町二丁目地区地区整備計画区域	A地区	<p>1 60メートル</p> <p>2 建築物の各部分から真北方向にある横浜国際港都建設計画港北箕輪町二丁目地区地区計画の区域の境界線の北側が第一種低層住居専用地域である場合にあっては、当該建築物の各部分から当該境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値</p> <p>3 建築物の各部分から真北方向にある横浜国際港都建設計画港北箕輪町二丁目地区地区計画の区域の境界線の北側が第一種住居地域又は準住居地域である場合にあっては、当該建築物の各部分から当該境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値</p> <p>4 建築物の各部分から真北方向にある横浜国際港都建設計画港北箕輪町二丁目地区地区計画の区域の境界線の北側が準工業地域である場合にあっては、当該建築物の各部分から当該境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えた数値</p>	—
	B地区	<p>1 20メートル</p> <p>2 建築物の各部分から隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えた数値</p>	
恩田駅南地区地区整備計画区域	A地区	<p>1 20メートル</p> <p>2 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画恩田駅南地区地区計画の区域の境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値</p>	—
	B地区	<p>1 15メートル</p> <p>2 建築物の各部分から横浜国際港</p>	

		都建設計画恩田駅南地区地区計画の区域の境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値	
栄上郷町地区地区整備計画区域	A 1 地区	1 20メートル	—
	A 2 地区 A 3 地区	2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値	
	A 4 地区	1 20メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値 3 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画栄上郷町地区地区計画の区域の境界線(当該境界線の北側が第一種低層住居専用地域である部分に限る。)までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値	
	B 地区 C 1 地区 C 2 地区	1 10メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値	
泉ゆめが丘地区地区整備計画区域	A-1 地区 A-2 地区	1 次号に該当しない場合にあつては、20メートル 2 次に掲げる条件に該当する場合にあつては、31メートル (1) 建築物の各部分の高さが当該部分から計画図に示す基準線までの水平距離のうち最小のものに1.0を乗じて得たものに20メートルを加えたもの以下であること。 (2) 敷地内に、日常一般に開放された空地(地区施設として定める歩行者専用通路及び歩道状空地を含む。また、直上に建築物又は建築物の部分(ひさしその他これに類するものみの部分を除く。)がないものに限る。)を有し、当該空地の水平投影面積を合計した面積(自動車の通行の用に供する部分又は自動車若しくは自転車の駐車のために供する部分を有する場合にあつては、当該部分の面積を除く。)の敷地面積に対する割合が、100分の15以上であること。	—

	D-2地区	<p>1 12メートル</p> <p>2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値</p>	
泉領家地区地区整備計画区域	中層住宅地区	<p>1 12メートル</p> <p>2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7メートルを加えた数値</p>	—
中山駅南口地区地区整備計画区域	A地区	31メートル	—
	B地区	31メートル(計画図に示す区域アにおいては100メートル)	
	C地区	31メートル	
川和町駅周辺西地区地区整備計画区域	A-1地区	<p>1 31メートル</p> <p>2 建築物の各部分から前面道路の中心線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値</p> <p>3 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画川和町駅周辺西地区地区計画の区域の境界線までの水平距離のうち最小のものに1.0を乗じて得たものに10メートルを加えた数値</p>	—
	A-2地区	<p>1 31メートル</p> <p>2 建築物の各部分から県道横浜上麻生の中心線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値</p>	—
	A-3地区	<p>1 20メートル</p> <p>2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値</p>	—
	B-1地区	<p>1 次号に該当しない場合にあつては、20メートル</p> <p>2 次に掲げる条件のいずれにも該当する場合にあつては、31メートル</p> <p>(1) 建築物の各部分の高さが、当該建築物の各部分から横浜国際港都建設計画川和町駅周辺西地区地区計画の区域の境界線が区域外の第一種住居地域に接する部分までの水平距離のうち最小のものに1.0を乗じて得たもの20メートルを加えたもの以下であること。</p> <p>(2) 敷地内に、次のいずれにも該当する日常一般に開放された空地(地区施設として定める遊歩道及び緑地帯を含む。)を有し、当該空地の水平投影面積を合計した</p>	—

		<p>面積(自動車の通行の用に供する部分又は自動車若しくは自転車の駐車のために供する部分を有する場合にあつては、当該部分の面積を除く。)の敷地面積に対する割合が、100分の15以上であること。</p> <p>ア 道路に接し、かつ、当該道路に沿って連続して設けられる空地で、幅員が3メートル以上のもの</p> <p>イ 当該空地の直上に建築物又は建築物の部分がないもの3建築物の各部分から真北方向にある横浜国際港都建設計画川和町駅周辺西地区地区計画の区域の境界線の北側が第一種住居専用地域である場合にあつては、当該建築物の各部分から当該境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えた数値</p> <p>4 建築物の各部分から真北方向にある横浜国際港都建設計画川和町駅周辺西地区地区計画の区域の境界線の北側が近隣商業地域である場合にあつては、当該建築物の各部分から当該境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えた数値</p>	
綱島東一丁目地区地区整備計画区域	A 地区	31メートル(敷地面積が300平方メートル以上の建築物にあつては、45メートル)	-
	B 地区	計画図に示す区域アにおいては100メートル、区域イにおいては40メートル、区域ウにおいては31メートル	
	D-1地区	計画図に示す区域エにおいては100メートル、区域オにおいては31メートル	
都筑川向町南耕地地区地区整備計画区域	物流・工業A地区 物流・工業B地区	<p>1 45メートル</p> <p>2 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画都筑川向町南耕地地区地区計画の区域の境界線までの水平距離のうち最小のものに1.5を乗じて得たものに10メートルを加えた数値。ただし、当該境界線が区域外の水面に接する部分については、当該水面の幅の2分の1だけ当該境界線が区域外側にあるものとみなす。</p>	
	沿道利用地区 周辺環境調整地区	<p>1 20メートル</p> <p>2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えた数値</p> <p>3 建築物の各部分から横浜国際港</p>	

		都建設計画都筑川向町南耕地地区 地区計画の区域の境界線までの水平距離のうち最小のものに1.5を乗じて得たものに10メートルを加えた数値	
青葉鴨志田西地区地区整備計画区域	A地区	1 15メートル（計画図に示す区域アにおいては40メートル、区域イにおいては20メートル） 2 建築物の各部分から真北方向にある横浜国際港都建設計画青葉鴨志田西地区地区計画の区域の境界線の北側が第一種中高層住居専用地域である場合にあっては、当該建築物の各部分から当該境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7メートルを加えた数値 3 建築物の各部分から真北方向にある横浜国際港都建設計画青葉鴨志田西地区地区計画の区域の境界線の北側が市街化調整区域である場合にあっては、当該建築物の各部分から当該境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えた数値	
関内駅前地区地区整備計画区域	A地区	170メートル	
東高島駅北地区地区整備計画区域	A地区	1 31メートル 2 建築物の各部分から真北方向にある近隣商業地域と工業地域の境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えた数値	—
	B地区	60メートル	
	C地区	計画図に示す区域アにおいては180メートル、区域イにおいては165メートル、区域ウにおいては150メートル	
	D-1地区 D-2地区	31メートル	
	E-1地区	1 31メートル 2 建築物の各部分から真北方向にある近隣商業地域と工業地域の境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えた数値	
	E-2地区 F地区	31メートル	
	青葉美しが丘二丁目地区地区整備計画区域	A地区	

		ものに7メートルを加えた数値	
	B地区	<p>1 次号に該当しない建築物にあつては、15メートル</p> <p>2 誘導用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上の建築物にあつては、次に掲げる地盤面の高さの区分に応じ、当該区分に定める数値</p> <p>(1) 地盤面の高さが東京湾平均海面から62メートルの高さより低い場合 20メートル</p> <p>(2) 地盤面の高さが東京湾平均海面から62メートル以上67メートル以下である場合 82メートルから当該地盤面の高さの数値を減じた数値</p> <p>(3) 地盤面の高さが東京湾平均海面から67メートルの高さより高い場合 15メートル</p> <p>3 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7メートルを加えた数値</p>	

(備考)

この表において「計画図」とは、都市計画法第14条第1項に規定する計画図をいう。

別表第8の2 建築物の高さの算定方法の特例（第10条）

(あ)	(い)	(う)	(え)
区域	地区	適用する建築物の高さの最高限度	建築物の高さの算定方法
新山下第一地区地区整備計画区域	A地区 B地区	別表第8新山下第一地区地区整備計画区域の項(う)欄第1号及び第2号に掲げる数値	地盤面からの高さによる。ただし、棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。
青葉つつじが丘北西地区地区整備計画区域	C地区	別表第8青葉つつじが丘北西地区地区整備計画区域の項C地区の部(う)欄に掲げる数値	基準面(東京湾平均海面からの高さ37.7メートルにおける水平面をいう。)からの高さによる。ただし、次の各号に該当する場合においては、それぞれ当該各号に定めるところによる。 1 階段室又は昇降機塔の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の20分の1以内の場合においては、その部分の高さは、1メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。 2 棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。
磯子三丁目地区地区整備計画区域	A-1地区 A-2地区 B-1地区 B-2地区	別表第8磯子三丁目地区地区整備計画区域の項A-1地区の部(う)欄第2号、A-2地区の部(う)欄第2号、B-1地区の部(う)欄第2号及びB-2地区の部(う)欄第2号に掲げる数値	東京湾平均海面からの高さによる。ただし、次の各号に該当する場合には、それぞれ当該各号に定めるところによる。 1 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、12メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。 2 棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しない。

別表第9 建築物の建築面積の最低限度（第10条の2）

(あ)	(い)	(う)	(え)
区域	地区	建築物の建築面積の最低限度	適用の除外
新子安駅西地区再開発地区整備計画区域	駅前拠点地区	200平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物
日本大通り用途誘導地区地区整備計画区域	A地区 B地区	100平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物
上大岡C南再開発促進地区地区整備計画区域	—	200平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物
山下町本町通り地区地区整備計画区域	A地区 B-1地区 B-2地区 B-3地区	200平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物
青葉美しが丘二丁目地区地区整備計画区域	A地区 B地区	1,500平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物

別表第10 垣又はさくの構造の制限（第10条の3）

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	垣又はさくの構造の制限
緑台村寺山地区地区整備計画区域	A地区 B地区 C地区	生け垣、フェンスその他これらに類する開放性のあるもの
泉西田第二地区地区整備計画区域	A地区 B地区 C地区	
緑奈良地区地区整備計画区域	A地区 B地区 C-1地区 C-2地区 D地区 E地区	
日向山地区地区整備計画区域	A地区 B地区	
栄長尾台地区地区整備計画区域	A地区 B地区 C地区	生け垣、フェンスその他これらに類する開放性のあるもの（道路に面するものに限る。）
泉宮古地区住宅地高度利用地区整備計画区域	A地区 B地区	生け垣、フェンスその他これらに類する開放性のあるもの

別表第11 緑地の保全（第16条）

(あ)	(い)
区域	緑地の保全のための制限が適用される区域
青葉鴨志田地区地区整備計画区域	計画図に示す樹林地、草地等の区域
保土ヶ谷仏向町地区地区整備計画区域	計画図に示す樹林地、草地等の区域
山手町西部文教地区地区整備計画区域	計画図に示す樹林地、草地等の区域
鶴見一丁目地区地区整備計画区域	計画図に示す樹林地、草地等の区域
栄上郷町地区地区整備計画区域	計画図に示す樹林地、草地等の区域
青葉鴨志田西地区地区整備計画区域	計画図に示す樹林地、草地等の区域

(備考)

この表において「計画図」とは、都市計画法第14条第1項に規定する計画図をいう。

別表第12 建築物の緑化率の最低限度（第19条）

(あ)	(い)	(う)	(え)
区域	地区	建築物の緑化率の最低限度	適用の除外
瀬谷駅周辺地区地区整備計画区域	I地区	100分の10	
北仲通北再開発等促進地区地区整備計画区域	A-1・2地区 A-3地区 A-4地区 B-1地区 B-2地区 B-3地区 C地区	100分の5	
青葉つつじが丘北西地区地区整備計画区域	B地区	100分の15	
	C地区	100分の25	
日ノ出町駅前A地区地区整備計画区域	I地区	100分の5	
青葉鴨志田地区地区整備計画区域	A地区 B地区 C地区	100分の15	
磯子三丁目地区地区整備計画区域	A-1地区 A-2地区 A-3地区 B-1地区 B-2地区 C-1地区 C-2地区	100分の25	
二俣川駅周辺地区地区整備計画区域	A地区	100分の6.5	
港南中央駅周辺地区地区整備計画区域	A-1地区	100分の15	100平方メートル
	A-2地区	100分の10	
	A-3地区	100分の15	
新杉田駅南地区地区整備計画区域	—	100分の22.5	
東神奈川一丁目地区地区整備計画区域	A地区	100分の7.5	
	B地区	100分の10	
大船駅北第二地区地区整備計画区域	A地区	100分の10	100平方メートル
	B地区	100分の7.5	
エキサイトよこはま22横浜駅西口駅前・鶴屋町地区地区整備計画区域	A地区	100分の7.5	
	B地区	100分の15	
	C地区		
	D地区	100分の10	
山手町西部文教地区地区整備計画区域	—	100分の12	
鶴見一丁目地区地区整備計画区域	A地区	100分の25	
	B地区	100分の20	
	C地区	100分の10	
綱島サステイナブル・スマートタウン地区地区整備計画区域	A地区 B地区 C地区	100分の15	

	D地区		
たまプラーザ駅北地区 地区整備計画区域	A地区	100分の15	
本郷台駅周辺地区地区 整備計画区域	C地区	100分の15	
緑十日市場住宅団地地区 地区整備計画区域	E地区	100分の25	
	F地区	100分の25（敷地面積が200平方メートル未満の建築物にあっては、100分の20）	
	G地区		
神奈川羽沢南二丁目地区 地区整備計画区域	A地区	100分の18.75	
	B地区	100分の15	
	C地区		
南部市場駅北地区地区 整備計画区域	—	100分の12	
港北箕輪町二丁目地区 地区整備計画区域	A地区	100分の15	
	B地区	100分の20	
恩田駅南地区地区整備 計画区域	A地区	100分の15	
	B地区		
栄上郷町地区地区整備 計画区域	A 1 地区	100分の25	
	A 2 地区	100分の20	
	A 3 地区		
	A 4 地区		
	B地区	100分の15	
	C 1 地区	100分の20	
C 2 地区			
泉ゆめが丘地区地区整備 計画区域	A-1地区	100分の15	
	A-2地区		
	B地区	100分の10	
	C-1-1地区 C-1-2地区	100分の15（敷地面積が2,000平方メートル未満の建築物にあっては、100分の10）	
中山駅南口地区地区整備 計画区域	A地区	100分の10	
	B地区		
	C地区	100分の6.5	
川和町駅周辺西地区地区 整備計画区域	A-1地区	100分の10	
	A-2地区		
	A-3地区		
	B-1地区	100分の20	
	B-2地区	100分の10	
	C地区	100分の5	
綱島東一丁目地区地区 整備計画区域	A地区	100分の7.5	
	B地区	100分の10	
	D-1地区		
	F地区	100分の15	
都筑川向町南耕地地区 地区整備計画区域	物流・工業A地区	100分の22.5	
	物流・工業B地区		
	沿道利用地区	100分の15	
	周辺環境調整地区	100分の22.5（敷地面積が1,000平方メートル未満の建築物にあっては、100分の10）	
青葉鴨志田西地区地区 整備計画区域	A地区	100分の25	
	B地区	100分の15	

関内駅前地区地区整備 計画区域	A地区	100分の7.5	
東高島駅北地区地区整備 計画区域	A地区	100分の10	
	B地区		
	C地区	100分の18	
	D—1地区	100分の10	
	D—2地区	100分の25	
	E—1地区	100分の10	
	E—2地区	100分の5	
	F地区	100分の15	
青葉美しが丘二丁目地 区地区整備計画区域	A地区	100分の15	
	B地区		

(備考)

(え) 欄に定めのない区域又は地区における建築物は、いかなる規模であっても建築物の緑化率の最低限度に適合させなければならないものとする。

別表第13 建築物等の形態意匠の制限（第24条・第30条）

(あ)	(い)	(う)	(え)
区域	地区	第24条に基づく制限とならないもの	適用の除外
瀬谷駅周辺地区地区整備計画区域	I地区	—	—
北仲通北再開発等促進地区地区整備計画区域	A-1・2地区 A-3地区 A-4地区 B-1地区 B-2地区 B-3地区 C地区	<p>屋外広告物は、地区の景観及び周辺地区からの景観を阻害しないよう、次に掲げる事項について適合するものとする。</p> <p>1 地上から高さ15メートル以下の部分に設置するものは、都市計画道路3・1・7号栄本町線、市道万国橋通又は計画図に示す自動車からの景観を阻害しない位置、大きさ、設置方法、色彩等とすること。</p> <p>2 地上から高さ15メートルを超える部分に設置するものは、形態及び意匠に十分配慮し、その大きさは必要最小限のものとする。</p> <p>3 都市計画道路3・1・7号栄本町線、市道万国橋通又は計画図に示す水際線プロムナードに面する部分に設置するものは、映像装置を使用したものでないこと。ただし、地区全体と周辺の既成市街地の街並みに配慮され、魅力ある景観の形成に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。</p>	—
青葉つつじが丘北西地区地区整備計画区域	C地区	建築物の屋根及び外壁の色彩並びに屋外の広告物の色彩、大きさ及び形状は、地区の景観と調和したものとする。	—
日ノ出町駅前A地区地区整備計画区域	I地区	—	—
青葉鴨志田地区地区整備計画区域	A地区 B地区 C地区 D地区	—	—
磯子三丁目地区地区整備計画区域	A-1地区 A-2地区 A-3地区 B-1地区 B-2地区 C-1地区 C-2地区	—	—
二俣川駅周辺地区地区整備計画区域	A地区	建築物等の形態意匠は、区域内の建築物等全体として調和したものとする。	—
新杉田駅南地区地区整備計画区域	—	—	—
東神奈川一丁目地区地区整備計画区域	A地区	—	—
大船駅北第二地区地区整備計画区域	A地区 B地区	—	—

エキサイトよこはま22 横浜駅西口駅前・鶴屋町 地区地区整備計画区域	A地区 B地区 C地区 D地区	—	—
鶴見一丁目地区地区整備 計画区域	A地区 B地区 C地区	—	—
綱島サステイナブル・ス マートタウン地区地区 整備計画区域	C地区 D地区	—	—
たまプラーザ駅北地区 地区整備計画区域	A地区	—	—
本郷台駅周辺地区地区 整備計画区域	C地区	—	—
緑十日市場住宅団地地 区地区整備計画区域	E地区 F地区 G地区	—	—
神奈川羽沢南二丁目地 区地区整備計画区域	A地区 B地区	建築物等の形態意匠については、周 辺との調和に配慮したものとし、刺激 的な色彩又は装飾は用いないこと。	—
	C地区	1 建築物等の形態意匠について、周 辺との調和に配慮したものとし、刺 激的な色彩又は装飾は用いないこと 。 2 駅舎は、自然豊かな周辺環境とつ ながりの感じられる形態意匠とする こと。	
南部市場駅北地区地区 整備計画区域	—	1 建築物等の形態意匠は、周囲への 景観的調和に配慮したものとし、刺 激的な色彩又は装飾は用いない。 2 屋外広告物の色彩、大きさ及び形 状は、周囲への景観的調和に配慮し たものとする。	—
港北箕輪町二丁目地区 地区整備計画区域	A地区	—	—
栄上郷町地区地区整備 計画区域	A 1 地区 A 2 地区 A 3 地区 A 4 地区	1 建築物の屋根及び外壁等は、周辺 の環境と調和し、落ち着いたある雰 囲気のデザイン、色彩、素材のもの とする。 2 建築物及び工作物に附属する照 明装置は、生物の生息環境に十分配 慮するものとする。	—
	B地区	建築物の屋根及び外壁等は、周辺の 環境と調和し、落ち着いたある雰 囲気のデザイン、色彩、素材のものとする 。	
	C 1 地区 C 2 地区	1 建築物の屋根及び外壁等は、周辺 の環境と調和し、落ち着いたある雰 囲気のデザイン、色彩、素材のもの とする。 2 建築物及び工作物に附属する照 明装置は、生物の生息環境に十分配 慮するものとする。	
泉ゆめが丘地区地区整備 計画区域	A-1地区 A-2地区	—	—
中山駅南口地区地区	A地区	1 建築物の壁面による圧迫感を軽	

整備計画区域	B地区 C地区	<p>減するため、建築物の柱等のデザインや色彩等によって壁面を分節するものとする。</p> <p>2 店舗等の用に供する部分で、計画図に示す歩道状空地1、歩道状空地2及び歩道状空地4に面する1階部分並びに計画図に示す歩行者用通路3に面する部分は、開口部を設けるなど建築物内部の活動やにぎわいが望めるようなものとする。</p> <p>3 屋外に設ける建築設備等（太陽光発電設備及び太陽熱利用設備を除く。）は、周囲から容易に望見されないよう遮蔽するなど周囲に配慮したものとする。</p> <p>4 駐車場又は駐輪場は、植栽で囲むなど乱雑な外観とならないものとする。</p>	—
川和町駅周辺西地区地区整備計画区域	A-1地区 A-2地区	<p>1 計画図に示す広場1又は広場2に面する建築物の1階部分は、にぎわい形成に寄与するため、ガラスを用いるなど開放感のあるものとする。</p> <p>2 建築物の屋上に設置する建築設備等（太陽光発電設備及び太陽熱利用設備を除く。）は、建築物と調和した遮蔽物で囲むなど乱雑な外観とならないものとする。</p> <p>3 駐車場又は駐輪場は、植栽で囲むなど乱雑な外観とならないものとする。</p>	—
網島東一丁目地区地区整備計画区域	A地区	建築物の色彩は、周囲の建築物の色彩と調和したものとする。	—
	B地区	<p>1 建築物の色彩は、周囲の建築物の色彩と調和したものとする。</p> <p>2 建築物の壁面による圧迫感を軽減するため、建築物の柱等のデザインや色彩等によって壁面を分節するものとする。</p> <p>3 計画図に示す広場2に面する建築物の1階部分は、開口部を設けるなど建築物内部の活動やにぎわいを望むことができるようなものとする。</p> <p>4 屋外広告物については、過剰に照らすことを避け、光源を点滅させる照明装置は設置しないものとする。</p> <p>5 屋外に設ける建築設備等（太陽光発電設備及び太陽熱利用設備を除く。）は、周囲から容易に望見され</p>	

		<p>ないよう遮蔽するなど乱雑な外観とならないものとする。</p> <p>6 駐車場又は駐輪場は、植栽で囲むなど乱雑な外観とならないものとする。</p>	
	D-1地区	<p>1 建築物の色彩は、周囲の建築物の色彩と調和したものとする。</p> <p>2 建築物の壁面による圧迫感を軽減するため、建築物の柱等のデザインや色彩等によって壁面を分節するものとする。</p> <p>3 屋外広告物については、過剰に照らすことを避け、光源を点滅させる照明装置は設置しないものとする。</p> <p>4 屋外に設ける建築設備等（太陽光発電設備及び太陽熱利用設備を除く。）は、周囲から容易に望見されないよう遮蔽するなど乱雑な外観とならないものとする。</p> <p>5 駐車場又は駐輪場は、植栽で囲むなど乱雑な外観とならないものとする。</p>	
都筑川向町南耕地地区 地区整備計画区域	<p>物流・工業A地区</p> <p>物流・工業B地区</p>	<p>1 建築物の屋上に設置する建築設備等（太陽光発電設備及び太陽熱利用設備を除く。）は、建築物と調和した遮蔽物で囲むなど乱雑な外観とならないものとする。</p> <p>2 駐車場又は駐輪場は、植栽で囲むなど乱雑な外観とならないものとする。</p>	—
	沿道利用地区 周辺環境調整地区	建築物の屋根及び外壁の色彩並びに屋外広告物の色彩、大きさ及び形状は、地区の景観と調和したものとする。	
青葉鴨志田西地区地区 整備計画区域	A地区 B地区	<p>1 建築物の屋根及び外壁等は、周囲の環境と調和し、落ち着いた雰囲気のあるデザイン、色彩、素材のものとする。</p> <p>2 屋外広告物の色彩、大きさ及び形状は、周囲への景観的調和に配慮したものとする。</p>	—
東高島駅北地区地区 整備計画区域	A地区	<p>1 計画図に示す遊歩道1（以下この項において「遊歩道1」という。）に面する建築物の1階部分には、屋外から建築物内部の活動やにぎわいが望めるように、開口部又はテラスを設けるものとする。</p> <p>2 地区計画の区域外の周辺市街地に面する建築物の部分や遊歩道1に面する建築物の低層部は、周辺市街地とのボリューム差を感じさせないように、周辺市街地からの連続性やボリューム感の軽減に配慮するものとする。</p> <p>3 屋外広告物の照明は、内照式やバックライト式を主体とし、光源が露出したもの又は点滅するものは避けるものとする。</p> <p>4 計画図に示す主要な道路、区画道路1及び区画道路2並びに栄千若線（以下この項において「主要な道路</p>	

		等」という。)から2メートル以内の範囲に設ける街灯、サイン、ベンチ等の工作物(以下この項において「街灯等」という。)は、周囲の建築物との色彩の統一を図るなど地区全体の景観に配慮したものとする。ただし、道路又は公園内に設置する場合は、この限りでない。
B地区	<p>1 次に掲げる建築物の部分には、屋外から建築物内部の活動やにぎわいが望めるようにするとともに、遊歩道1から計画図に示す広場4(以下この項において「広場4」という。)へのにぎわいの景観の連続性を確保するため、開口部又はテラスを連続して設けるものとする。</p> <p>(1) 遊歩道1に面する建築物の1階及び2階部分</p> <p>(2) 広場4に面する建築物の1階部分で、道路からの水平距離が16メートル以内の部分</p> <p>2 遊歩道1に面する建築物の低層部は、周辺市街地とのボリューム差を感じさせないよう、周辺市街地からの連続性やボリューム感の軽減に配慮するものとする。</p> <p>3 屋外広告物の照明は、内照式やバックライト式を主体とし、光源が露出したもの又は点滅するものは避けるものとする。</p> <p>4 主要な道路等から2メートル以内の範囲に設ける街灯等は、周囲の建築物との色彩の統一を図るなど地区全体の景観に配慮したものとする。ただし、道路又は公園内に設置する場合は、この限りでない。</p> <p>5 計画図に示すデッキ広場(以下この項において「デッキ広場」という。)の運河に面する手すりの構造は、水辺の眺望を確保するため、利用者の通行の安全に支障がない範囲で、手すり子の間隔を広げ、又は透過性のある素材とするものとする。</p>	
C地区	<p>1 建築物は、地区内の視認性及び回遊性を高めるため、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>(1) 計画図に示す広場1(以下この項において「広場1」という。)若しくは広場2(以下この項において「広場2」という。)又は津波避難デッキへ通ずる階段で広場4の西側端部に面するもの並びに広場1又は広場2に面する建築物の広場1又は広場2に面して設ける1階及び2階の開口部と広場4の西側端部の間に見通しを阻害するものを設けないものとする。</p> <p>(2) 広場4の西側端部と東側端部の間に通行及び見通しを阻害するものを設けないものとする。た</p>	

	<p>だし、用途上又は機能上市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 計画図に示す区画道路3の主要な道路等に接する部分と広場4の西側端部の間に見通しを阻害するものを設けないものとする。</p> <p>2 高さが60メートルを超える建築物の外壁及び頭頂部のうち高さが20メートルを超える部分は、統一感のある景観を形成するため、素材、意匠、色彩等をそろえるものとする。</p> <p>3 次に掲げる建築物の部分には、屋外から建築物内部の活動やにぎわいが望めるように、開口部又はテラスを設けるものとする。ただし、住宅等の用途又は自動車車庫その他の専ら自動車若しくは自転車の停留若しくは駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分を除く。</p> <p>(1) 遊歩道1に面する建築物の1階及び2階部分</p> <p>(2) 広場1又は広場2に面する建築物の1階及び2階部分</p> <p>(3) 広場4に面する建築物の1階部分で、道路からの水平距離が16メートル以内の部分</p> <p>4 遊歩道1に面する建築物の低層部は、周辺市街地とのボリューム差を感じさせないように、周辺市街地からの連続性やボリューム感の軽減に配慮するものとする。</p> <p>5 屋外広告物の照明は、内照式やバックライト式を主体とし、光源が露出したもの又は点滅するものは避けるものとする。</p> <p>6 主要な道路等から2メートル以内の範囲に設ける街灯等は、周囲の建築物との色彩の統一を図るなど地区全体の景観に配慮したものとする。ただし、道路又は公園内に設置する場合は、この限りでない。</p> <p>7 デッキ広場の運河に面する手すりの構造は、水辺の眺望を確保するため、利用者の通行の安全に支障がない範囲で、手すり子の間隔を広げ、又は透過性のある素材とするものとする。</p> <p>8 遊歩道1とデッキ広場のにぎわいの連続性を確保するため、遊歩道1からデッキ広場につながる階段を視認性に配慮した位置に設けることで、歩行者の積極的な誘引を図るものとする。</p>
D-1 地区	<p>1 屋外広告物の照明は、内照式やバックライト式を主体とし、光源が露出したもの又は点滅するものは避けるものとする。</p> <p>2 主要な道路等から2メートル以内</p>

	<p>の範囲に設ける街灯等は、周囲の建築物との色彩の統一を図るなど地区全体の景観に配慮したものとする。ただし、道路又は公園内に設置する場合は、この限りでない。</p>
D-2 地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 遊歩道 1 に面した建築物の 1 階部分には、屋内の活動が外部に及ぶように、開口部又はテラスを設けるものとする。 2 遊歩道 1 に面した建築物の低層部は、周辺市街地とのボリューム差を感じさせないよう、周辺市街地からの連続性やボリューム感の軽減に配慮するものとする。 3 屋外広告物の照明は、内照式やバックライト式を主体とし、光源が露出したもの又は点滅するものは避けるものとする。 4 主要な道路等から 2メートル以内の範囲に設ける街灯等は、周囲の建築物との色彩の統一を図るなど地区全体の景観に配慮したものとする。ただし、道路又は公園内に設置する場合は、この限りでない。
E-1 地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区計画の区域外の周辺市街地に面する建築物の部分は、周辺市街地とのボリューム差を感じさせないよう、周辺市街地からの連続性やボリューム感の軽減に配慮するものとする。 2 屋外広告物の照明は、内照式やバックライト式を主体とし、光源が露出したもの又は点滅するものは避けるものとする。 3 主要な道路等から 2メートル以内の範囲に設ける街灯等は、周囲の建築物との色彩の統一を図るなど地区全体の景観に配慮したものとする。ただし、道路又は公園内に設置する場合は、この限りでない。
E-2 地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋外広告物の照明は、内照式やバックライト式を主体とし、光源が露出したもの又は点滅するものは避けるものとする。 2 主要な道路等から 2メートル以内の範囲に設ける街灯等は、周囲の建築物との色彩の統一を図るなど地区全体の景観に配慮したものとする。ただし、道路又は公園内に設置する場合は、この限りでない。
F 地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 神奈川台場遺構の保全又は活用に資する建築物は、計画図に示す台場保全広場との調和を図るものとする。 2 主要な道路等から 2メートル以内の範囲に設ける街灯等は、周囲の建築物との色彩の統一を図るなど地区全体の景観に配慮したものとする。ただし、道路又は公園内に設置する場合は、この限りでない。

(備考)

この表において「計画図」とは、都市計画法第14条第1項に規定する計画図をいう。

■地区計画一覧（令和4年12月28日時点）

C-:地区計画、K-:旧住宅地高度利用地区計画、S-:旧再開発地区計画（※C-019、C-020、C-029、C-65…欠番）							
	番号	条例化	地区名	都市計画決定告示 (下段は変更告示)		条例公布 (下段は変更)	
1	C-001	-	金沢能見台1・2・3丁目地区	S59.12.25	第290号	-	-
				H5.6.25	第204号	-	-
				H8.5.10	第143号	-	-
2	C-002	-	港南下永谷住宅地区	S60.10.29	第256号	-	-
				H5.6.25	第203号	-	-
3	C-003	-	泉弥生台住宅地区	S60.10.29	第257号	-	-
				S62.2.7	第24号	-	-
4	C-004	○	東戸塚西地区	S61.12.23	第312号	-	-
				H11.11.5	第285号	-	-
				H18.6.15	第298号	H18.9.29	第65号
5	C-005	○	保土ヶ谷神戸町地区	S62.7.15	第171号	-	-
				H14.6.5	第211号	H14.9.30	第53号
6	C-006	○	保土ヶ谷星川二丁目地区	S62.7.15	第172号	-	-
				H14.6.5	第212号	H14.9.30	第53号
7	C-007	-	金沢能見台4・5・6丁目地区	S62.9.1	第222号	-	-
8	C-008	-	杉田・新杉田駅周辺地区	S62.9.25	第245号	-	-
				H11.3.5	第57号	-	-
9	C-009	-	瀬谷卸本町地区	S63.8.5	第179号	-	-
				H18.3.3	第73号	-	-
10	C-010	○	みなとみらい21中央地区	H1.10.6	第263号	-	-
				H5.3.31	第85号	H5.6.25	第44号
				H6.8.30	第258号	H6.9.22	第58号
				H9.4.28	第130号	H9.6.13	第58号
				H14.2.15	第57号	-	-
				H15.4.25	第193号	H15.6.5	第41号
11	C-011	-	港北ニュータウン茅ヶ崎近隣センター周辺地区	H2.4.25	第128号	-	-
				H2.4.27	第140号	-	-
12	C-012	-	金沢富岡西一丁目住宅地区	H2.4.27	第140号	-	-
13	C-013	-	緑谷津田原住宅団地地区	H2.11.30	第281号	-	-
14	C-014	-	緑長津田第二住宅団地地区	H2.11.30	第282号	-	-
15	C-015	○	緑台村寺山地区	H5.2.19	第27号	H5.6.25	第44号
16	C-016	○	泉西田第二地区	H5.2.19	第28号	H5.6.25	第44号
				H21.10.15	第351号	-	-
17	C-017	○	瀬谷駅周辺地区	H5.2.19	第29号	H5.6.25	第44号
				H27.7.3	第504号	H27.9.30	第66号
18	C-018	○	緑奈良地区	H5.4.23	第139号	H5.6.25	第44号
19	C-021	○	泉緑園一・二丁目地区	H6.8.30	第256号	H6.9.22	第58号
20	C-022	○	日向山地区	H6.8.30	第257号	H6.9.22	第58号
21	C-023	○	緑十日市場住宅団地地区	H7.1.25	第16号	-	-
				H10.1.14	第29号	-	-
				H28.7.5	第465号	H28.9.26	第58号
22	C-024	○	東戸塚上品濃地区	H7.3.24	第59号	-	-
				H15.2.14	第45号	H15.6.5	第41号
23	C-025	○	栄長尾台地区	H7.7.14	第194号	H7.9.25	第58号
24	C-026	○	港南日野地区	H8.5.10	第138号	H8.9.25	第50号
25	C-027	○	緑長津田地区	H8.5.10	第139号	H8.9.25	第50号
				H11.11.5	第286号	-	-
				H16.7.15	第327号	H16.10.1	第64号
26	C-028	○	都筑関耕地地区	H8.5.10	第140号	H8.9.25	第50号
				H15.3.25	第105号	-	-
27	C-030	○	泉新橋町地区	H8.5.10	第142号	H8.9.25	第50号

				H21.10.23	第 374 号	H22.6.25	第 33 号
				H24.2.15	第 57 号	—	—
119	S-002	○	北仲通南地区	H2.11.30	第 283 号	H3.12.25	第 57 号
				H9.11.28	第 273 号	H9.12.25	第 79 号
120	S-003	○	金沢区堀口地区	H3.8.2	第 177 号	H3.12.26	第 57 号
				H8.11.26	第 293 号	H8.12.25	第 73 号
121	S-004	○	新子安駅西地区	H9.4.8	第 83 号	H9.6.13	第 49 号
122	S-005	○	上大岡C南再開発促進地区	H17.3.4	第 76 号	H17.6.24	第 84 号
				H16.5.14	第 239 号	H16.6.25	第 43 号
123	S-006	○	北仲通北再開発等促進地区	H19.10.15	第 368 号	H19.12.25	第 66 号
				H26.4.15	第 294 号	H26.6.5	第 39 号
				R2.9.7	第 648 号	R2.12.25	第 49 号
124	S-007	○	神奈川羽沢南二丁目地区	H28.3.25	第 163 号	H29.2.24	第 10 号
125	S-008	○	たまプラーザ駅北地区	H28.7.5	第 464 号	H28.9.26	第 58 号
126	S-009	○	東高島駅北地区	H29.3.3	第 123 号	R4.9.28	第 33 号
127	S-010	○	港北箕輪町二丁目地区	H29.12.5	第 702 号	H30.3.5	第 19 号